



**基礎自治体における  
ひきこもりの支援に関する  
調査研究報告書**

2021年3月

公益財団法人 東京市町村自治調査会



---

---

基礎自治体における  
ひきこもりの支援に関する  
調査研究報告書

---

---

2021年3月  
公益財団法人 東京市町村自治調査会



# 基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する調査研究報告書 概要版

## 市町村を取り巻く状況

- ひきこもり状態になる原因は多様で、子どもから高齢者まで幅広い年代で起きており、内閣府調査では、15歳から64歳までのひきこもり状態にある方は100万人を超えると推計されている。
- ひきこもり状態にある方の中には、親も本人も高齢化する「8050問題」や貧困、病気、家族関係や就労など複雑に絡み合ったケースも見られ、住民に身近な存在である基礎自治体が、支援の中心的役割を担うことが期待されている。

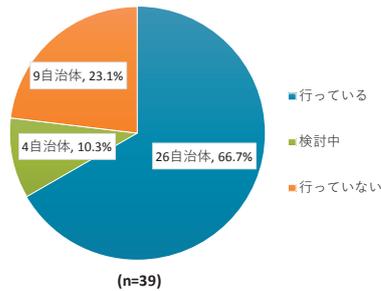
## 多摩・島しょ地域自治体の現状

### 【多摩・島しょ地域自治体アンケート結果】

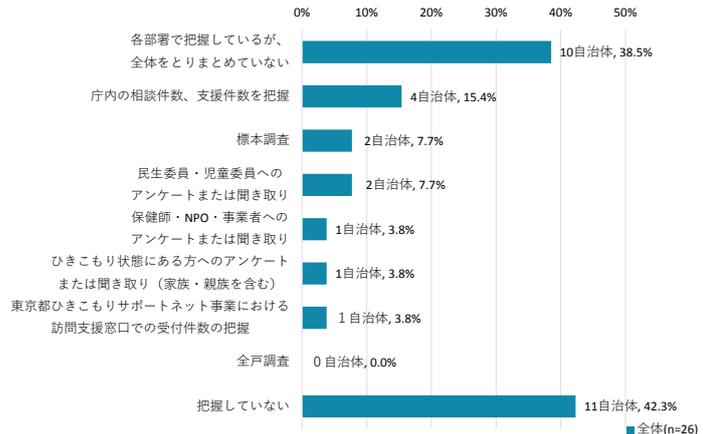
※多摩・島しょ地域39市町村から回答

- 支援を検討中の自治体や行っていない自治体もあり、自治体によって支援状況に差がある。
- 支援を行っている自治体においても、支援体制はさまざまであり、ひきこもり状態にある方の実態を把握していない自治体が多い。

### <ひきこもり状態にある方への支援状況(SA)>



### <実態把握の実施状況(MA)>



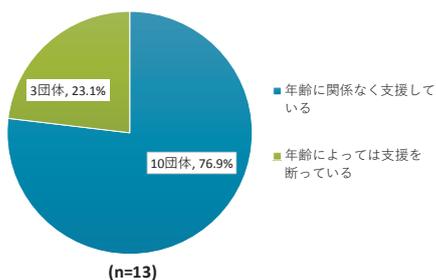
## 支援団体の状況

### 【支援団体アンケート結果】

※東京都若者社会参加応援事業に登録している団体のうち13団体から回答

- 支援団体の支援対象地域は、多摩・島しょ地域全域をカバーしている。
- 年齢に関係なく支援している団体が多いものの、実際に支援している人数は39歳以下に集中しており、支援期間は年単位の長期間にわたっている。

### <年齢制限(SA)>



### <支援している人数 (平均・FA) >

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
男性	3.9	8.4	4.5	1.5	0.3	0.0	0.0	18.6
女性	2.3	3.5	1.6	0.5	0.1	0.0	0.0	8.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	6.2	11.9	6.1	2.0	0.4	0.0	0.0	26.6

(n=10)

### <支援期間(FA)>

	調査数(団体)	平均	最短	最長	中央値
平均支援月数	10	2年4カ月	3カ月	5年	2年3カ月
最大支援月数	9	8年11カ月	2年4カ月	20年	7年

※調査数は回答のあった団体数。

## 先進事例の取組

### 【先進自治体】

先進的な取組を行っている自治体に次の内容をヒアリングした。

	江戸川区	日野市	守山市	総社市	文京区	瀬戸内町	新宮・東牟婁圏域
専門部署の設置	○	○	○	○	○		
実態調査	○						
地域包括支援センター受託者への委託		○					
庁内・庁外連携		○	○	○	○	○	
広報		○	○	○	○		
島での取組						○	
広域連携							○

#### <主なポイント>

- 専門部署を設置している
- 協議会を設置し、ひきこもり支援を検討している
- 実態調査を実施している
- 家族や協力者向けの講演会などのイベントを開催している
- 協議会等の開催や福祉事務所との協働により、連携を強化している
- 住民向け、民生委員、地域包括支援センター向けの講座実施により理解者を拡大している
- 情報共有シートや支援カルテ等により情報を共有している
- 近隣市町村との連携による広域支援を実施している

### 【先進支援団体】

次の特色ある取組を行っている団体にヒアリングを実施した。

団体名	特色
認定特定非営利活動法人 育て上げネット	若者支援として教育機関との連携を構築
特定非営利活動法人 レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク	壮年期世代の居場所づくり
一般社団法人 ひきこもりUX会議	ひきこもり・生きづらさの当事者・経験者支援

#### <支援団体が自治体に求めること>

- 相談窓口を明確化する
- 支援対象者がどこにいるのかを把握し、支援につなげる
- 行政がひきこもりの相談受付をしていることが住民に伝わっていないため、ひきこもり支援を行っていることを広報する
- 事業受注にあたって、複数の業者がそれぞれの強みを発揮できるよう、複数事業者による協働が可能となるような柔軟な契約を設計する
- 単発のイベント等に対し、少額の助成でかつ簡易に申請できる仕組みを構築する
- マイノリティへ配慮する

## ひきこもり支援に必要な取組

誰もがひきこもり状態になる可能性がある。その場合でも、社会とのつながりを回復できる仕組みを作っていくことが求められており、基礎自治体を中心となって支援体制を構築することが重要である。

### <支援の前提>

支援するにあたり、回復を妨げないよう、次の点に注意する必要がある。

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| ①ひきこもることを否定しない           | ⑤ひきこもり状態にある方は多様である |
| ②ひきこもり状態にある方の希望に沿った支援をする | ⑥就労をゴールとしない        |
| ③支援期間は数年単位を想定する          | ⑦家族・親族も支援する        |
| ④全世代を対象に支援する             | ⑧安心できる環境をつくる       |

### <支援の具体的な内容>

取組の具体的な内容は①～⑨が考えられる。

#### ①担当する部署の決定

支援の推進及び情報一元管理のため所管部署を決定する

#### ②相談窓口の設置

相談に来てもらえるように相談窓口を明確化、周知する

#### ③実態把握

ひきこもり状態にある方が何人いて、どのようなニーズがあるか、どのような支援ができるかを検討するために、人数調査・ニーズ調査や地域資源を把握する

#### ④庁内・庁外連携

さまざまな支援を実施するため、庁内・庁外ともに日頃から相談し合える関係性を構築する

#### ⑤相談してもらおうきっかけづくり

相談してもらおうためのきっかけとして、各種媒体を通じた支援実施の周知やイベントを開催する

#### ⑥支援メニューの用意

ひきこもり状態にある方の希望に応じた支援を実現するため、地域資源を考慮しつつ、基礎自治体がすべきことを見極め、各団体と連携し、支援メニューを用意する

#### 支援メニュー（例）

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| i. 相談支援       | vi. 社会体験         |
| ii. 訪問支援      | vii. 就労支援        |
| iii. 家族・親族等支援 | viii. 定着支援       |
| iv. 居場所の提供    | ix. ひきこもり支援団体の支援 |
| v. 学習支援       |                  |

#### ⑦地域での理解促進

家庭内で抱え込まず外に相談しやすい雰囲気を作るために、社会全体の理解を促進することが必要。地域に密着した支援を実施する民生委員・児童委員など、ゆるやかに理解の裾野を広げていくことも重要である

#### ⑧評価

評価指標の設定では、ひきこもり支援の特性を考慮し、定量的な指標だけでなく、定性的な指標も含めて検討する

#### ⑨補助金の活用

活用可能な補助金の情報を収集し、支援の幅を広げる工夫をする



# 目次

<b>第1章 調査研究の概要</b> .....	1
1 調査研究の背景・目的.....	2
(1) 本研究の背景 .....	2
(2) 本研究の目的 .....	2
2 調査研究の実施概要.....	3
(1) 文献調査 .....	3
(2) 自治体アンケート .....	3
(3) 支援団体アンケート .....	3
(4) 全国の先進事例に関する調査 .....	4
(5) 有識者ヒアリング .....	5
3 報告書の構成.....	6
◆ひきこもりを経験された方の体験談 1 .....	7
<b>第2章 ひきこもりに関する基礎情報</b> .....	9
1 ひきこもりの定義.....	10
(1) 新ガイドラインにおける定義 .....	10
(2) 内閣府「生活状況に関する調査」(2019年)における定義 .....	11
(3) 全国の自治体におけるひきこもり状態にある方の定義 .....	13
2 ひきこもり支援施策の動向.....	15
(1) 国の動向 .....	15
(2) 東京都の動向 .....	22
(3) ひきこもり支援に活用できる補助金について .....	24
3 ひきこもりの現状.....	25
(1) 多摩・島しょ地域の推計結果 .....	25
(2) ひきこもり支援の必要性について .....	27
<b>第3章 多摩・島しょ地域の支援等の現状</b> .....	29
1 アンケートの概要.....	30
(1) アンケートの目的・方法 .....	30
(2) 調査結果を利用する際の留意点 .....	31
2 自治体アンケート結果.....	32
(1) 調査結果のポイント .....	32
(2) 調査結果 .....	32
3 支援団体アンケート結果.....	63
(1) 調査結果のポイント .....	63
(2) 調査結果 .....	63
4 多摩・島しょ地域の支援等の現状.....	76
(1) 自治体アンケート結果からみえる現状 .....	76
(2) 支援団体アンケート結果からみえる現状 .....	79
◆ひきこもりを経験された方の体験談 2 .....	82

<b>第4章 先進事例におけるヒアリング調査</b> .....	<b>85</b>
1 先進事例調査の概要.....	86
(1) 自治体による支援 .....	86
(2) 支援団体による支援 .....	87
2 自治体における支援の先進事例.....	88
東京都江戸川区.....	89
東京都日野市.....	91
滋賀県守山市.....	95
岡山県総社市.....	99
東京都文京区.....	103
鹿児島県瀬戸内町.....	110
和歌山県新宮・東牟婁圏域.....	114
3 NPO法人等における支援の先進事例 .....	116
認定特定非営利活動法人 育て上げネット .....	116
特定非営利活動法人 レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク .....	119
一般社団法人 ひきこもりUX会議.....	121
4 ひきこもり支援における先進事例のまとめ.....	124
(1) 先進自治体のまとめ .....	124
(2) 先進支援団体のまとめ .....	124
◆家族の体験談.....	125
<b>第5章 多摩・島しょ地域のひきこもり支援の提言</b> .....	<b>127</b>
1 基礎自治体におけるひきこもり支援.....	128
(1) 広域支援からより身近な支援へ .....	128
(2) 個人の問題から社会の問題へ .....	128
2 ひきこもり支援の具体的取組.....	129
(1) 支援対象 .....	129
(2) 支援の前提 .....	131
(3) 支援の具体的な内容 .....	133
3 おわりに.....	150
<b>資料編</b> .....	<b>151</b>
1 自治体アンケート調査票 .....	152
2 支援団体アンケート調査票 .....	162

# 第1章

## 調査研究の概要

本章では、調査研究の概要として、実施した背景及び目的を説明する。  
次に、調査手法等を説明する。  
最後に、報告書の構成及び各調査方法の関係を示す。

## 1 調査研究の背景・目的

### (1) 本研究の背景

内閣府は「若者の生活に関する調査」(2016年)、「生活状況に関する調査」(2019年)において、15歳から39歳までのひきこもり状態にある方が54万1千人、40歳から64歳が61万3千人いるとしており、15歳から64歳までのひきこもり状態にある方は、合わせて100万人を超え、およそ100人に1人がひきこもりの状態にあると推計している。

ひきこもり状態にある方の中には、ひきこもりの状態が長期化することで、親も本人も高齢化し、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える、いわゆる「8050問題」が顕在化しており、周囲に相談できずに孤立する家族の実態が見受けられると同時に、支え手であった親世代の高齢に伴う生活の行き詰まりの増加が予想される。

これまで、ひきこもり状態にある方がいても、世間体から家族が外の人に相談できずにいたことや、ひきこもり状態にある方が自主的に助けを求めることが難しいことなどから、公的な支援につながりづらくなっていた。しかし、生産年齢人口の減少に伴う働き手不足や税収減、さらには社会保障費の増加にも関わるため、基礎自治体にとっても潜在的な課題となっている。

### (2) 本研究の目的

本調査研究では、多摩・島しょ地域の基礎自治体に取り組むべきひきこもり状態にある方への支援、施策・事業、庁内外の連携のあり方等を提言することを目的としている。

そのため、ひきこもりの全体像を明らかにした上で、基礎自治体の取組状況を把握し、取り組むべき支援を整理する。

特に、本調査研究では、近年まで35歳までの若者を中心としてひきこもり支援が実施されてきたことを考慮し、壮年期世代の支援のあり方についても模索する。

## 2 調査研究の実施概要

「1 調査研究の背景・目的」を踏まえ、本調査研究では次の調査を実施した。

### (1) 文献調査

ひきこもり状態にある方の定義、背景、国や都の動向、関係法令、制度、自治体・支援団体の先進事例、多摩・島しょ地域におけるひきこもりの推計人数等について、調査・整理を行った。

### (2) 自治体アンケート

多摩・島しょ地域のひきこもりの現状、課題等を把握した。

図表 1-1 自治体アンケート概要

調査対象	多摩・島しょ地域39自治体
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の取組状況、内容</li> <li>・実施体制</li> <li>・課題</li> </ul>
実施時期・実施方法	2020年8月 メールによる配布・回収
回収状況	39自治体 回収率100%

### (3) 支援団体アンケート

ひきこもりの支援状況、課題等を把握した。

図表 1-2 支援団体アンケート概要

調査対象	東京都若者社会参加応援事業に登録のある支援団体21団体
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象地域</li> <li>・支援人数、支援状況、支援内容</li> <li>・連携状況</li> <li>・課題</li> </ul>
実施時期・実施方法	2020年8月 郵送による配布・回収
回収状況	13団体 回収率61.9%

## (4) 全国の先進事例に関する調査

取組内容、他団体との連携に至る経緯・手法、制度化に至った経緯などのプロセスを確認するため、自治体及び支援団体にヒアリング調査を実施した。

図表 1-3 先進事例ヒアリング（自治体）

取組	団体名及び担当部署	実施日
実態調査	東京都 江戸川区 福祉部 生活援護第一課	2020年8月7日
地域包括支援センター受託者への委託	東京都 日野市 健康福祉部 セーフティネットコールセンター	2020年9月23日
庁内・庁外連携	滋賀県 守山市 健康福祉部 健康福祉政策課 生活支援相談室	2020年9月2日
庁内・庁外連携	岡山県 総社市 保健福祉部 福祉課	2020年8月5日
庁内・庁外連携	東京都 文京区 福祉部 生活福祉課	2020年9月29日
島での取組	鹿児島県 瀬戸内町 保健福祉課 地域支援係（地域包括支援センター）	2020年10月7日
広域連携	和歌山県 新宮・東牟婁圏域 （新宮市・那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村・串本町）	2020年11月19日

図表 1-4 東京都ヒアリング

取組	団体名及び担当部署	実施日
都の取組	東京都 福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課	2020年11月16日

図表 1-5 先進事例ヒアリング（支援団体）

取組	団体名	実施日
若者世代の支援	認定特定非営利活動法人 育て上げネット	2020年10月23日
壮年期世代の支援	特定非営利活動法人 レター・ポスト・フレンド 相談ネットワーク	2020年10月5日
ひきこもり・生きづらさの当事者・経験者支援	一般社団法人 ひきこもりUX会議	2020年9月9日

**(5) 有識者ヒアリング**

ひきこもり状態にある方の支援に関して造詣の深い有識者から、ひきこもり状態にある方の実態やひきこもり状態にある方や家族・親族等が必要とする支援についてヒアリングした。

図表 1-6 有識者ヒアリング

氏名	所属	実施日
中島 修 氏	文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 教授	2020年7月22日
境 泉洋 氏	特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会 副理事長	2020年7月29日
佐藤 洋作 氏	認定特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク 代表理事	2020年7月21日

### 3 報告書の構成

本調査研究の報告書の構成及び各調査方法の関係は次のとおりである。

#### 第1章 調査研究の概要

調査研究の背景・目的、調査研究項目等の概要について整理



#### 第2章 ひきこもりに関する基礎情報

ひきこもりの定義や国及び東京都の政策動向を整理するとともに、多摩・島しょ地域におけるひきこもりの推計値を示し、ひきこもり支援の必要性について整理

文献調査

有識者ヒアリング



#### 第3章 多摩・島しょ地域の支援等の現状

自治体アンケート・支援団体アンケートから、多摩・島しょ地域の状況を把握

自治体アンケート

支援団体アンケート



#### 第4章 先進事例におけるヒアリング調査

文献調査結果や有識者へのヒアリングから、ひきこもり状態にある方への支援を積極的に行っている自治体・支援団体の事例を調査

先進事例ヒアリング



#### 第5章 多摩・島しょ地域のひきこもり支援の提言

先進事例等から得られたポイントを踏まえ、多摩・島しょ地域の基礎自治体がひきこもり支援の取組を進めることができるよう方向性を提示

#### 資料

・アンケート調査票

## ◆ひきこもりを経験された方の体験談 1

ひきこもりを経験された方やそのご家族に体験談を伺いました。1人目は、一般社団法人ひきこもりUX会議で代表理事を務める林恭子さんのお話です。

一般社団法人 ひきこもりUX会議 代表理事 林 恭子さん

ひきこもり状態になったきっかけを教えてください。



不登校になったのは高校2年生、16歳でした。中学、高校で感じた管理教育への違和感、また母との関係が不登校のきっかけでした。高校、大学中退後、アルバイトなどをするものの20代後半で再びひきこもり、36歳ごろまで断続的にひきこもり状態が続きました。当時の私は「未来を失った」と思い絶望していました。将来への希望が見つけれず理解者も得られず孤立していると感じ、また、自分には生きている価値がなく、社会の中で生きていく場所が見つけれないと思っていました。

ひきこもり状態の時はどのような生活を送っていましたか？



起きるのは午後1時から2時頃、眠るのは明け方という昼夜逆転生活をしていました。洗面や入浴もあまりせず、食事は1日1～2回。外出は通院のみで、ほとんどの時間を自宅で横になって過ごしていました。通常の社会生活を送っている人は、太陽も照り、花も咲き、風も吹く地上の世界で暮らしている感じ。ひきこもりの状態とは、地上ではなく地下の土の中に「生き埋めにされているようなもの」で、息もできず真っ暗闇な状態に置かれているような感じ。そこでは太陽も照らず、花も咲かず風も吹かない。そのような前も後ろも右も左も分からない暗闇の中で、もがき続けているのがひきこもりの状態だと思います。当時は太陽がとても嫌いで、みじめでダメな自分が白日の下に晒されるようでした。また、早起きや散歩など通常「気持ちがいい」「心地いい」と思われるようなことは感じられず、それはあくまでも地上で生活している人の感覚だと思っていました。

どのような支援を受けていましたか？



16歳で不登校になった当時「不登校」という言葉はなく、相談窓口や状況を理解できる人も全くいませんでした。毎日が苦しくて仕方がなく、とにかく今の状況をどうにかしないとおかしくなってしまうと感じていました。10代の私が、「助けてくれそうだな」と思える場所は病院しか思い浮かばず、それ以外の選択肢はありませんでした。

一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事 林恭子さん

通院でどのような変化がありましたか？



何人かの医師やカウンセラーに会いましたが、心境の変化はありませんでした。8人目で出会った精神科医とようやく信頼関係を築くことができ、自分の本当の気持ちや大切だと思っていることを伝えられ、またそれを受け止めてもらえたことから自己肯定感や生きる気力を徐々に取り戻すことができました。

回復に必要なことを教えてください。



ひきこもり状態とは、エネルギーが枯渇している状態ともいえます。例えば、ガソリンの入っていない車を外から走らせようとしても動かないように、人もエネルギーが枯渇した状態では、動き出そうにも動き出せません。まずはエネルギーを溜めることが先。そのためには、当事者にとって何かしらプラスの言葉がけや環境が必要であり、それは例えば、「心地が良い」「気持ちがいい」「理解された」「聞いてもらった」「嬉しい」「楽しい」などのポジティブな気持ちになれるものです。一方で、「無理解」「叱責」「説教」「説得」「正論」「プレッシャー」等のネガティブなエネルギーが入るとせっかく溜まったポジティブなエネルギーが減ってしまうので極力避ける必要があります。

現在の活動を教えてください。



ひきこもりや生きづらさを経験した仲間たちと、居場所づくりやイベント開催、講演会、研修会や、実態調査、書籍の発行などを通じて、あって欲しい支援や当事者の声を伝える活動をしています。長年、当事者は専門家や有識者、支援者等から分析され、語られてきましたが、当事者の思いや考えが必ずしも正しく捉えられていたとはいえ、支援内容は就労や自立を目的とするものに偏っていると感じていました。当事者の声を伝え本当に必要な支援体制を構築していく必要性を感じたことが活動の契機となっています。

## 第2章

### ひきこもりに関する基礎情報

本章では、ひきこもりに関する基本的情報として、  
まず、ひきこもりの定義や国及び東京都の支援施策の動向を整理する。  
次に、多摩・島しょ地域におけるひきこもりの推計値を示す。  
最後に、ひきこもりの支援の必要性について整理する。

## 1 ひきこもりの定義

ひきこもりという状態は、個人の「甘え」や「怠け」、そして「病気」のことを指しているのではない。ひきこもり支援の必要性を検討するにあたって、まずはひきこもりについての正しい知識を持つことが必要である。ひきこもりには明確な定義は存在しないが、公的機関が示している資料を基として、既存のひきこもりの定義を整理する。

ひきこもりの定義は、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業の研究成果としてまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（以下、「新ガイドライン」という。）や内閣府によって行われた調査によって示されている。なお、内閣府によって行われた調査は、15歳から39歳を対象とした「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（2010年）と「若者の生活に関する調査」（2016年）が行われ、両調査の結果よりひきこもりの長期化傾向が見られた。そこで、青年期以降のひきこもりの実態を調査するため、40歳から64歳を対象とした「生活状況に関する調査」（2019年）が実施されている。

加えて、全国の自治体において、ひきこもり状態にある方の実態等の調査に際して規定されている定義についても確認した。

### (1) 新ガイドラインにおける定義

新ガイドラインにおいて、ひきこもりの定義は以下のとおりとされている。

様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念

このことから、直接他者と交流するような社会参加を6ヵ月以上回避している現象のことを、ひきこもりと定義しており、問題行動や疾患を意味するわけではないことが分かる。「他者と交わらない形での外出をしてもよい」とただし書きがあるように、毎日外出していても、社会とのつながりが無い人は「ひきこもり」とされている。単に自宅や自室に閉じこもっている状態のことだけが「ひきこもり」ではないことに留意する必要がある。

なお、同ガイドラインの中では、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状<sup>1</sup>に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべき」としており、統合失調症の症状がひきこもりの原因として含まれている可能性も示している。

ひきこもり状態の原因は、ストレスや環境の変化によるものだけでなく、精神疾患や発達障害の可能性などさまざまであり、1つに特定できない場合や複数の要因が混在している場合があることも留意する必要がある。

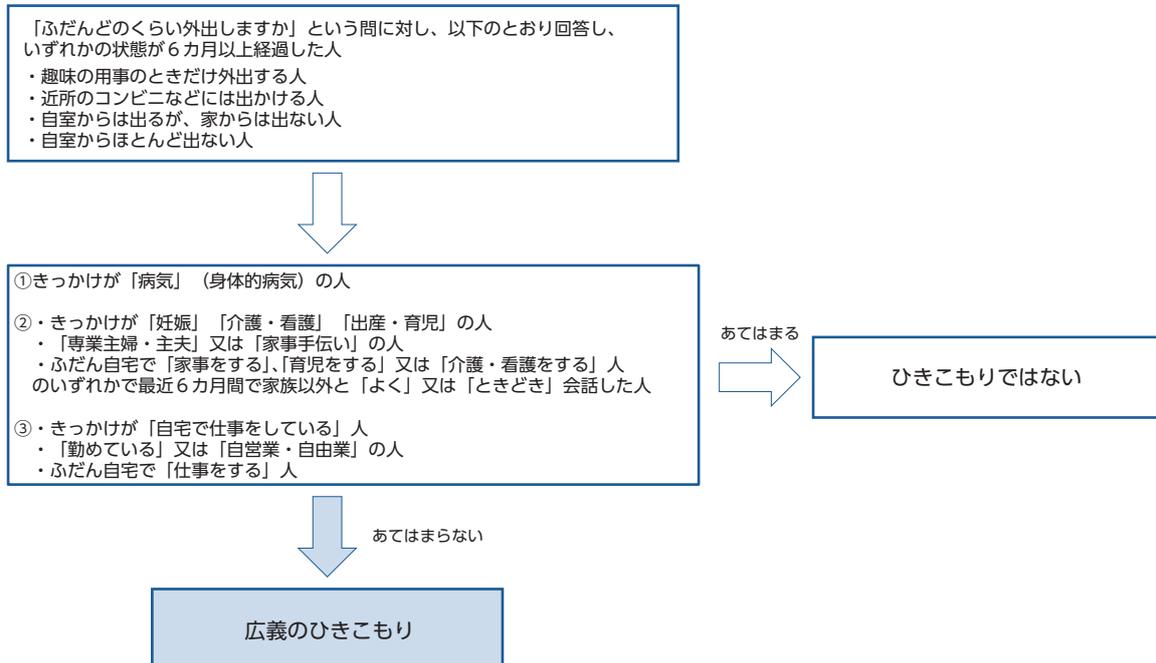
1 統合失調症の陽性症状とは、幻覚や妄想をはじめとする症状のことを指し、陰性症状とは、意欲の減退や感情表現が乏しくなる症状を指す。

(2) 内閣府「生活状況に関する調査」(2019年)における定義<sup>2</sup>

「ふだんどのくらい外出しますか」という問に対し、「趣味の用事のときだけ外出する」、「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答し、かつ、その状態となって6カ月以上経つと回答した人で、次の①～③に該当しない人を「広義のひきこもり群」と定義している。

- ① 現在の状態となったきっかけを「病気」とし、病名を身体的病気とした人
- ② 現在の状態となったきっかけを「妊娠」「介護・看護」「出産・育児」とした人
  - ・就労・就学等の状況を「専業主婦・主夫」又は「家事手伝い」とした人
  - ・「ふだんご自宅にいるときに、よくしていることすべてに○をつけてください」という問に対し、「家事をする」、「育児をする」又は「介護・看護をする」とした人のいずれかで、かつ、
  - ・「最近6カ月間に家族以外の人と会話しましたか」という問に対し、「よく会話した」又は「ときどき会話した」とした人
- ③ 現在の状態となったきっかけを、「自宅で仕事をしている」とした人
  - ・就労・就学等の状況を「勤めている」又は「自営業・自由業」とした人
  - ・「ふだんご自宅にいるときに、よくしていることすべてに○をつけてください」という問に対し、「仕事をする」とした人

図表 2-1 内閣府「生活状況に関する調査」(2019年)におけるひきこもりの定義



2 「若者の生活に関する調査」(2016年)と「生活状況に関する調査」(2019年)の定義には、基となる設問の違いにより若干の差異があるが、本稿ではより新しい調査である「生活状況に関する調査」(2019年)の定義を取り上げる。

このうち、「ふだんどのくらい外出しますか。」という問に対し、「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答した人を「狭義のひきこもり」、「趣味の用事の時だけ外出する」と回答したものを「準ひきこもり」とし、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」の合計を「広義のひきこもり」としている。

図表 2-2 内閣府「生活状況に関する調査」(2019年)におけるひきこもりの定義と出現率

名称		状態	出現率
広義のひきこもり群	準ひきこもり群	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.58%
	狭義のひきこもり群	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.65%
		自室からは出るが、家からは出ない 又は、自室からほとんど出ない	0.22%
合計			1.45%

調査結果では、広義のひきこもり群の出現率は1.45%、準ひきこもり群の出現率は0.58%、狭義のひきこもり群の出現率は、「近所のコンビニなどには出かける人」が0.65%、「自室からは出るが、家からは出ない人」「自室からほとんど出ない人」が0.22%となっている。

### (3) 全国の自治体におけるひきこもり状態にある方の定義

ひきこもり支援を実施する自治体の取組の1つとして、ひきこもり状態にある方の実態等の調査が行われている。2019年5月厚生労働省調べによると、概ね過去10年間において、都道府県で23件、基礎自治体で105件、計128件実施されている。そのうち厚生労働省により結果が公表されている43件において、調査対象者であるひきこもり状態にある方の定義を確認した。結果が公表されている自治体の定義を見ると、約25%が独自の定義を設定していた。

図表 2-3 自治体で実施された調査におけるひきこもり状態にある方の定義

調査対象の定義	自治体数
新ガイドラインの定義と同等 <sup>3</sup>	18
内閣府調査の定義と同等 <sup>3</sup>	14
自治体独自の定義を設定（内訳は以下のとおり）	11

※その他の内訳（類似する内容はまとめている）

- ・定職を持たずに2年以上経過した人
- ・3カ月以上、学校や仕事などに行っておらず、家族や援助人・医療人以外の人との交流がなく、主に自宅で過ごしている人
- ・人とのかかわりを避け、長期にわたり、学校や仕事に行かず、それ以外の自発的な外出も極めて少ない人
- ・社会から孤立し、家族以外との親密な対人関係がない状態が6カ月以上続いている人。ただし、統合失調症や家事・育児などを除く
- ・過去6カ月の間、外出していても家族以外の人とのコミュニケーションがほとんどない状態の人
- ・社会や学校への参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が6カ月以上の長期にわたって失われている状態にある人
- ・義務教育終了後であって、おおむね6カ月以上社会から孤立した状態にある人
- ・中学校卒業後または高等学校卒業後から65歳未満の人であって、おおむね6カ月以上社会から孤立しているひきこもり状態にある人
- ・家族会の会員やひきこもり支援団体の支援を受けている人

3 同等には「重度の障害や高齢等により外出できない人を除く」といった自治体独自の条件を付している件数も含む。

また、内閣府の「若者の生活に関する調査」（2016年）は15～39歳、「生活状況に関する調査」（2019年）は40～64歳を対象に実施されたが、自治体における調査対象は、15歳以上とする自治体が27自治体あり、そのうち年齢の上限を定めていない自治体が11自治体で一番多く、15～64歳とする自治体が6自治体と続いた。

図表 2-4 ひきこもり状態にある方の調査対象年齢層

調査対象年齢	自治体数
小学生～60歳代	1
10～40歳代	1
15歳以上（上限なし）	11
15～29歳	1
15～34歳	2
15～39歳	2
15～40歳	1
15～45歳	1
15～49歳	1
15～59歳	2
15～64歳	6
16～39歳	1
16～29歳	1
18～39歳	2
18～54歳	1
18～84歳	1
中学校卒業後または高等学校卒業後～64歳	1
20歳以上（上限なし）	1
20～64歳	1
年齢を定めず	5

ひきこもり支援を自治体で取り組むにあたっては、その自治体の状況に応じた定義が設定されていると想定される。なお、東京都で開催されている「東京都ひきこもりに係る支援協議会」においては、新ガイドラインと同等の定義がなされ、年齢の区分はされていない。

## 2

## ひきこもり支援施策の動向

当初、ひきこもり状態にある方の支援は都道府県・指定都市レベルから始まった。しかし、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化する一方で、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題への支援ニーズは増加している。そのため、支援の主体は、住民により身近な基礎自治体へ移行されつつある。文献調査や東京都へのヒアリング結果を基に、国や都のひきこもり支援施策の動向を確認する。

## (1) 国の動向

図表 2-5 国の動向

年度	施策概要
2003年度	「10代・20代を中心とした『ひきこもり』をめぐる地域精神保健活動のガイドライン—精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか—」（厚生労働科学研究）を都道府県・指定都市に配布
2006年度	地域若者サポートステーション（愛称：「サポステ」）事業開始（厚生労働省） →各都道府県労働局単位で支援を実施
2009年度	「ひきこもり対策推進事業」創設（厚生労働省） →都道府県・指定都市において「ひきこもり地域支援センター」を整備開始
2010年度	「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」作成（厚生労働科学研究） 「子ども・若者育成支援推進法」施行（内閣府）
2013年度	「ひきこもり対策推進事業」拡充（厚生労働省） →都道府県・指定都市において「ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業」開始
2015年度	生活困窮者自立支援法施行（厚生労働省） →福祉事務所設置自治体において「生活困窮者自立支援制度」開始
2016年度	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
2017年度	改正社会福祉法公布（厚生労働省） →「地域共生社会」の実現に向け、「我が事・丸ごと」の支援の理念を明確化。地域生活課題の解決のための体制づくりを市町村の努力義務化。
2018年度	改正生活困窮者自立支援法公布 「ひきこもり対策推進事業」を拡充（厚生労働省） →都道府県において「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業」、市町村において「ひきこもりサポート事業」開始
2019年度	「就職氷河期世代活躍支援プラン」公表（厚生労働省） 「経済財政運営と改革の基本方針2019」に「就職氷河期世代活躍支援プログラム」を明記（内閣府） 「就職氷河期世代支援推進室」設置（内閣官房） 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終取りまとめを発表（厚生労働省）
2020年度	改正社会福祉法の可決・成立（厚生労働省） ※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は2021年4月施行

※ひきこもり対策推進事業は、2020年度からひきこもり支援推進事業に名称変更

厚生労働省は従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策等において、ひきこもりを含む相談受付等の取組を行っていたが、2003年度に厚生労働科学研究「10代・20代を中心とした『ひきこもり』をめぐる地域精神保健活動のガイドライン—精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか—」を都道府県・指定都市に配布し、「ひきこもり」の状態にある人々も精神的健康の問題であり、精神保健福祉の対象とされた。

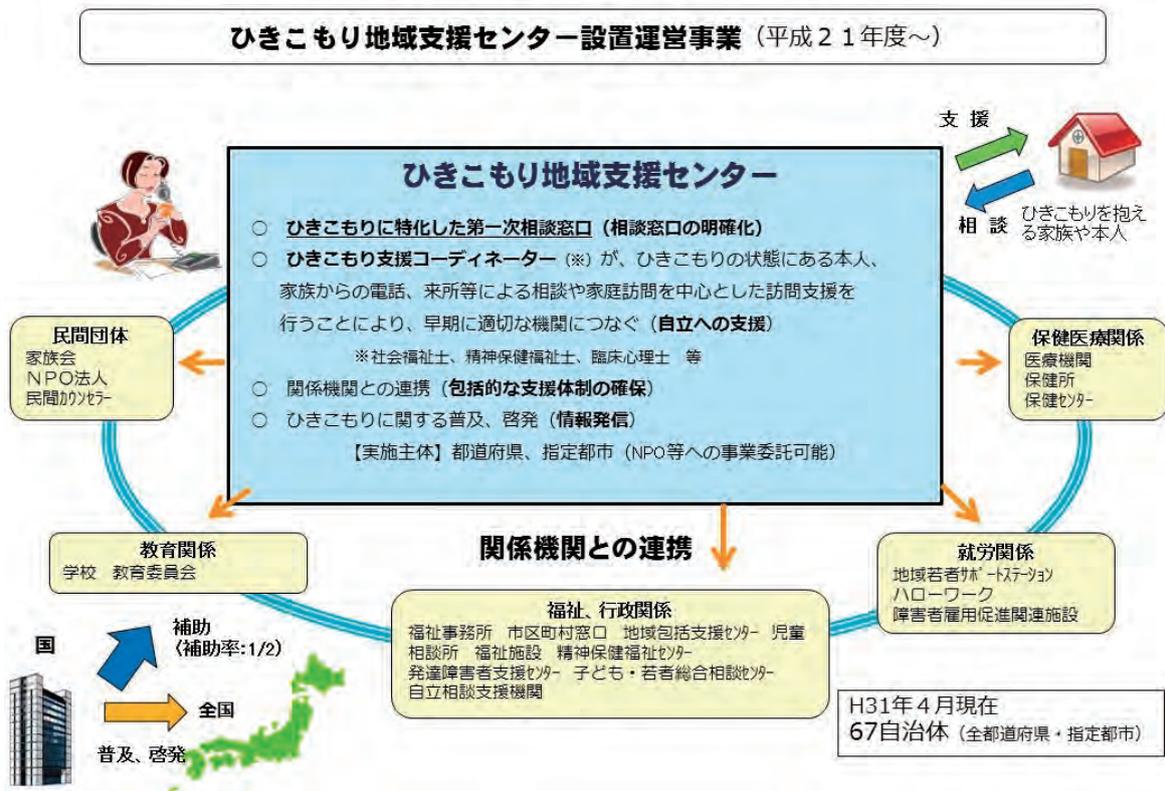
2006年度には、若年無業者<sup>4</sup>の就労を支援し、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ地域社会の支え手とすることを目的として、「地域若者サポートステーション事業」が開始された。各都道府県労働局が若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等に委託して実施され、職業的自立に向けての専門的な相談支援、高校中退者等のニーズに応じたアウトリーチ型の相談、就職後の定着・ステップアップ支援等が行われている。

2009年度には施策の更なる充実を図るため厚生労働省は「ひきこもり対策推進事業」を創設した。それを受けて、全国の都道府県・指定都市では、ひきこもりに特化した第一次相談窓口として、ひきこもり地域支援センターの設置が始まった。2020年現在、全都道府県・指定都市67自治体に計75カ所設置されている。ひきこもり地域支援センターには以下の4つの役割が求められている。

- ①相談支援：ひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもり状態にある方・家族からの電話、来所等による相談や、必要に応じ家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な関係機関につなぐ
- ②包括的な支援体制の確保：地域の関係機関との連携体制の構築
- ③情報発信：ひきこもりに関する普及啓発、利用可能な相談・支援機関情報の発信
- ④後方支援：地域の支援関係機関への助言、相談対応等の実施

4 15～34歳で、就業者と完全失業者以外の人のうち、家事も通学もしていない人。

図表 2-6 ひきこもり地域支援センターの概要



出典：厚生労働省ウェブサイト

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html))

(2021年1月19日閲覧) より

なお、2010年に施行された子ども・若者育成支援推進法は、第一条で法律の目的を掲げ、教育、福祉、雇用等の各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニートやひきこもりといった困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図るとしている。子ども・若者育成支援推進法において、ひきこもり地域支援センターは子ども・若者育成の関係機関として、地域ネットワークを構成する機関とされている。

同じく2010年5月には、厚生労働科学研究の成果により「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」が新たに出され、ひきこもり支援にあたる機関への支援に関する指針が示された。

2013年度にはひきこもり対策推進事業が拡充され、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりの状態にある方や家族からの多様な相談にきめ細かく、かつ、継続的な訪問支援等を行うことを目的として、「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業」が創設された。各都道府県・指定都市において訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」(ピアサポーター<sup>5</sup>を含む。)を養成し、養成したひきこもりサポーターを地域に派遣し訪問支援等を行うものである。

その後、ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業の実施が低調であることや、日常生活・社会的自立のための居場所などの地域資源が不足しているといった問題に対応するた

5 ピアとは同等の人、同僚を意味し、ひきこもり経験者やひきこもり状態にある方による仲間同士の支え合いをピアサポートという。ピアサポーターは、支える者のこと。

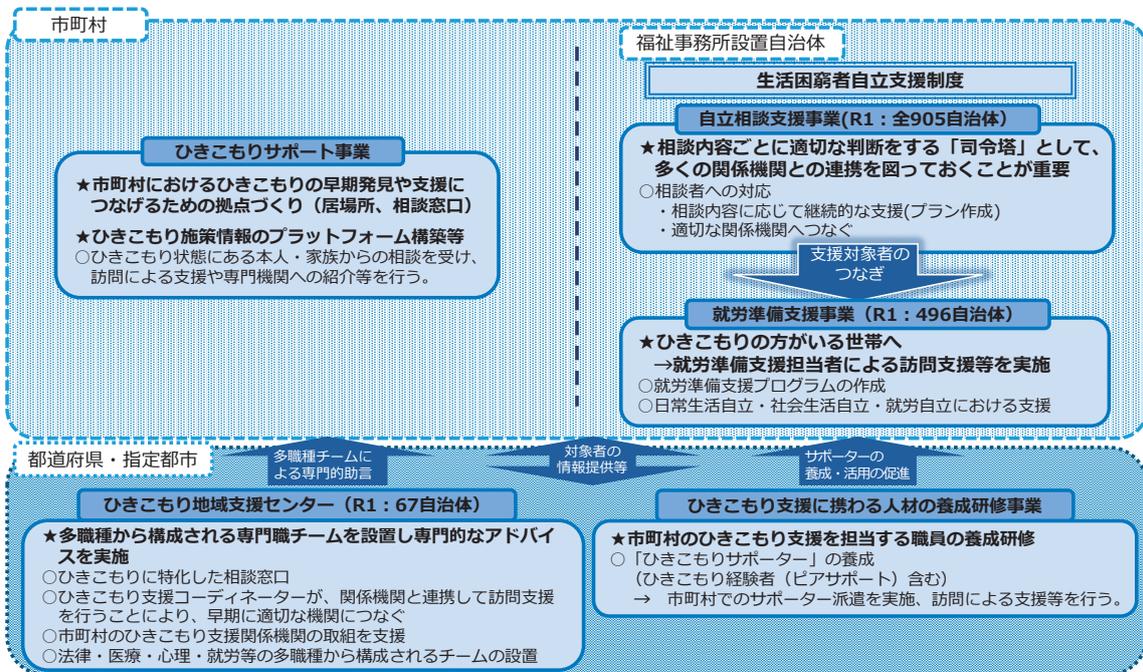
め、2018年度にはひきこもり対策推進事業が再び拡充され、市町村における「ひきこもりサポート事業」の項目が創設された。ひきこもりサポート事業には以下の3つの役割が求められている。

- ①情報発信：利用可能な相談窓口・支援関係機関情報の集約と住民への発信。
  - ②支援拠点づくり：早期発見・早期支援につなげるためのネットワーク構築や、ひきこもり状態にある方等が安心して参加できる居場所の提供等。
  - ③ひきこもりサポーター派遣：訪問支援や居場所運営等へのサポーター派遣。
- また、ひきこもり地域支援センターによる市町村後方支援機能が強化された。

高齢者福祉や児童福祉、障害者福祉や生活保護など、年齢や経済の状態によって支援の対象を分けていた従来の制度において、対象となる年齢層も幅広く経済状態も多様な「ひきこもり」はどの制度の支援対象にも当てはまらなかった。そこで、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するため、2015年に生活困窮者自立支援法が施行された。法に基づく生活困窮者自立支援制度では、各自治体において多様で複合的な課題を抱える人を広く対象として、就労支援のみならず家計支援や住まいの確保など、個々の生活困窮者やその世帯の状況に応じた包括的な相談支援を行うことを目的としている。

2018年に成立した改正生活困窮者自立支援法においては、第二条で基本理念を明確化するとともに、第三条で生活困窮者の定義規定がなされ、本人が経済的な困窮に至る背景事情として「地域社会との関係性」が明記された。収入が無く、理解者・支援者がいないひきこもり状態にある方が、地域社会から孤立したままでは生活維持が不可能であることから、ひきこもり状態にある方は同法の支援の対象とされている。

図表 2-7 現在のひきこもり支援施策の全体像



出典：厚生労働省ウェブサイト

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html))

(2021年1月19日閲覧) 掲載の図を (株) 日本能率協会総合研究所が加工

2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」には、「地域共生社会の実現」が盛り込まれている。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である。

2017年6月に改正社会福祉法が公布され、第四条で「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」と明記するとともに、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組やさまざまな相談を「丸ごと」受け止める場の整備、相談機関の協働やネットワーク体制の整備などを通じ、第六条で包括的な支援体制を整備することが市町村の新たな努力義務とされた。

図表 2-8 地域共生社会の概要

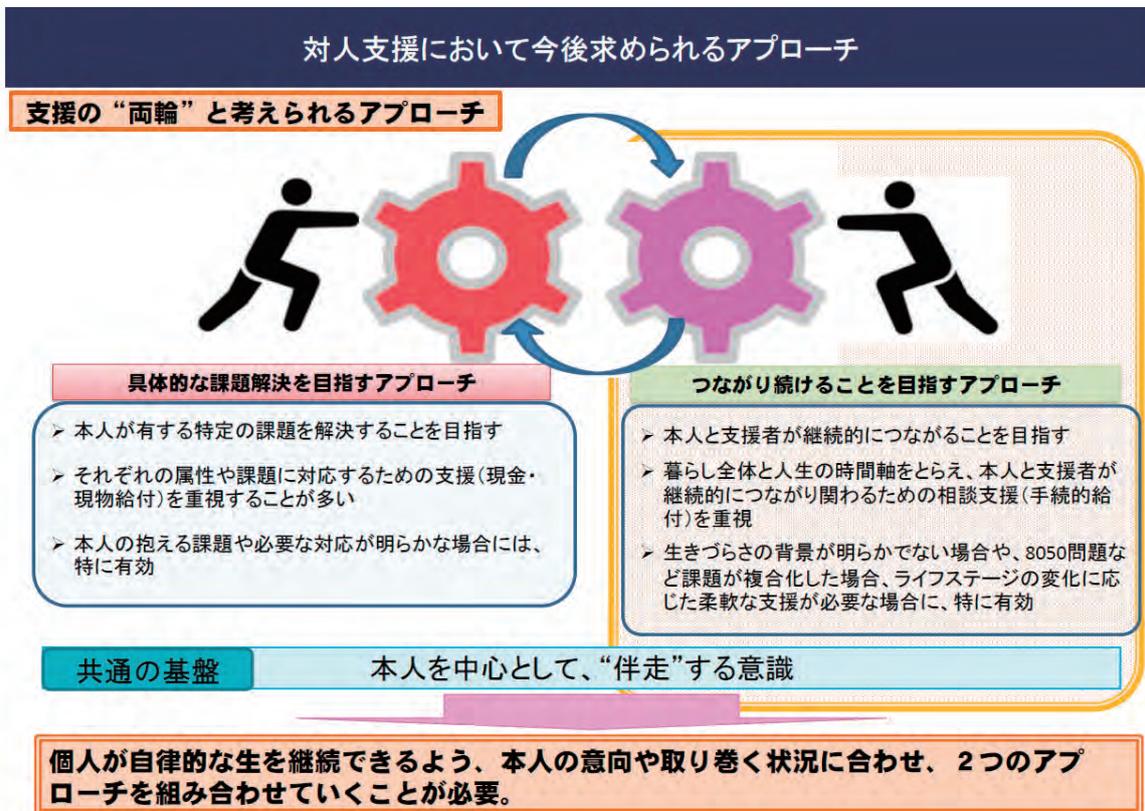


出典：厚生労働省「第1回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料2 (2019年5月) より

その後、2019年には厚生労働省が「就職氷河期世代活躍支援プラン」を公表、内閣府が「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太の方針）に「就職氷河期世代活躍支援プログラム」を明記、内閣官房に就職氷河期世代支援推進室を設置するなど、年々ひきこもり支援が強化されている。

また、同年12月には、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進める「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）が最終とりまとめを発表し、対人支援において今後求められるアプローチとして、「具体的な課題解決を目的とするアプローチ」と「つながり続けることを目的とするアプローチ」を両輪として進めることが必要であるとした。

図表 2-9 対人支援において今後求められる両輪のアプローチ



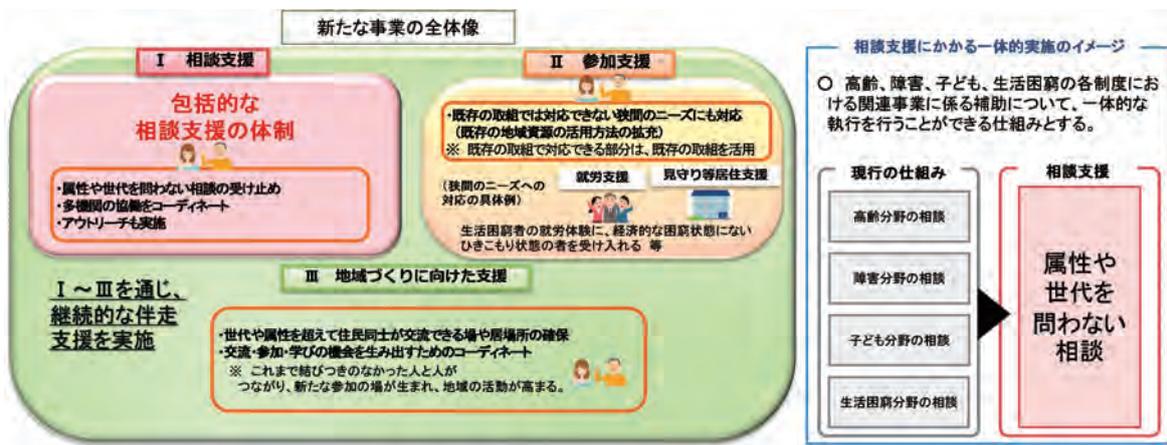
出典：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終取りまとめ（概要）（2019年12月）より

ひきこもり支援においては、必ずしも始めからひきこもり状態にある方と接点を持つことができるわけではない。本人と接点を持っていない場合、ひきこもり状態にある方と連絡がとれるまでの間、家族・親族等と継続的に状況を確認し、ひきこもり状態にある方とつながるための方法を模索することになる。また、ひきこもり状態にある方とつながることができてからも、状態やライフステージの変化などに応じて、つながりを絶やさない取組が必要と考えられる。ひきこもり状態にある方、家族・親族等と「つながり続ける支援」が求められている。

2020年6月には、一つの世帯において複数の課題（8050世帯や、介護と育児のダブルケア等）が存在している状態や世帯全体が地域から孤立している状態等、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備するため、改正社会福祉法が成立した。改正法では、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、第百六条の三、第百六条の四においてⅠ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業（重層的支援体制整備事業）を創設するとされている。

「重層的支援体制整備事業」では属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的に執行することとなっている。

図表 2-10 2021年4月施行の改正社会福祉法で規定された新たな事業の全体像



出典：厚生労働省「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要」（2020年6月）より

## (2) 東京都の動向

続いて東京都の動向を整理する。

### ① ひきこもりに係る支援の経過

図表 2-11 東京都のひきこもりに係る支援の経過

年度	施策概要
2004年度	「ひきこもりサポートネット」開設（生活文化局）
2005年度	「ひきこもりサポートネット」を青少年・治安対策本部に移管
2011年度	「東京都若者社会参加応援事業」開始
2014年度	「ひきこもりサポートネット」において、市区町村との協働による訪問相談を開始
2017年度	東京都地域福祉支援計画を策定 →「ひきこもりの若者等への支援」を明記
2018年度	「ひきこもりサポートネット」をNPO法人へ委託
2019年度	ひきこもりに係る事業を福祉保健局に移管

東京都では、2004年度から生活文化局男女平等・青少年対策室に「東京都ひきこもりサポートネット」を開設し、ひきこもりの若者や家族からの相談受付を実施してきた。2005年8月には、青少年・治安対策本部に事業を移管した。

2011年度には「東京都若者社会参加応援事業」を開始し、東京都が策定した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った支援事業を実施するNPO法人等を登録し、都民等への周知を開始した。

2014年度には、「ひきこもりサポートネット」においてひきこもりとなった人やその家族の生活状況を把握し、必要な支援機関を紹介する訪問相談の取組を開始した。なお、当初、訪問相談の対象は義務教育終了後の15歳から概ね34歳までであったが、2019年度から35歳以上にも対象が拡大された。

2018年度～2020年度を計画期間とする東京都地域福祉支援計画に「ひきこもりの若者等への支援」を明記、2019年度には、ひきこもりの状態の長期化・高齢化や生活困窮、介護の問題など多岐にわたり、ひきこもりの状態にある方や家族が抱える問題の多様化を踏まえ、ひきこもり支援に係る事業を福祉保健局に移管した。また、年齢によらず、ひきこもりの状態にある方・家族の状況に応じた支援の在り方についての検討及び情報共有の場を設け、ひきこもりの状態にある方・家族への切れ目のないきめ細かな支援を行うことを目的として、学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置した。

② 現在の取組

東京都のひきこもりの状態にある方への取組は、「東京都ひきこもりサポートネット」、「東京都若者社会参加応援事業」、「都民向けのシンポジウム」の3つである。これらに加えて、2019年度に発足した「東京都ひきこもりに係る支援協議会」において、支援のあり方などの提言をまとめているところである（2021年度にとりまとめ予定）。

i. 東京都ひきこもりサポートネット

本事業は、ひきこもりの状態にある方、家族・親族等、さらには友人から電話、メール、訪問による相談を行う事業である。電話、メールによる相談は匿名での相談が可能であるが、訪問相談は、本人同意のもと各市区町村が窓口となり、東京都ひきこもりサポートネットの職員が訪問する。この際、必要に応じて基礎自治体職員とケース検討会議を行い、情報共有を図っている。本事業は、国の「ひきこもり支援推進事業」における「ひきこもり地域支援センター事業」に該当する。

図表 2-12 東京都ひきこもりサポートネットのリーフレット



出典：東京都ひきこもりサポートネットウェブサイト (<https://www.hikikomori-tokyo.jp/>) (2021年1月19日閲覧) より

ii. 東京都若者社会参加応援事業

東京都が整備した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った支援事業を、適正かつ継続的に実施できるNPO法人等を育成・サポートすることにより、ひきこもりの状態にある若者の社会参加を応援する事業である。なお、「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った支援事業を実施しているNPO法人等は、登録団体・研究団体として実施している支援内容とともに東京都ひきこもりサポートネットのウェブサイトでも公開されている。

iii. 都民向けシンポジウム

ひきこもりの状態にある方やその家族を対象として、講演会や支援機関の取組紹介等の普及啓発を行う。

### (3) ひきこもり支援に活用できる補助金について

ひきこもり支援の主体が都道府県・指定都市から基礎自治体に移行されつつあることを踏まえ、基礎自治体がひきこもり支援に活用することができる財政的支援を整理する。2020年度現在、国において基礎自治体がひきこもり支援に活用可能な補助金は以下の2つである。

なお、2021年度以降、社会福祉法改正に伴い補助金体系に変更が生じる可能性があるため、国や都からの通知を注視する必要がある。

図表 2-13 活用できる補助金

	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	地域就職氷河期世代支援加速化交付金
主体	厚生労働省	内閣府
概要	<p>地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けたさまざまな支援サービスを総合的・一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする補助金である。</p> <p>本補助金の交付対象とされている事業のうち、ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある方や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある方の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする「ひきこもり支援推進事業」が活用可能<sup>6</sup>である。</p>	<p>地方自治体において、当該地域における就職氷河期世代<sup>7</sup>の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させることを目的とする交付金である。</p>
開始	2015年度	2019年度
対象	報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、補助金	①不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）、②長期にわたり無業の状態にある方（就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等）、③社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方など）に向けた、相談支援の実施や居場所の整備・提供等の事業
補助率	1 / 2	3 / 4

6 ひきこもり状態にある方は生活困窮者自立支援制度の支援対象であるため（本報告書P.18参照）、ひきこもり支援推進事業以外の本補助金の交付対象である、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じる「生活困窮者自立相談支援事業」や、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援する「就労準備支援事業」等においても支援対象であることに留意。

7 概ね1993～2004年に学校卒業期を迎えた世代のこと。

### 3 ひきこもりの現状

ここまで、ひきこもり支援に関する国や都の動向、法令を紹介してきたが、本項では、基礎自治体におけるひきこもり支援の現状について整理する。

#### (1) 多摩・島しょ地域の推計結果

内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」(2016年)(対象:15~39歳)、「生活状況に関する調査」(2019年)(対象:40~64歳)における出現率を基とした、多摩・島しょ地域のひきこもり人口の推計結果は以下のとおりである。

内閣府が行った調査の出現率を基とすると、多摩・島しょ地域全体で15~39歳の広義のひきこもりは約19,000人(出現率1.57%)、40~64歳の広義のひきこもりは約22,000人(出現率1.45%)いることが推計される。なお、広義のひきこもり群はいずれの年代においても1.5%程度、およそ100人に1人が該当し、人口に対する生活保護を受給している人の割合<sup>8</sup>と同程度である。

図表 2-14 ひきこもり状態にある方の推計値【15~39歳の場合】

地域	15歳~39歳人口	広義のひきこもり群			
		準ひきこもり群	狭義のひきこもり群		
			出現率1.57%	出現率1.06%	出現率0.35%
				ふだんは家にいるが、近所のコンビニには出かける	自室からは出ないが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない
1 八王子市	153,585	2,412	1,629	538	246
2 立川市	53,108	834	563	186	85
3 武蔵野市	45,183	710	479	159	73
4 三鷹市	56,508	888	599	198	91
5 青梅市	32,180	506	342	113	52
6 府中市	75,690	1,189	803	265	122
7 昭島市	30,379	477	323	107	49
8 調布市	71,646	1,125	760	251	115
9 町田市	109,035	1,712	1,156	382	175
10 小金井市	38,789	609	412	136	63
11 小平市	56,747	891	602	199	91
12 日野市	53,011	833	562	186	85
13 東村山市	39,284	617	417	138	63
14 国分寺市	38,103	599	404	134	61
15 国立市	21,954	345	233	77	36
16 福生市	16,500	260	175	58	27
17 狛江市	24,332	383	258	86	39
18 東大和市	21,544	339	229	76	35
19 清瀬市	19,000	299	202	67	31
20 東久留米市	29,176	459	310	103	47
21 武蔵村山市	18,732	295	199	66	30
22 多摩市	37,893	595	402	133	61
23 稲城市	25,480	401	271	90	41
24 羽村市	14,551	229	155	51	24
25 あきる野市	19,445	306	207	69	32
26 西東京市	57,784	908	613	203	93
27 瑞穂町	8,312	131	89	30	14
28 日の出町	3,534	56	38	13	6
29 檜原村	282	5	3	1	1
30 奥多摩町	751	12	8	3	2
31 大島町	1,552	25	17	6	3
32 利島村	79	2	1	1	1
33 新島村	505	8	6	2	1
34 神津島村	445	7	5	2	1
35 三宅村	478	8	6	2	1
36 御蔵島村	97	2	2	1	1
37 八丈町	1,289	21	14	5	3
38 青ヶ島村	49	1	1	1	1
39 小笠原村	765	13	9	3	2

8 「被保護実人員(1カ月平均)」÷「基準日現在の総人口」で算出した値。保護率。2020年1月現在、多摩・島しょ地域の保護率は1.74%。

図表 2-15 ひきこもり状態にある方の推計値【40～64歳の場合】

地域	40歳～64歳人口	広義のひきこもり群			
		準ひきこもり群	狭義のひきこもり群		
			ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	自室からは出るが、家からは出ない	又は自室からほとんど出ない
出現率1.45%	出現率0.58%	出現率0.65%	出現率0.22%		
1 八王子市	192,654	2,794	1,118	1,253	424
2 立川市	63,660	924	370	414	141
3 武蔵野市	51,673	750	300	336	114
4 三鷹市	67,135	974	390	437	148
5 青梅市	46,478	674	270	303	103
6 府中市	93,466	1,356	543	608	206
7 昭島市	39,323	571	229	256	87
8 調布市	84,783	1,230	492	552	187
9 町田市	151,489	2,197	879	985	334
10 小金井市	42,646	619	248	278	94
11 小平市	67,566	980	392	440	149
12 日野市	63,734	925	370	415	141
13 東村山市	53,507	776	311	348	118
14 国分寺市	44,297	643	257	288	98
15 国立市	27,888	405	162	182	62
16 福生市	20,114	292	117	131	45
17 狛江市	29,115	423	169	190	65
18 東大和市	29,776	432	173	194	66
19 清瀬市	25,607	372	149	167	57
20 東久留米市	40,446	587	235	263	89
21 武蔵村山市	24,706	359	144	161	55
22 多摩市	51,329	745	298	334	113
23 稲城市	33,203	482	193	216	74
24 羽村市	19,554	284	114	128	44
25 あきる野市	27,207	395	158	177	60
26 西東京市	73,489	1,066	427	478	162
27 瑞穂町	11,348	165	66	74	25
28 日の出町	4,827	70	28	32	11
29 檜原村	613	9	4	4	2
30 奥多摩町	1,431	21	9	10	4
31 大島町	2,382	35	14	16	6
32 利島村	103	2	1	1	1
33 新島村	826	12	5	6	2
34 神津島村	606	9	4	4	2
35 三宅村	761	12	5	5	2
36 御蔵島村	101	2	1	1	1
37 八丈町	2,286	34	14	15	6
38 青ヶ島村	68	1	1	1	1
39 小笠原村	1,001	15	6	7	3

出典：東京都ウェブサイト「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

(<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2020/jy20q10701.html>)

(2021年1月19日閲覧) をもとに (株) 日本能率協会総合研究所が算出

※人口は2020年1月1日時点。推計値は小数点切り上げしているため、合計値と合わない

## (2) ひきこもり支援の必要性について

ひきこもり状態は、子どもから高齢者まで幅広い年代で起きることが分かっており、その原因も多様である。また、ひきこもりの状態にある方は、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくない。

地方自治体は、社会福祉法において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう求められているとともに、同法や生活困窮者自立支援法等においても支援のための体制整備が求められている。

また、福祉事務所を設置していない町村については、生活困窮者自立支援法上の事業実施主体とされていない。一方で、一時的な相談支援の機能を担えるよう、町村における相談事業が可能であることが記載されており、厚生労働省社会・援護局が作成した「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」においても、住民生活に身近な行政窓口として「町村が一次的な窓口を設置することで、町村部の生活困窮者そして潜在的な事業利用者に留まっている方に対する支援体制が強化されることが期待される」と記されている。

基礎自治体は、住民に身近な存在として地域福祉の向上のため、ひきこもり状態にある方の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要がある。

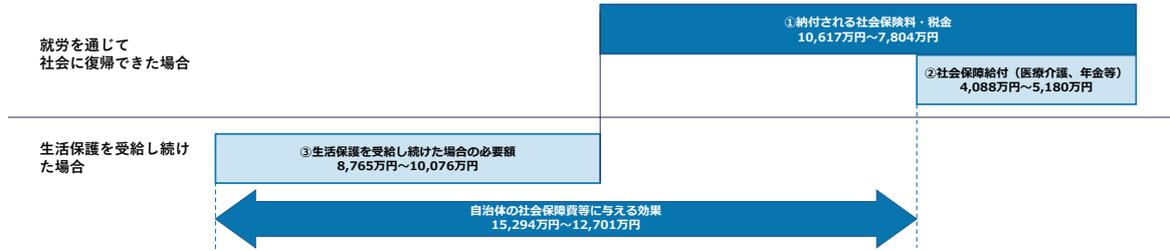
一方で、ひきこもり状態は生産年齢人口の減少に伴う働き手不足や税収減、更には社会保障費の増加とも関係する。ひきこもり状態にある方を支援することにより、さまざまな世代の孤立の防止や地域で元気に暮らす住民を増加させることとなる。また、将来的には公的扶助等の社会保障費削減が実現する可能性もある。次ページに社会保障費削減の試算例を掲載する。

① 社会保障審議会生活保護基準部会

2011年5月24日に開催された第2回社会保障審議会生活保護基準部会において、適切な貧困・格差対策を実施し、生活保護を受給し続けた場合と就業した場合の社会保障等に与える影響を推計した資料が提示されている。

推計結果によると、自治体の社会保障費等に与える影響として、一人当たり最大1億5千万円を超える効果があると見込まれている。

図表 2-16 生活保護を受給した場合と就業した場合の社会保障費等に与える影響



※正規雇用・25歳独身のケース

※図中の金額は「男性の場合」～「女性の場合」として記載

出典：厚生労働省「第2回社会保障審議会生活保護基準部会」(2011年5月24日) 資料2-2を(株)日本能率協会総合研究所が加工

② 厚生労働省「保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業」参加自治体による試算 (2018～2019年度)

千葉県佐倉市では、厚生労働省「保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業」において、「引きこもり等の社会的孤立者へのアウトリーチによる就労に向けたステップアップ支援」事業を行った。この事業において、ひきこもり等の社会的孤立状態の人に対し、就労意欲の喚起や就労による自立を目指して、マンツーマンのアウトリーチを実施した。

事業における財政効果の試算として、市町村民税や社会保険料等の税収入増加分及び生活保護費抑制分として、一人当たり生涯で4,077万9千円の効果を試算している。(25歳のモデル賃金 229万円 (男女平均値) を基準として就労が実現した場合の65歳までの賃金収入を算定し、その金額から市区町村民税、都道府県民税、社会保険料、所得税を税収入増加分として算定)

上記2例のように、ひきこもり状態にある方自身が望む回復の形として「就労」が選択された場合、将来起こり得る社会的孤立のみならず、社会保障費の増大を未然に防止できる可能性がある。住民に身近な圏域において、早期にひきこもり状態を改善するために支援を実施し、自立した生活をするための能力向上や生活基盤の整備が必要であると考えられる。

## 第3章

---

### 多摩・島しょ地域の支援等の現状

本章では、多摩・島しょ地域の自治体のひきこもり支援の現状を説明する。  
まず、アンケートの概要を説明する。  
次に、自治体向けアンケート、支援団体向けアンケート結果を整理する。  
最後に、アンケート結果から得られた多摩・島しょ地域の自治体における支援等の現状を整理する。

## 1 アンケートの概要

### (1) アンケートの目的・方法

多摩・島しょ地域の市町村におけるひきこもり状態にある方の支援の視点、取り組むべき施策・事業、庁内外の連携のあり方等を検討するための基礎資料とすることを目的に、アンケートを実施した。

アンケート対象は、多摩・島しょ地域全39市町村と東京都若者社会参加応援事業に登録されている支援団体全21団体とし、市町村にはメールにて調査票を配布・回収、支援団体には郵送にて調査票を配布・回収した。

図表 3-1 自治体アンケート概要

調査対象	多摩・島しょ地域39自治体
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の取組状況、内容</li> <li>・実施体制</li> <li>・課題</li> </ul>
実施時期・実施方法	2020年8月 メールによる配布・回収
回収状況	39自治体 回収率100%

図表 3-2 支援団体アンケート概要

調査対象	東京都若者社会参加応援事業に登録のある支援団体 21団体
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象地域</li> <li>・支援人数、支援状況、支援内容</li> <li>・連携状況</li> <li>・課題</li> </ul>
実施時期・実施方法	2020年8月 郵送による配布・回収
回収状況	13団体 回収率61.9%

なお、ここでは、両アンケートの設問のうち、ひきこもり支援の課題抽出や課題解決に向けた取組の立案に特に関連のある設問の回答結果を抜粋して掲載する。

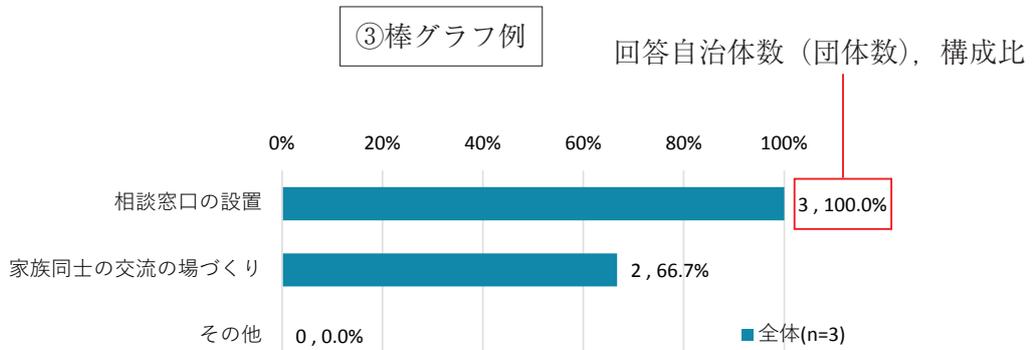
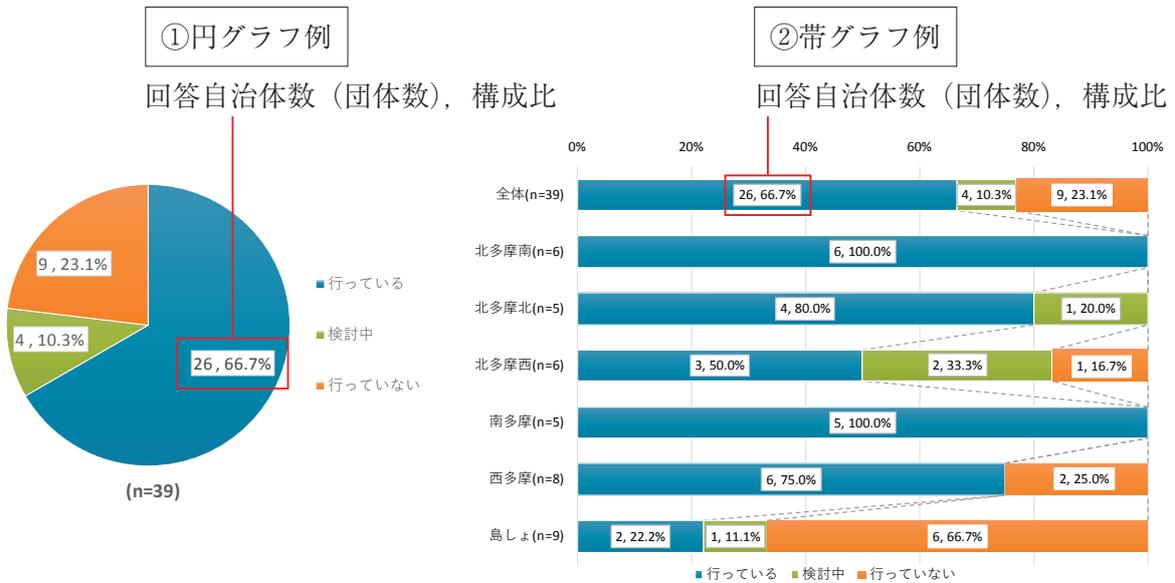
また、自治体アンケートは、「支援を実施している」、「検討中」、「支援を実施していない」に設問対象を分けてアンケートを回収したため、結果も3分類で掲載する。

(2) 調査結果を利用する際の留意点

- 図表タイトルにある【SA】は単一回答の設問、【MA】は複数回答の設問を指している。
- 図表中のnは、回答者数を指す。
- 回答の構成比は百分率で表している。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値と一致しないことがある。
- 複数回答ができる質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- 図表において、回答の選択肢表記を簡略化している場合がある。
- 図表中の数値は「回答自治体数(団体数),構成比」の順に記載している。
- 図表中の「-」は回答者が無かったことを示す。
- 本項の図表は以下の3種類のグラフを用いている。

- ① 円グラフ
- ② 帯グラフ
- ③ 棒グラフ

円グラフと帯グラフは単一回答の設問に、棒グラフは複数回答及び一部自由記述の設問に用いる。



## 2 自治体アンケート結果

### (1) 調査結果のポイント

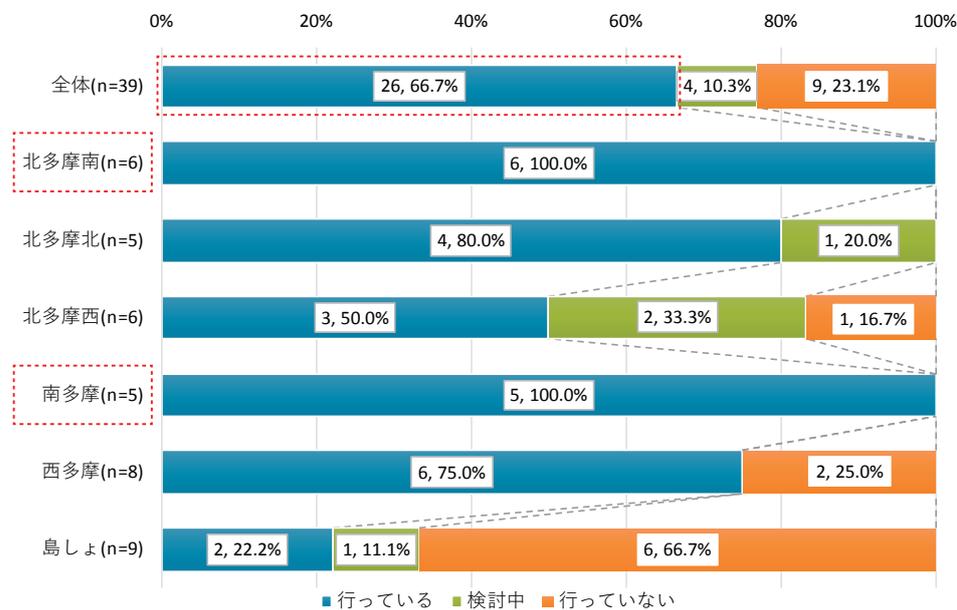
- ✓ 多摩・島しょ地域の自治体ではひきこもり支援の体制が整備されつつあるものの、一部の自治体では「予算がない」、「マンパワーが足りない」、「専門職がない」などの理由から体制が整備されていない
- ✓ 支援を実施している自治体の中でも、専門部署にて対応している場合や各部署で対応している場合などがあるが、実態把握まで実施している割合は低い
- ✓ 検討中の自治体においては、実施時期は未定であった
- ✓ 庁内の教育委員会や商工労働所管部署と情報共有をしている自治体の割合は低い

### (2) 調査結果

#### ■ひきこもり状態にある方への支援の実施状況

- ✓ 多摩・島しょ地域の60%以上の自治体でひきこもり支援は実施されている
  - ※ 東京都ひきこもりサポートネット事業における市町村の訪問相談を除く
- ✓ 地域別では、北多摩南、南多摩のすべての自治体で支援が行われている

図表 3-3 ひきこもり状態にある方への支援状況（地域別）【SA】



- 北多摩南… 武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市
- 北多摩北… 小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市
- 北多摩西… 立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市
- 南多摩… 八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
- 西多摩… 青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
- 島しょ… 大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村

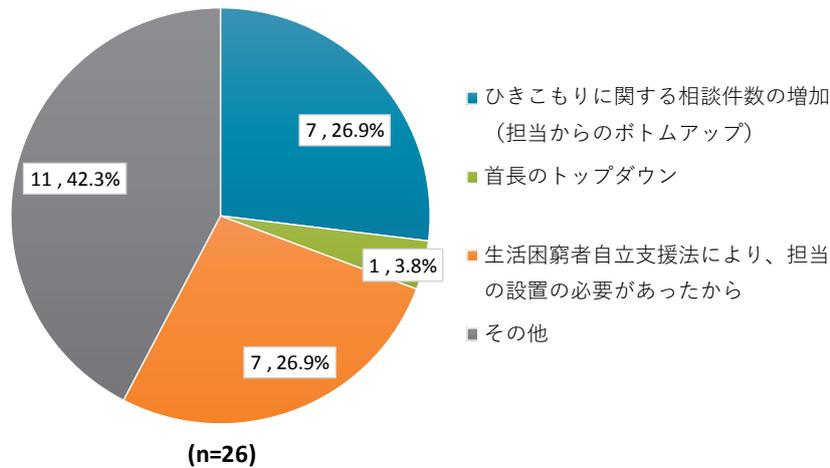
### 支援を実施している自治体の回答

次に、P.32のひきこもり状態にある方への支援状況において、「支援を行っている」と回答のあった自治体に支援の取組状況等を確認した。

#### ■ひきこもり状態にある方の支援を始めたきっかけ

- ✓ 「ひきこもりに関する相談件数の増加（担当からのボトムアップ）」、「生活困窮者自立支援法により、担当の設置の必要があったから」の回答の割合が高い

図表 3-4 ひきこもり支援を始めたきっかけ【SA】

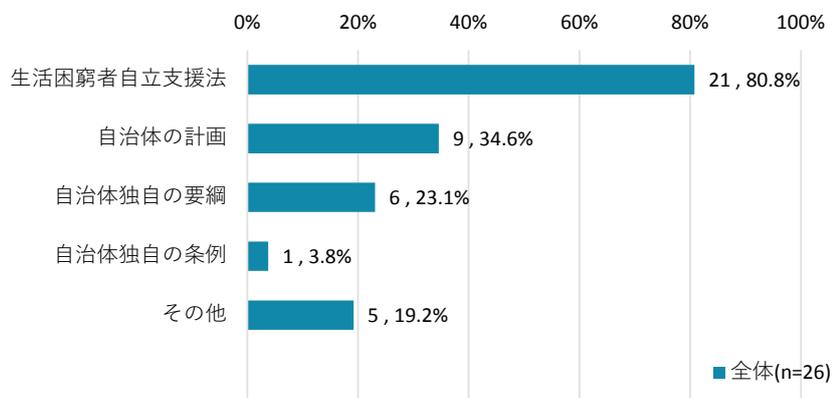


その他は、「子ども・若者育成支援推進法に対応するため」や「相談があったため」などがあつた。

#### ■ひきこもり状態にある方の支援実施根拠

- ✓ 生活困窮者自立支援法に基づき支援を実施している自治体が多いが、条例、要綱、計画を策定し、支援に取り組んでいる自治体も見られる

図表 3-5 ひきこもり支援の実施根拠【MA】



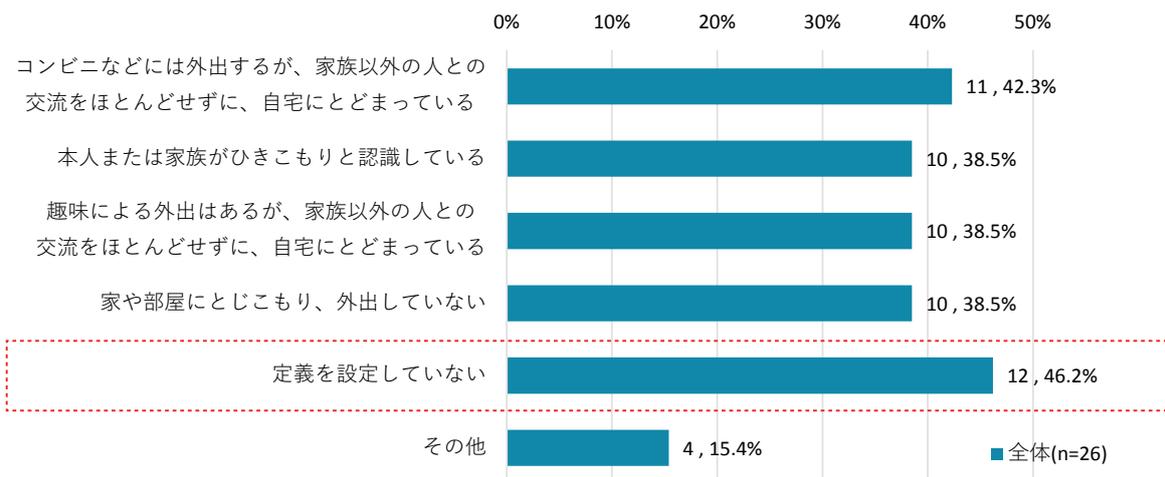
その他は、「母子保健法」や「児童福祉法」などがあつた。

支援を実施している自治体の回答

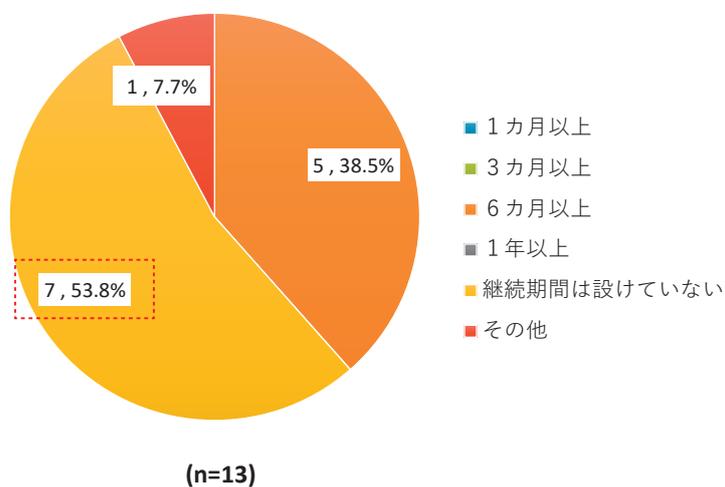
■ひきこもり状態にある方の定義

✓ 「定義を設定していない」の割合が最も高い。定義を設定している場合においても継続期間は設けていない割合が高く、枠組みにとらわれることなくサービスが提供されていると考えられる

図表 3-6 ひきこもり状態にある方の定義【MA】



図表 3-7 ひきこもり状態にある方の定義における継続期間【SA】



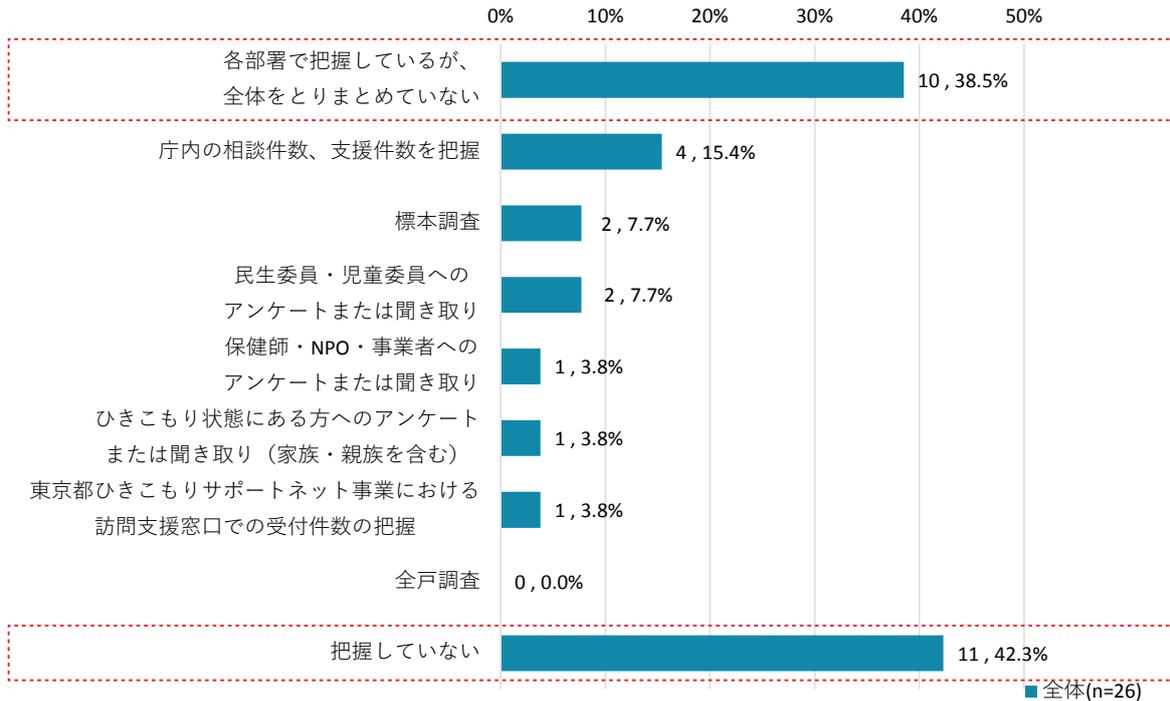
※ ひきこもり状態にある方の定義で「定義を設定していない」以外に回答した自治体が回答。1自治体は無回答のため全体は13。

支援を実施している自治体の回答

■ひきこもり状態にある方の実態把握

- ✓ 「各部署で把握しているが、全体をとりまとめていない」、「把握していない」の割合が高い
- ✓ 把握しているひきこもり状態にある方の人数は、平均して28.7人であった

図表 3-8 実態把握の実施状況【MA】



図表 3-9 把握しているひきこもり状態にある方の人数【自由回答】

単位：(人)

調査数	平均	最少	最大	中央値
7	28.7	1	67	21

※ 調査数は、ひきこもり状態にある方の人数に回答のあった自治体数。

人数の回答があった自治体のうち、年齢別、性別の回答のあった2自治体の平均人数は以下のとおりであった。

図表 3-10 把握しているひきこもり状態にある方の年齢別、性別の平均人数【自由回答】

単位：(人)

	調査数	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
男性	2	0.5	4.5	4.5	5.0	4.5	0.0	0.0	19.0
女性		1.0	1.0	2.0	1.5	0.0	0.0	0.0	5.5
その他		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		1.5	5.5	6.5	6.5	4.5	0.0	0.0	24.5

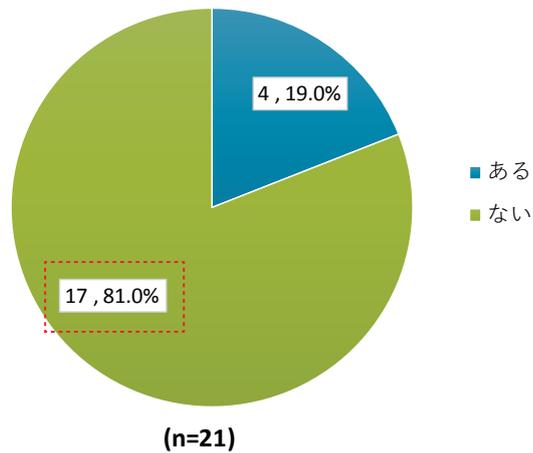
※ 調査数は、ひきこもり状態にある方の年齢別、性別人数に回答があった自治体数。

支援を実施している自治体の回答

■ひきこもり状態にある方の実態把握の予定

✓ 今後も実態把握を行う予定がないとの回答の割合が高い

図表 3-11 実態把握の実施予定【SA】



※ 実態把握にて「各部署で把握しているが、全体をとりまとめていない」、「把握していない」と回答した自治体が回答。全体は21。

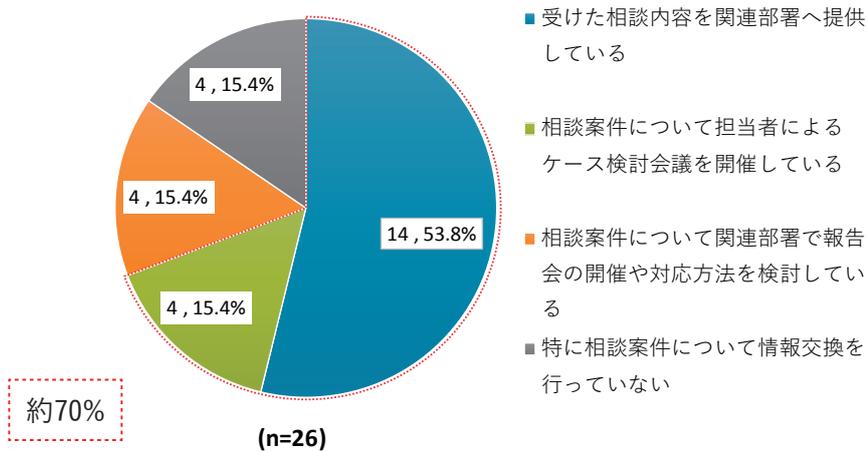
把握しない理由は、「自治体計画がない」、「所管部署が未定」、「支援が途切れ把握が困難」、「調査方法が分からない」などがあつた。

支援を実施している自治体の回答

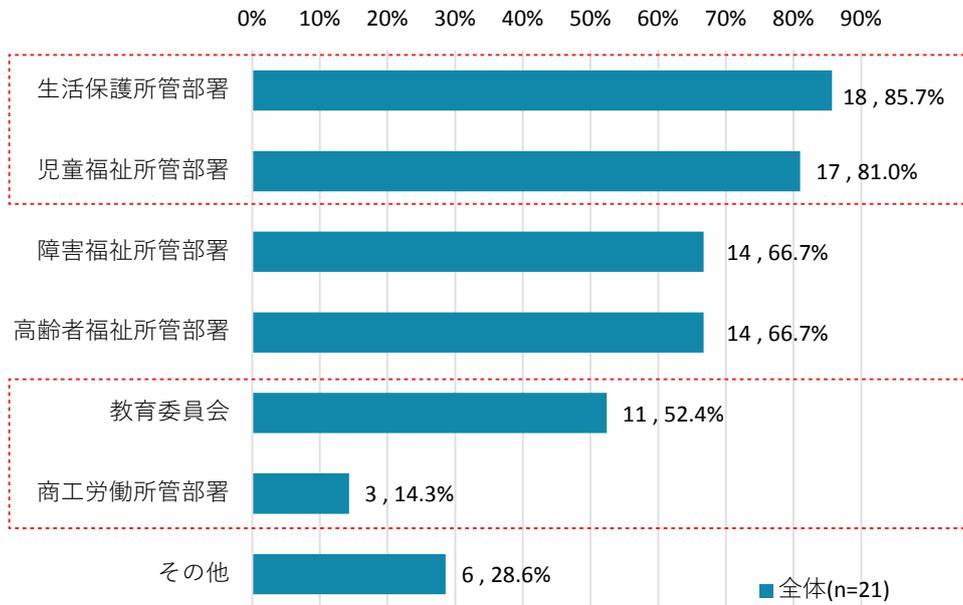
■庁内の関連する部署との情報共有

- ✓ 庁内関連部署との情報共有は、約7割で実施されている
- ✓ 情報を共有する部署として、「生活保護所管部署」、「児童福祉所管部署」の割合が高い
- ✓ 一方で、「教育委員会」や「商工労働所管部署」と情報を共有している自治体の割合は低い

図表 3-12 庁内の関連する部署との情報共有【SA】



図表 3-13 情報を共有する部署【MA】



※ 庁内の関連する部署との情報共有にて「特に相談案件について情報交換を行っていない」以外に回答した自治体が回答。  
1自治体は無回答のため全体は21。

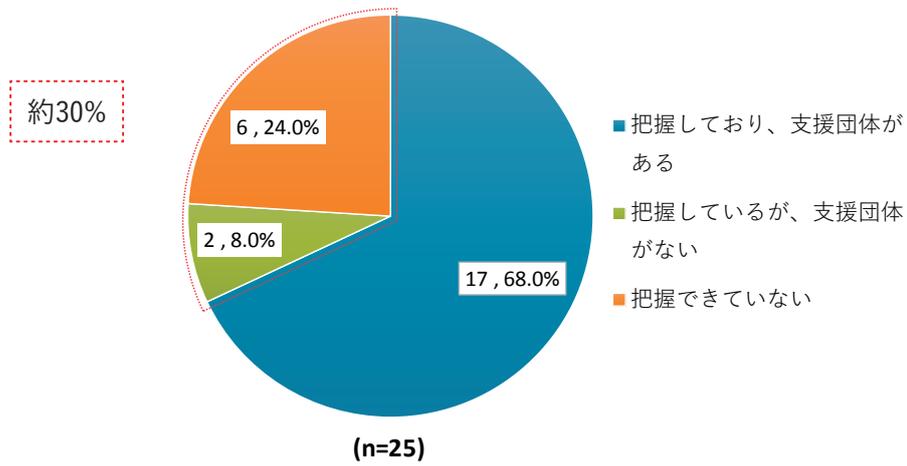
その他には、「医療機関」、「学校」、「居場所」等があった。

支援を実施している自治体の回答

■ 地域周辺の支援団体の把握状況

✓ 約3割の自治体で支援団体がない、又は把握できていない状況にある

図表 3-14 支援団体の把握状況【SA】



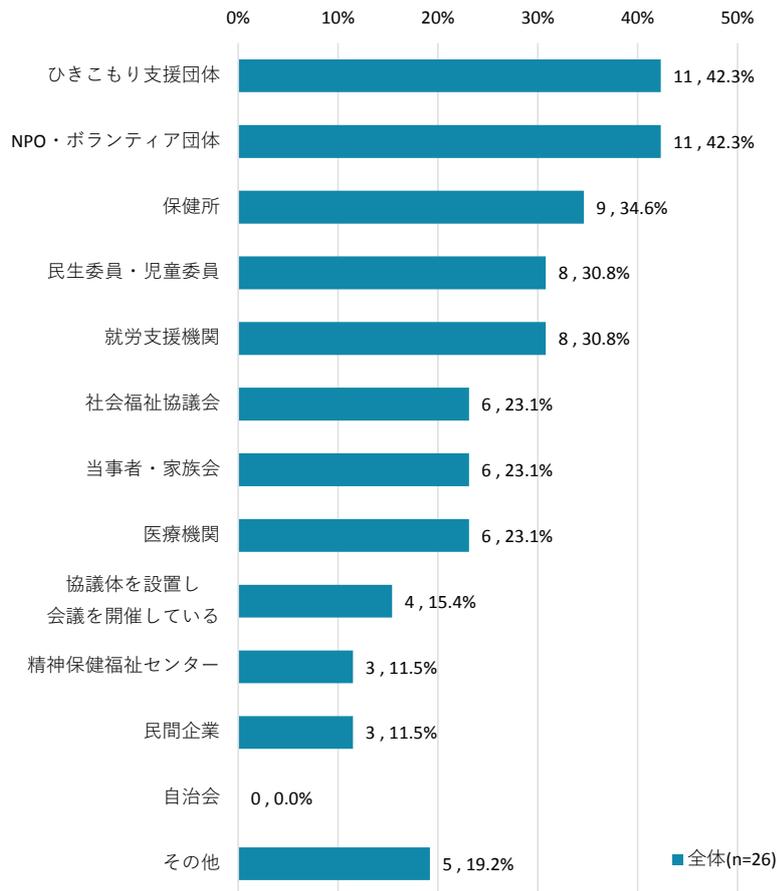
※ 1自治体は無回答のため全体は25。

支援を実施している自治体の回答

■ 予め決めたフロー等に沿って連携する庁外機関

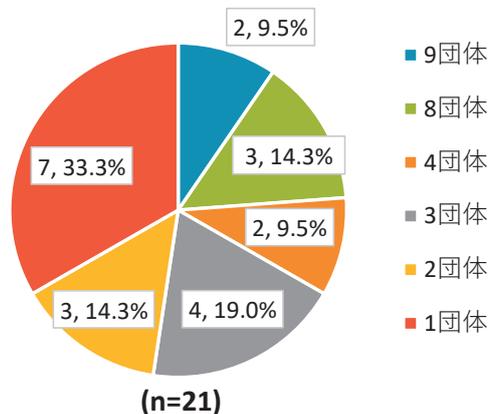
- ✓ さまざまな機関と連携していることが分かる
- ✓ 約3割は1団体との連携であり、複数機関との連携方法の確立には至っていない

図表 3-15 予め決めたフロー等に沿って連携する庁外機関【MA】



その他では、「ケースごとの対応のため予め決めたフローはない」との意見があった。

図表 3-16 予め決めたフロー等に沿って連携する庁外機関の団体数



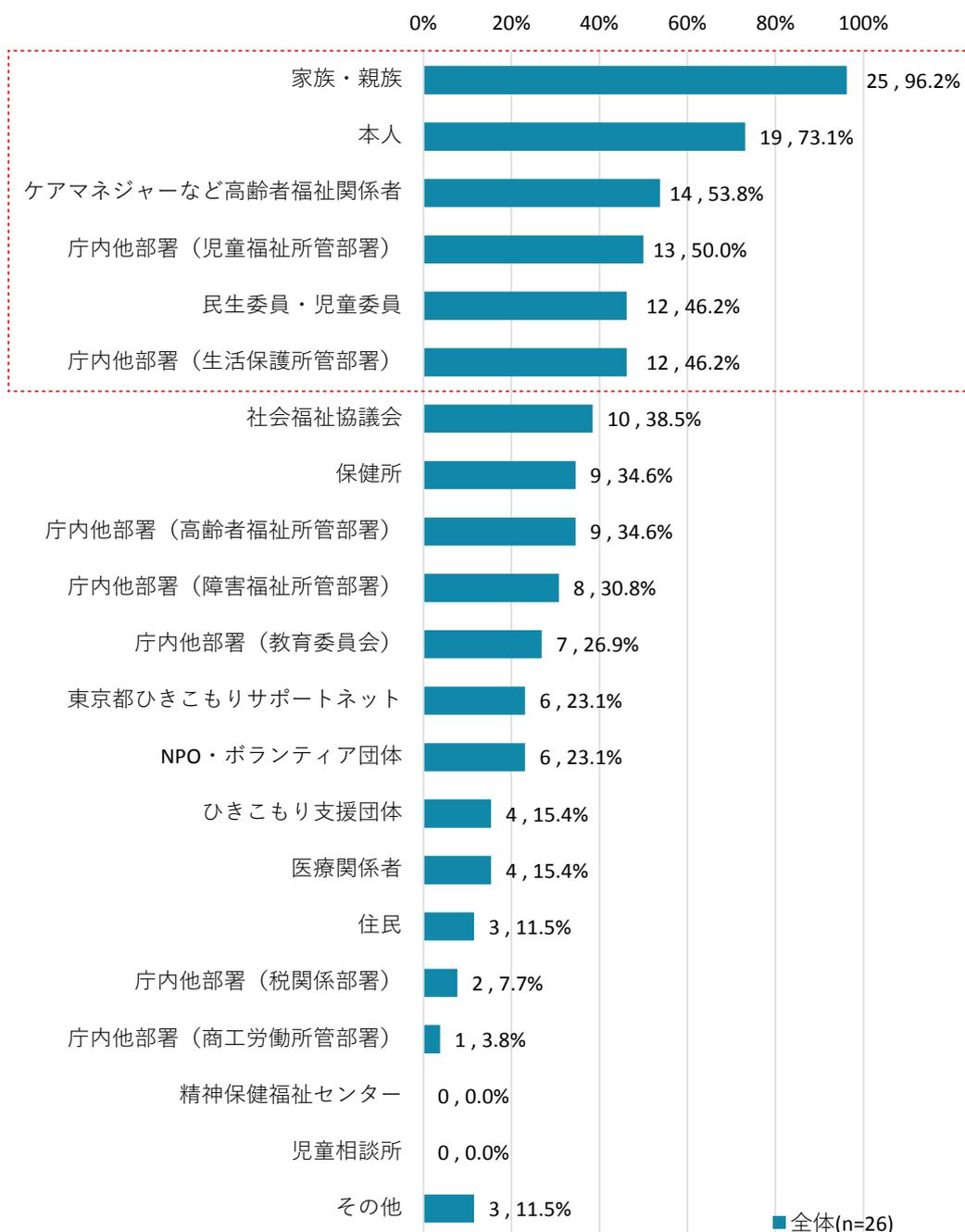
※ 予め決められたフロー等に沿って連携する庁外機関で「その他」と回答した自治体以外を集計したため全体は21。

支援を実施している自治体の回答

■情報提供者

- ✓ 家族・親族からの情報提供、ひきこもり状態にある本人からの相談の割合が高い
- ✓ 「ケアマネジャーなど高齢者福祉関係者」、「庁内他部署（児童福祉所管部署）」、「庁内他部署（生活保護所管部署）」や「民生委員・児童委員」などから情報提供されている割合は約5割となっており、家族支援からひきこもり状態にある方の発見につながっている様子が分かる
- ✓ 税の滞納など生活環境の変化を確認できる部署から情報提供されている割合は低い

図表 3-17 情報提供者【MA】



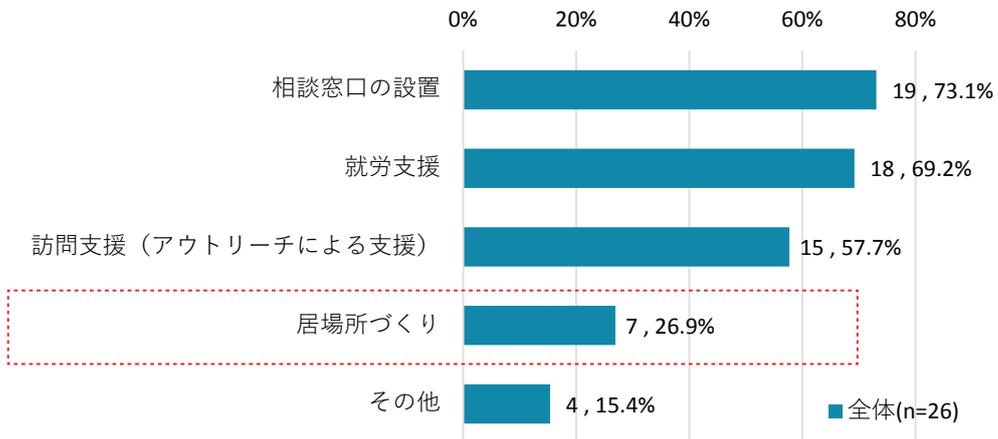
その他は、「ハローワーク」や「学校」などがあつた。

支援を実施している自治体の回答

■ひきこもり状態にある方への支援内容

✓ 「相談窓口の設置」、「就労支援」、「訪問支援（アウトリーチによる支援）」の割合は5割を超えているが、「居場所づくり」の実施までには至っていない

図表 3-18 ひきこもり状態にある方への支援内容【MA】

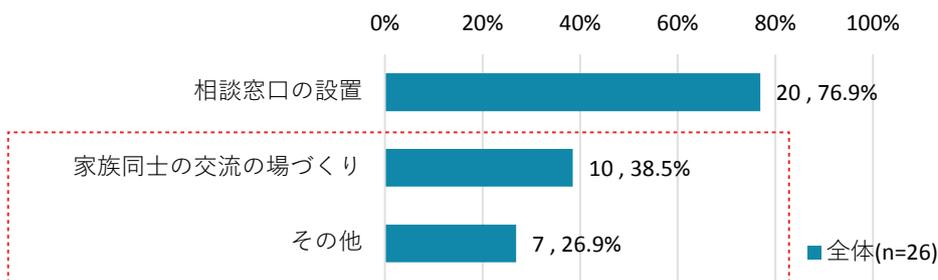


その他は、「講演会」、「セミナー」、「相談会の開催」などがあつた。

■ひきこもり状態にある方の家族・親族等への支援内容

✓ 「相談窓口の設置」は行われているが、それ以外の支援はあまり行われていない

図表 3-19 ひきこもり状態にある方の家族・親族支援内容【MA】



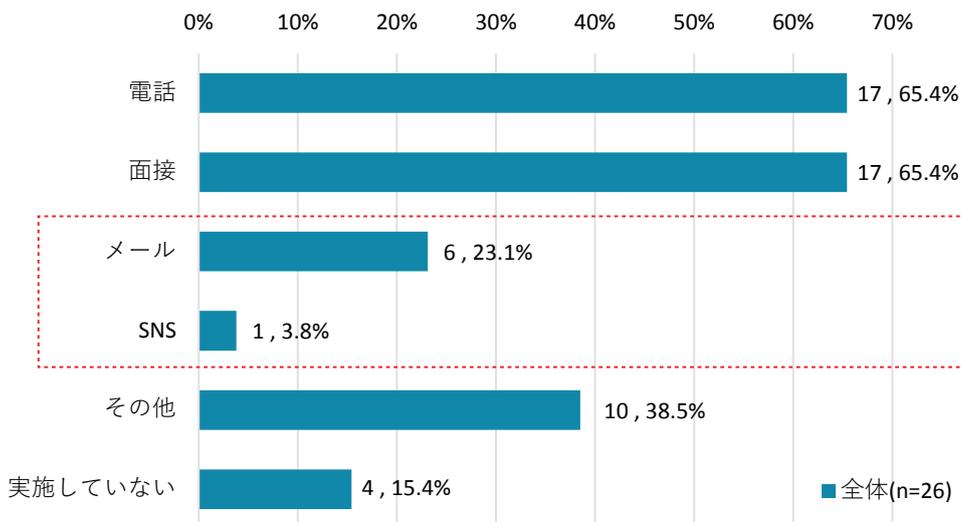
その他は、「講演会」、「セミナー」、「勉強会の開催」などがあつた。

支援を実施している自治体の回答

■つながり続けるための手法

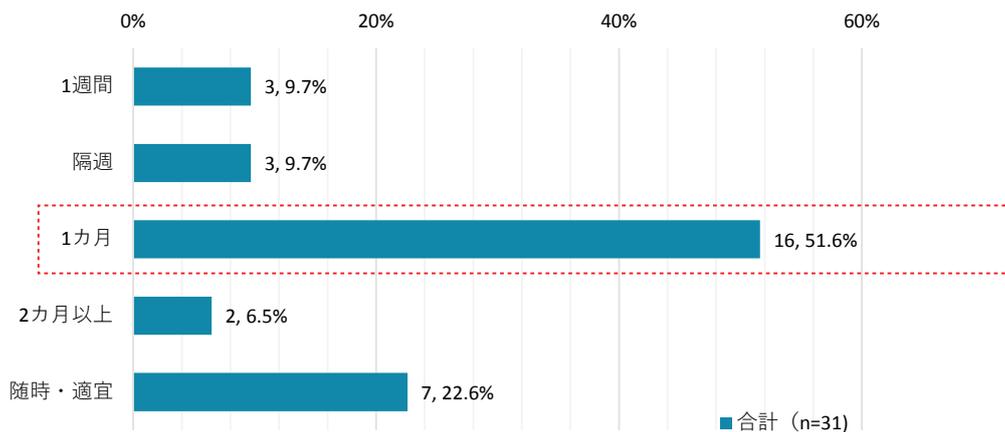
- ✓ 「電話」や「面接」による接触が多い一方で、「メール」や「SNS」といった手法はあまりとられていない
- ✓ 各連絡手法の合計における頻度は1カ月に1回が最も多かった

図表 3-20 つながり続ける手法【MA】



その他は、「置き手紙」、「ケースごとに異なる」などの回答があった。

図表 3-21 各手法によるつながり続ける頻度【自由記述】



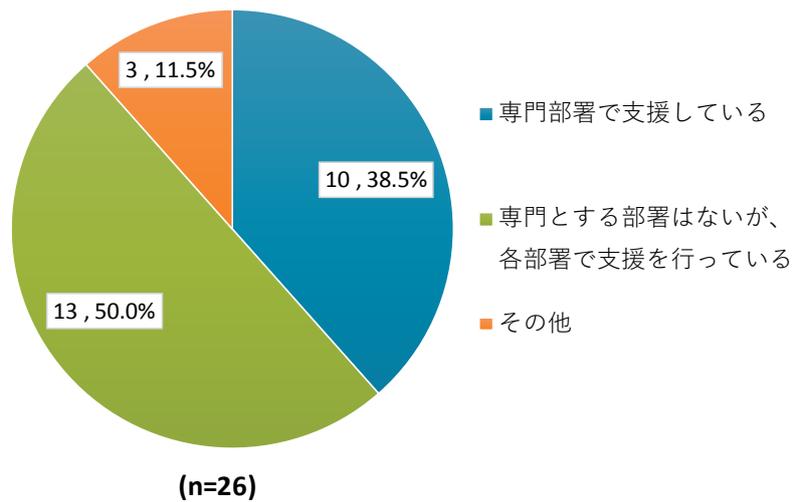
※ つながり続ける頻度について自由回答を分類した。1自治体が電話やメールなどの複数手法で頻度を回答しているため、合計は31。

## 支援を実施している自治体の回答

## ■支援体制

- ✓ 専門部署で支援しているのは約4割、各部署で支援しているのが半数で、自治体の実情に合わせて体制もさまざまとなっている

図表 3-22 支援体制【SA】



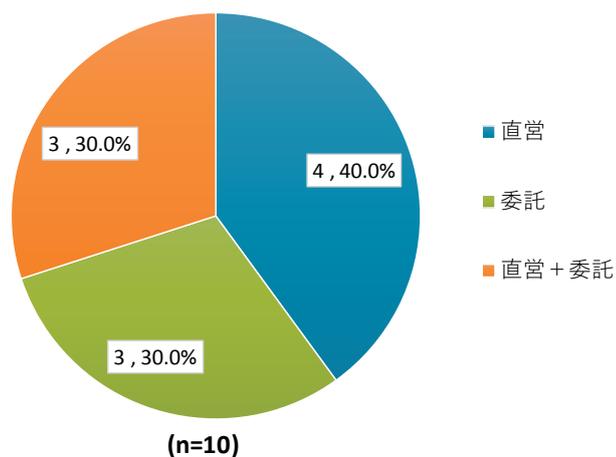
その他は、「窓口は1つに限定せず対応している」との回答があった。

支援を実施している自治体の回答

■ 専門で支援している自治体の体制

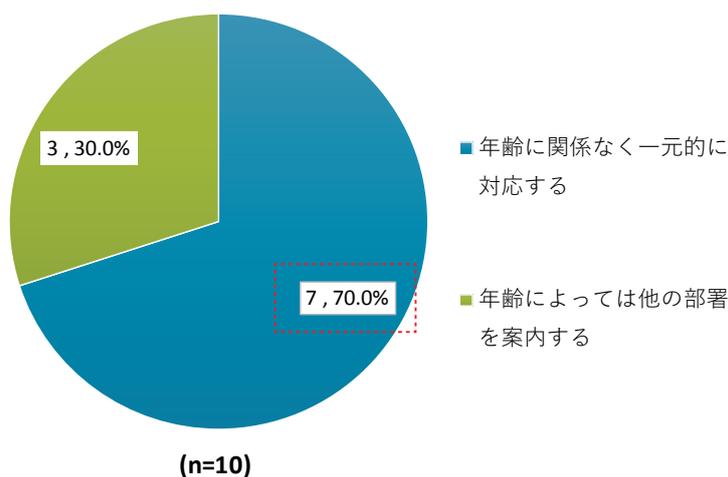
- ✓ 専門部署で対応する自治体の運営形態は、「直営」、「委託」、「直営+委託」で大きな差はなく、自治体の状況に応じた運営形態が採られていると考えられる
- ✓ 専門部署で対応する自治体の中でも、年齢に関係なく一元的に対応しているのは7割となっている

図表 3-23 専門で支援している自治体の運営形態【SA】



※ 支援体制にて「専門部署で支援している」と回答した10自治体が回答。

図表 3-24 専門で支援している自治体における年齢別支援状況【SA】



※ 支援体制にて「専門部署で支援している」と回答した10自治体が回答。

「年齢によっては他の部署を案内する」と回答した自治体の紹介先は次のとおりであった。

- ・ 15～49歳以外は保健所を紹介
- ・ 65歳以上は他部署が対応

支援を実施している自治体の回答

■ひきこもり状態にある方を支援する部署の職員数

- ✓ 支援する部署の合計人数の平均は 11.5 人であった

図表 3-25 ひきこもり状態にある方を支援する部署の職員数【自由回答】

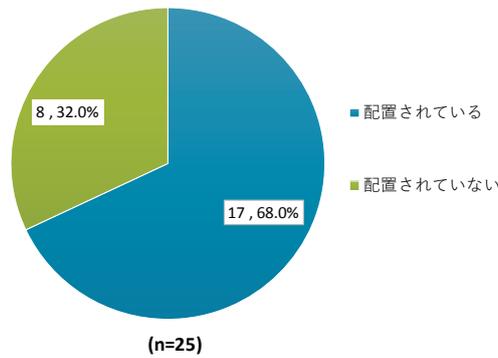
調査数	平均	最少	最大	中央値
24	11.5	1	67	6

※ 調査数は、回答があった自治体数。

■専門職の配置状況

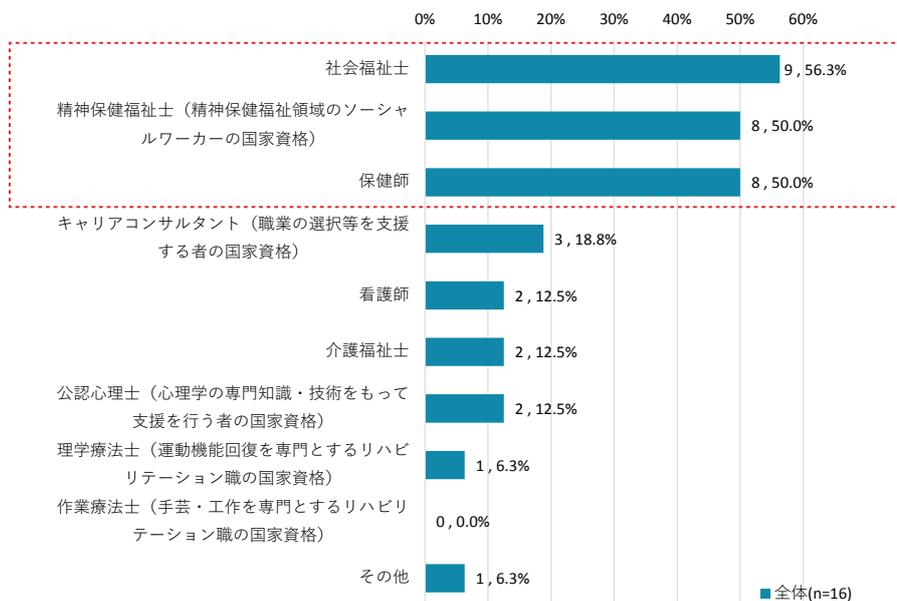
- ✓ 約 7 割の自治体において専門職が配置されている
- ✓ 配置された専門職は、「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「保健師」の割合が高い

図表 3-26 専門職の配置状況【SA】



※ 1 自治体は無回答のため全体は25。

図表 3-27 配置されている専門職【MA】



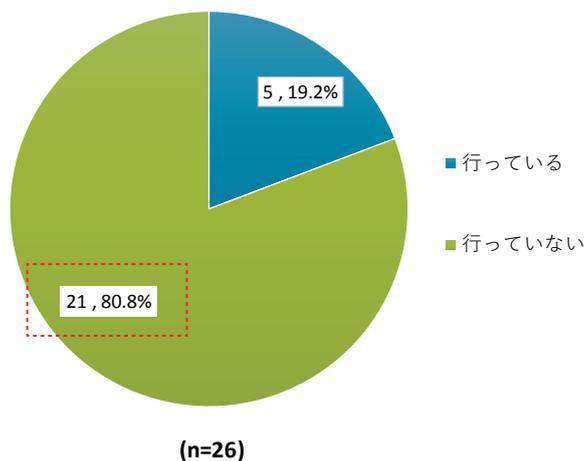
※ 専門職の配置状況で配置していると回答した自治体が回答。1 自治体は無回答のため全体は16。

支援を実施している自治体の回答

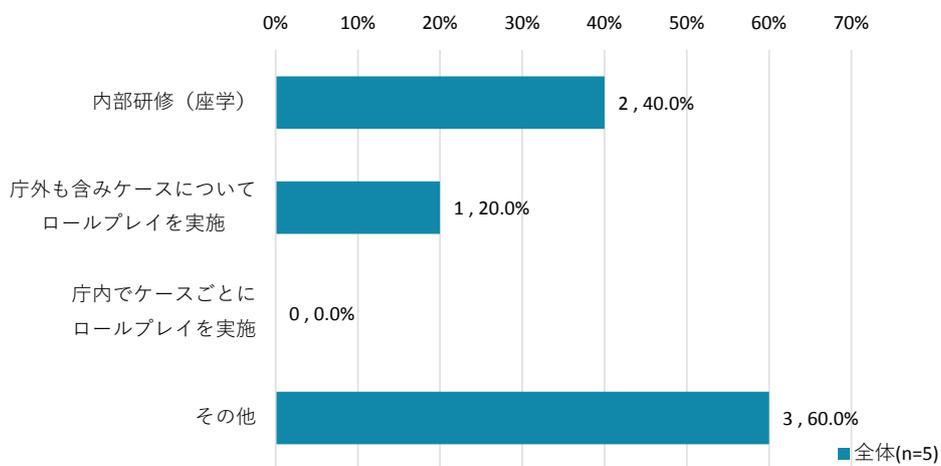
■ひきこもり支援を行う職員への研修実施状況

✓ 多くの自治体が、職員研修を実施していない

図表 3-28 職員への研修実施状況【SA】



図表 3-29 研修の内容【MA】



※ 研修を実施していると回答した自治体が回答。

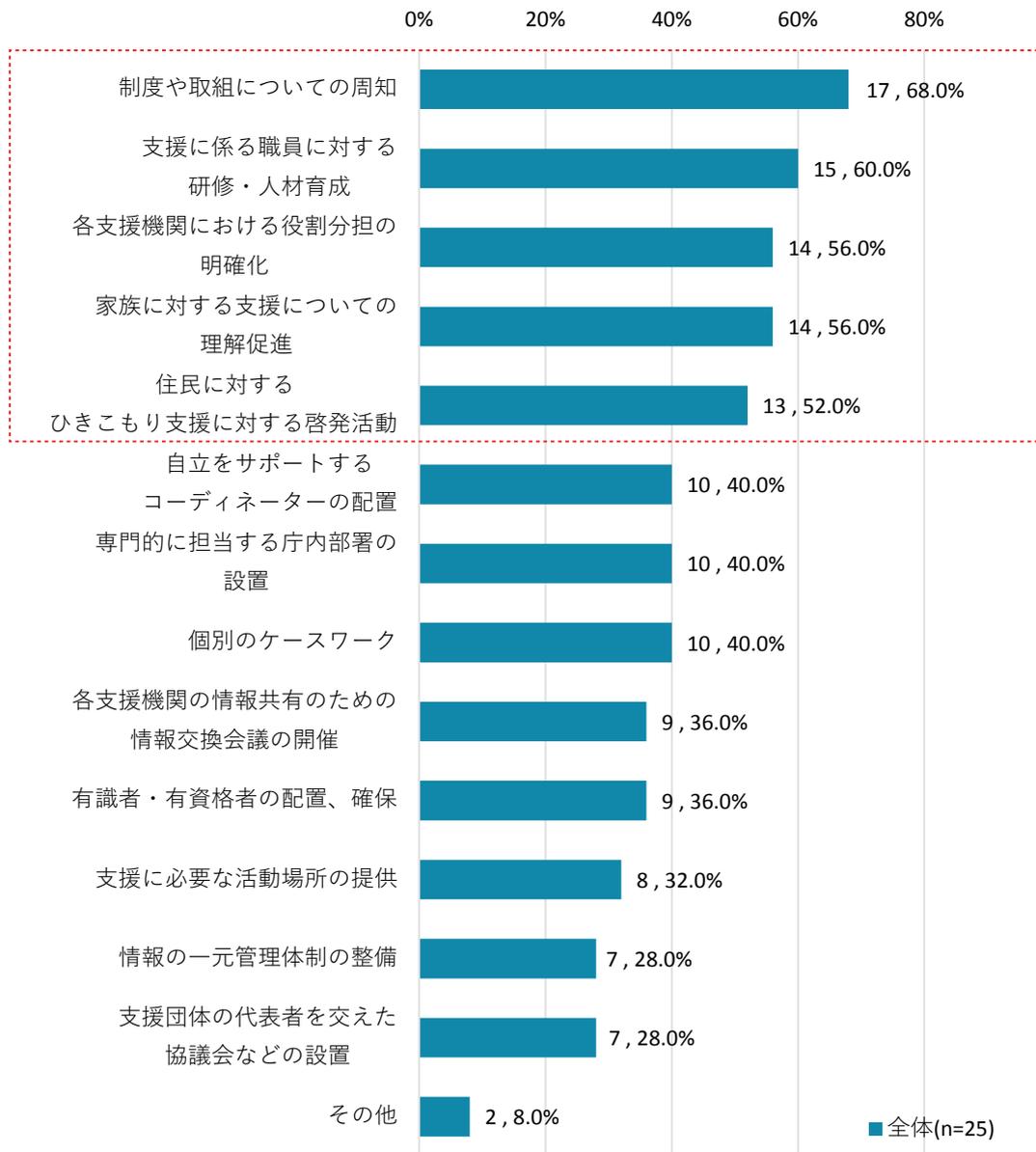
その他は、「支援者研修会の開催」、「外部講師を招いての事例検討会」があった。

支援を実施している自治体の回答

■ さらに支援を充実させるために必要なこと

- ✓ さらに支援を充実させるために必要なこととして、「制度や取組についての周知」、「支援に係る職員に対する研修・人材育成」、「各支援機関における役割分担の明確化」、「家族に対する支援についての理解促進」、「住民に対するひきこもり支援に対する啓発活動」の割合がそれぞれ5割を超える

図表 3-30 さらに支援を充実させるために、必要だと思われること【MA】



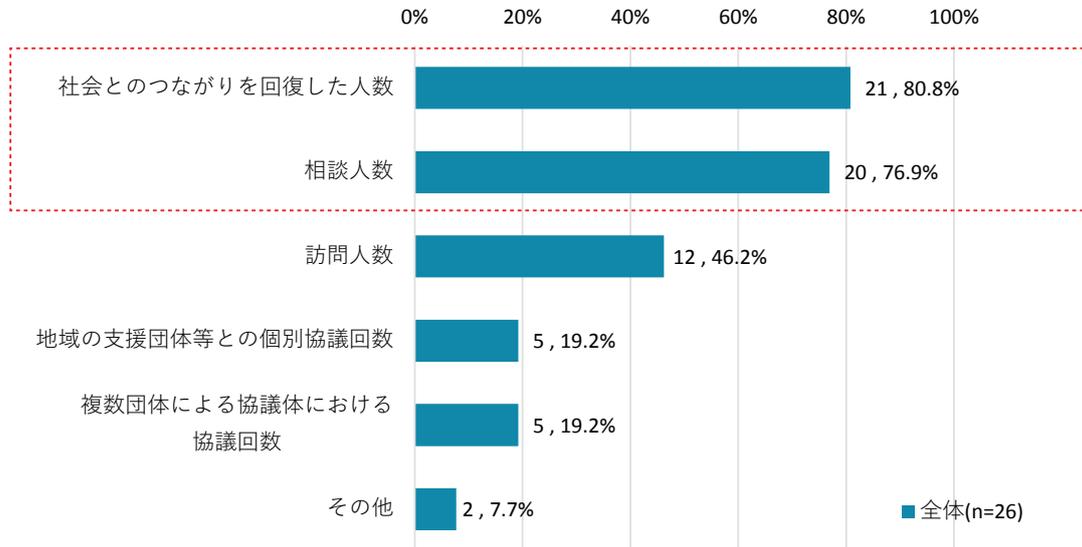
※ 1自治体は無回答のため全体は25。

支援を実施している自治体の回答

■考えられる事業評価の指標

✓ 「社会とのつながりを回復した人数」の割合が最も高く、次いで「相談人数」であった

図表 3-31 支援に関する指標【MA】



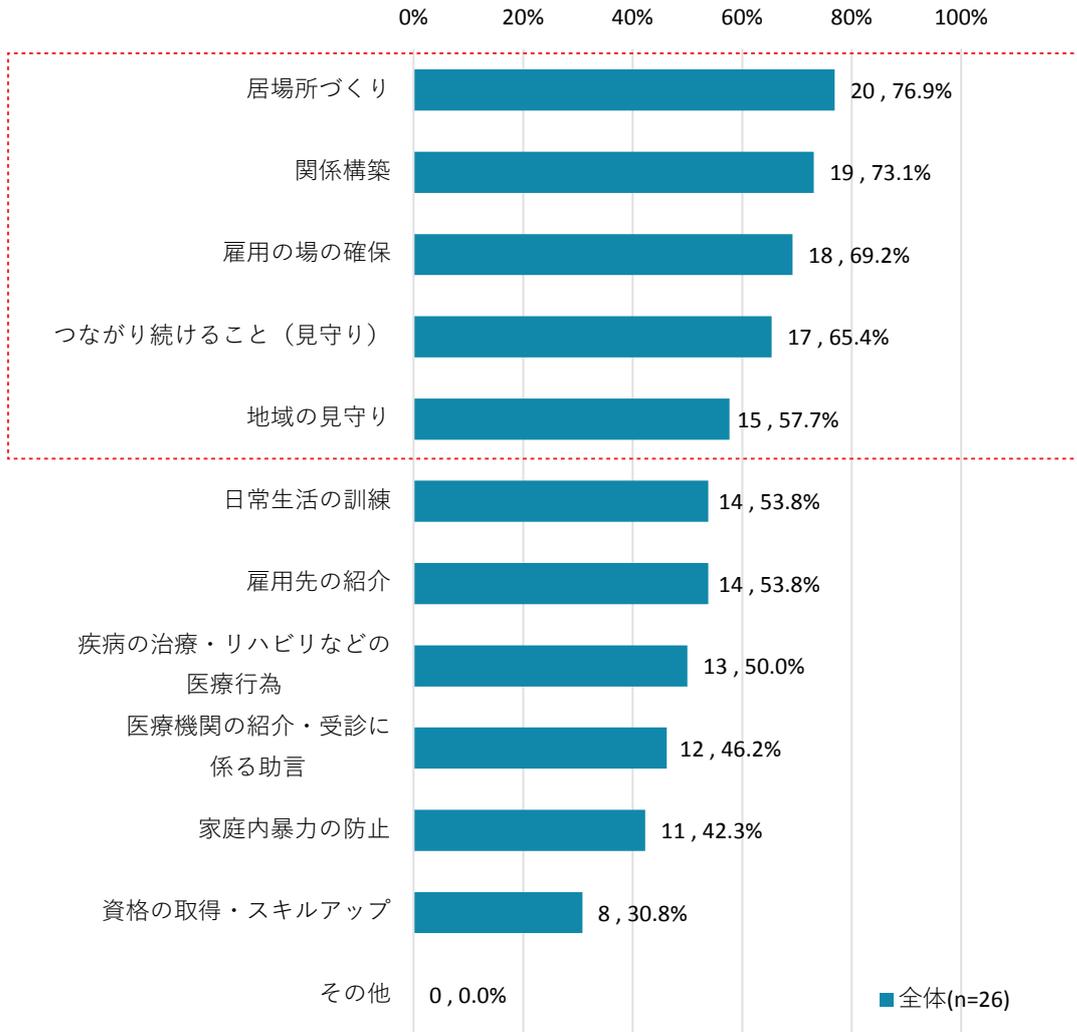
その他は、「指標を設定するものではない」との回答があった。

支援を実施している自治体の回答

■ 庁外の支援団体に期待すること

✓ 庁外支援団体に期待することの上位5つには、「居場所づくり」、「関係構築」、「雇用の場の確保」、「つながり続けること（見守り）」、「地域の見守り」が挙げられた

図表 3-32 庁外の支援団体に期待すること【MA】



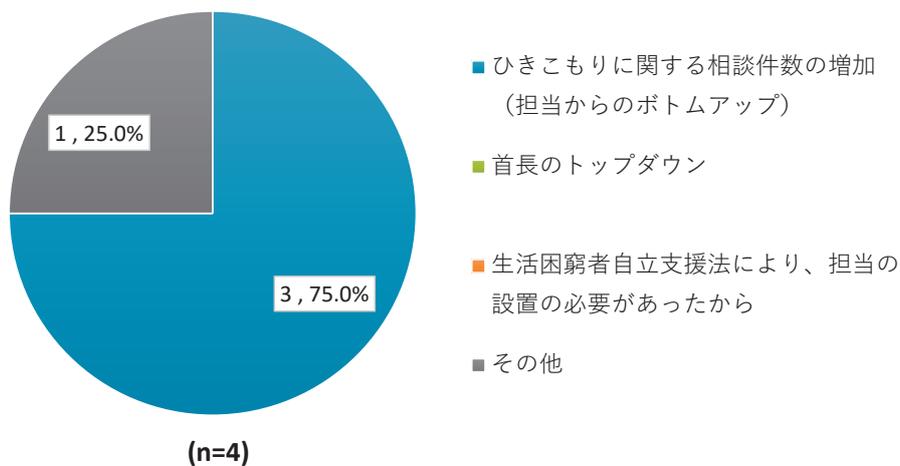
### 検討中の自治体の回答

次に、P.32のひきこもり状態にある方への支援状況において、「検討中」と回答のあった4自治体に検討状況等を確認した。

#### ■ひきこもり支援の検討を始めたきっかけ

- ✓ 検討開始のきっかけは、「ひきこもりに関する相談件数の増加（担当からのボトムアップ）」の回答の割合が高い

図表 3-33 ひきこもり支援の検討開始のきっかけ【SA】

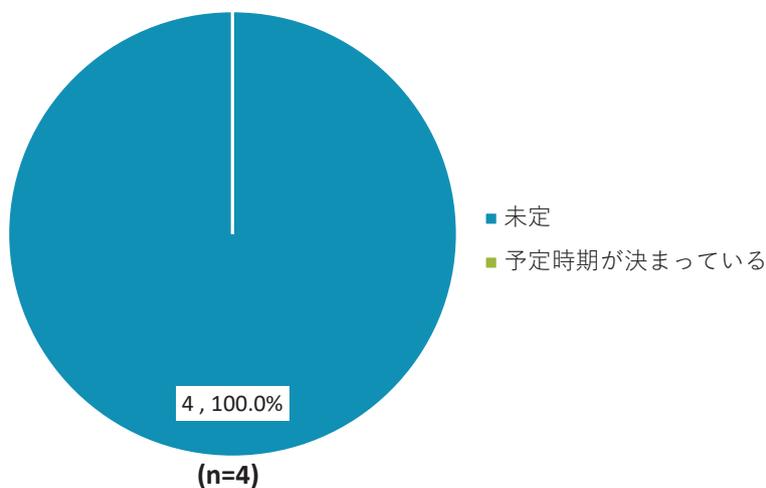


その他は、「生活困窮者の相談の一環として」であった。

#### ■ひきこもり状態にある方の支援の開始予定

- ✓ 回答したすべての自治体が未定であった

図表 3-34 ひきこもり支援の開始予定【SA】

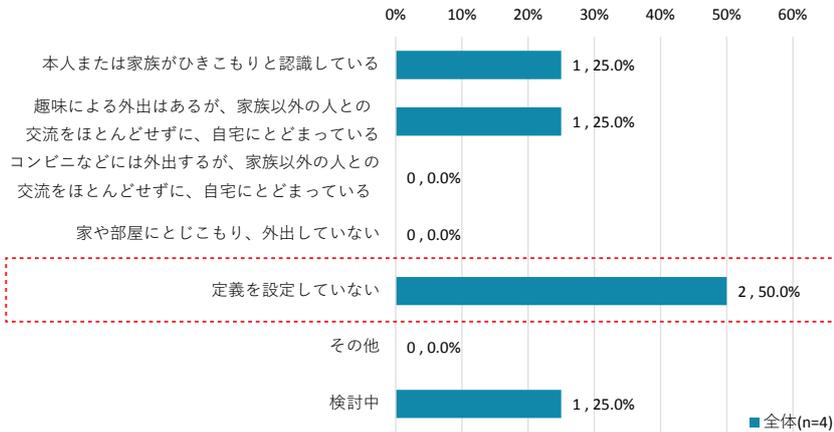


検討中の自治体の回答

■ひきこもり状態にある方の定義

✓ 「定義を設定していない」の割合は半数である

図表 3-35 ひきこもり状態にある方の定義【MA】

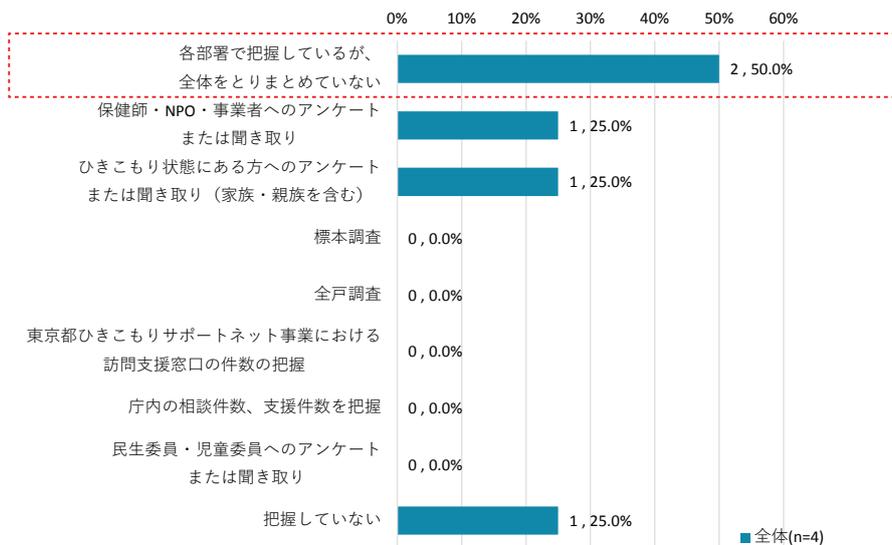


定義を設定している自治体では、継続期間を3カ月としていた。

■ひきこもり状態にある方の実態把握

✓ 実態把握は、「各部署で把握しているが、全体をとりまとめていない」が半数となっている

図表 3-36 実態把握の実施状況【MA】



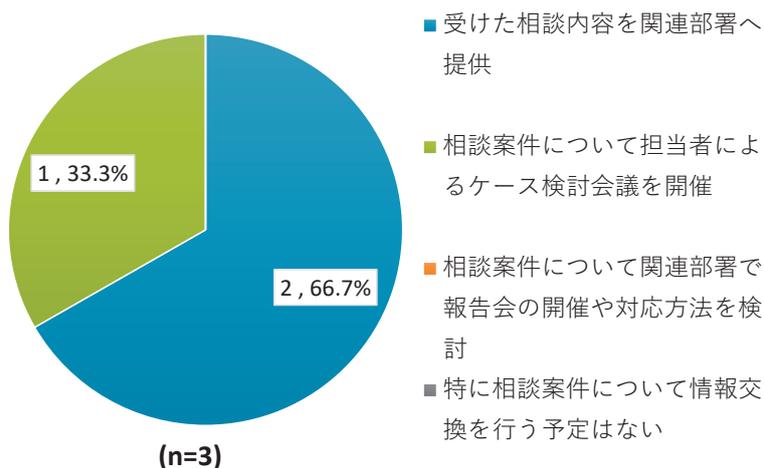
「各部署で把握しているが、全体をとりまとめていない」「把握していない」と回答した自治体のうち、実態把握を予定している自治体はない。また、把握している1自治体のひきこもり状態にある方の年齢、性別の内訳は、20～29歳女性1名、40～49歳男性1名の2名であった。

検討中の自治体の回答

■庁内の関連する部署との情報共有の予定

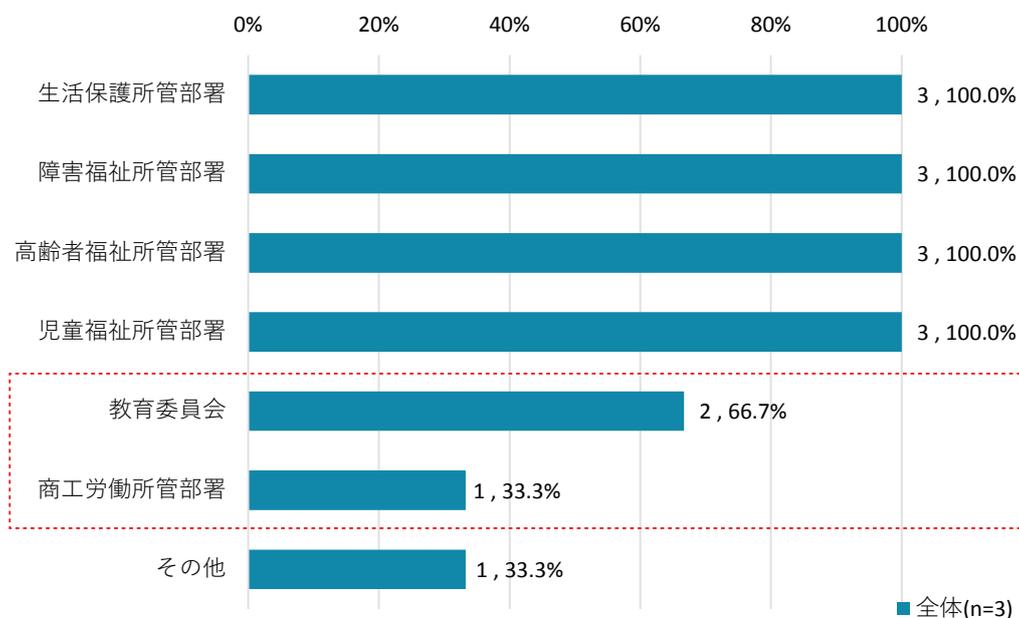
- ✓ すべての自治体で、情報提供やケース会議を予定している
- ✓ 情報を共有する部署として「教育委員会」、「商工労働所管部署」と回答した自治体の割合は相対的に低い

図表 3-37 庁内の関連する部署との情報共有の予定【SA】



※ 1自治体無回答のため全体は3。

図表 3-38 情報を共有する部署【MA】



※ 1自治体無回答のため全体は3。

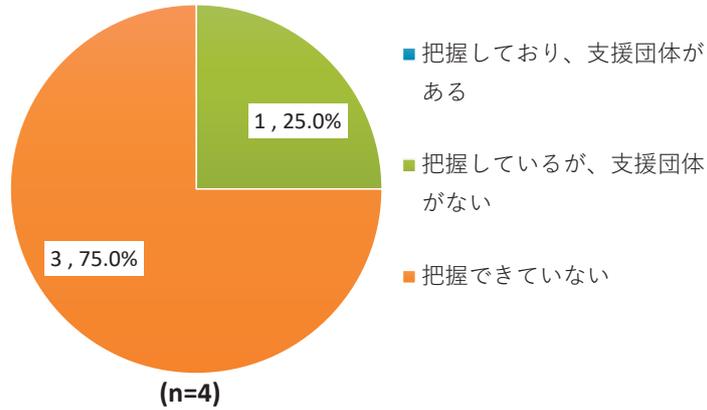
その他は、「自殺対策所管部署」であった。

検討中の自治体の回答

■地域周辺の支援団体の把握状況

✓ すべての自治体で支援団体がいないか、把握できていない

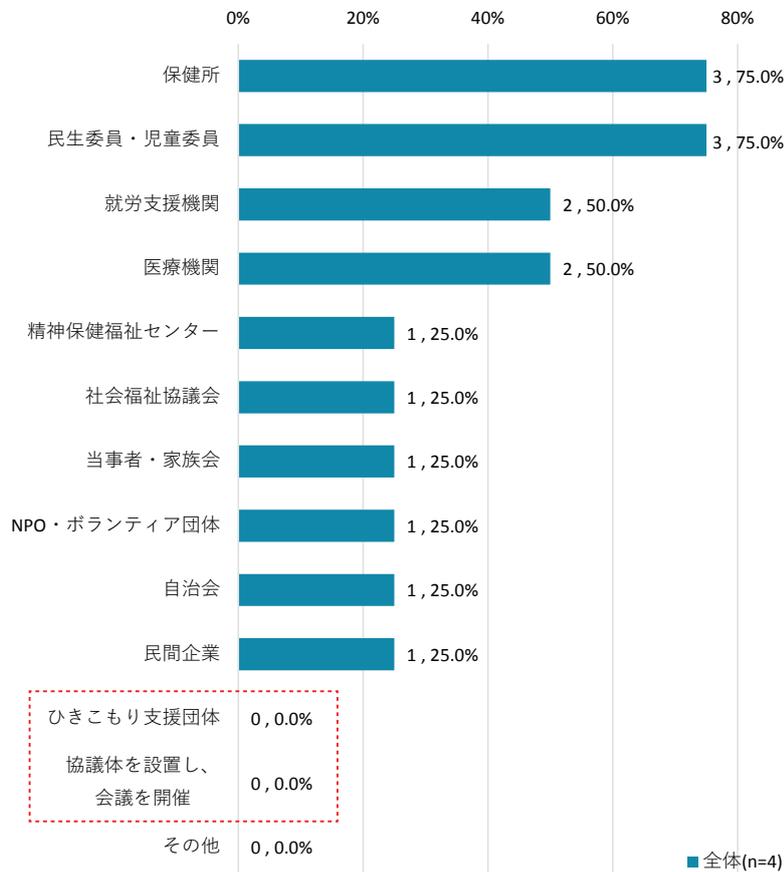
図表 3-39 支援団体の把握状況【SA】



■連携を予定している庁外機関

✓ 「ひきこもり支援団体」との連携や「協議体を設置し、会議を開催」は検討されていない

図表 3-40 連携を予定している庁外機関【MA】

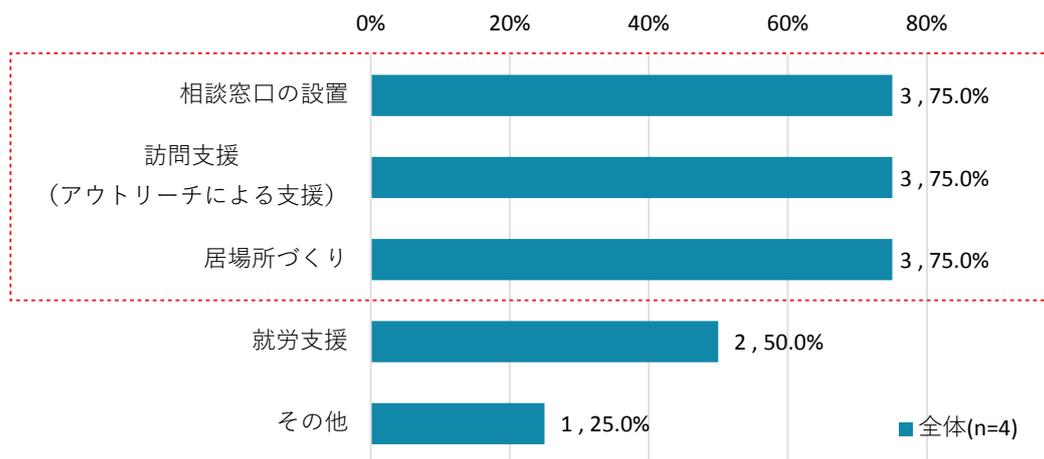


検討中の自治体の回答

■ひきこもり状態にある方への支援予定

✓ 「相談窓口の設置」、「訪問支援（アウトリーチによる支援）」、「居場所づくり」の回答の割合が高い

図表 3-41 ひきこもり状態にある方への支援予定【MA】

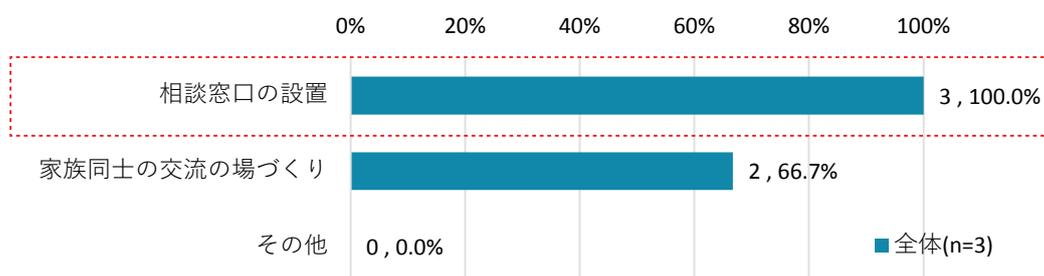


その他は、「就労準備支援」があった。

■ひきこもり状態にある方の家族・親族等への支援内容

✓ すべての自治体で「相談窓口の設置」が検討されていた

図表 3-42 ひきこもり状態にある方の家族・親族支援予定【MA】



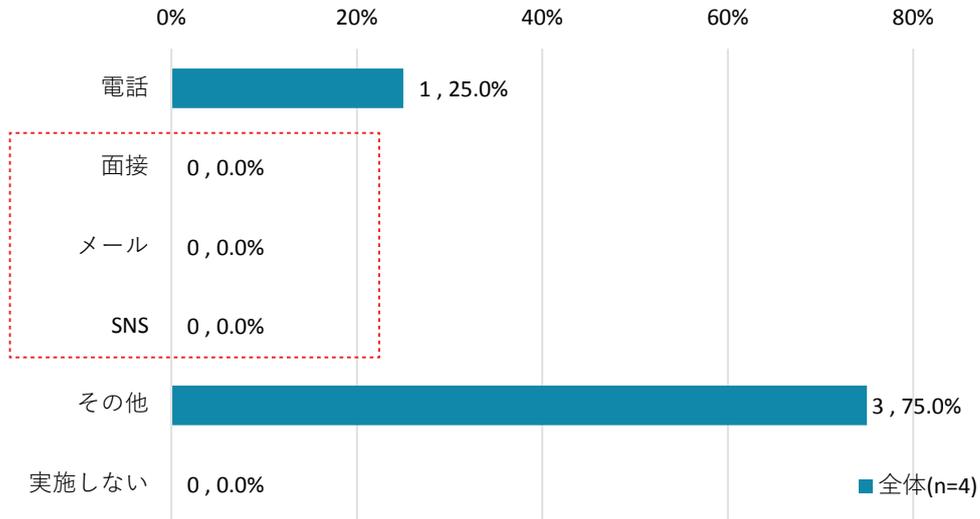
※ 1自治体無回答のため全体は3。

検討中の自治体の回答

■つながり続けるための手法

✓ 「面接」、「メール」、「SNS」の利用は検討されていない

図表 3-43 つながり続ける手法の予定【MA】

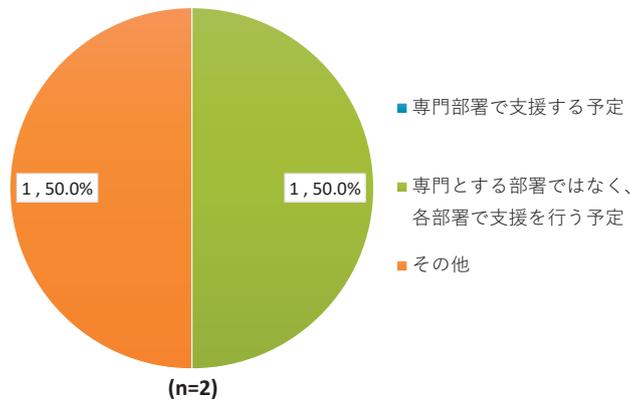


その他は、「検討中」、「就労準備支援事業への参加を促す」であった。

■支援体制の予定

✓ 半数の自治体は専門部署ではなく各部署での支援を検討し、その他は検討中との回答であった

図表 3-44 予定している支援体制【SA】



※ 2自治体は無回答のため全体は2。

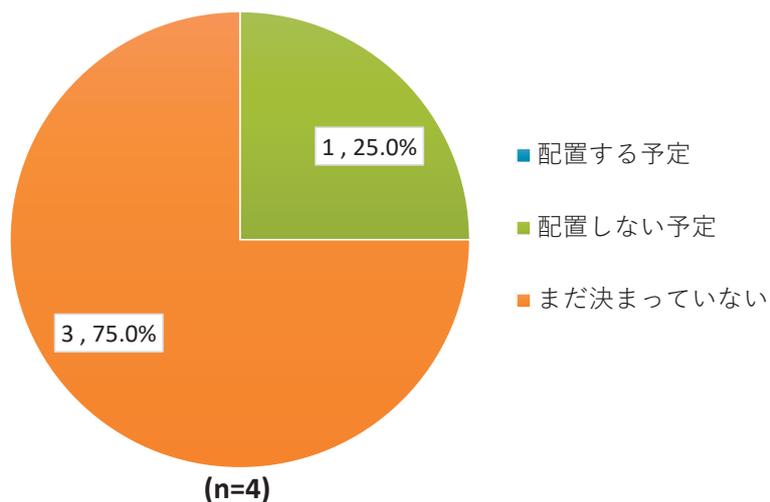
「専門とする部署ではなく、各部署で支援を行う予定」と回答した1自治体では、「直営+委託」での運営を検討していた。また、年齢により支援部署が異なるかどうかについて、「未定」であった。

検討中の自治体の回答

■職員の配置予定

- ✓ 対応する職員数は未定であった
- ✓ 専門職の配置予定はないか、決まっていなかった

図表 3-45 専門職の配置予定【SA】

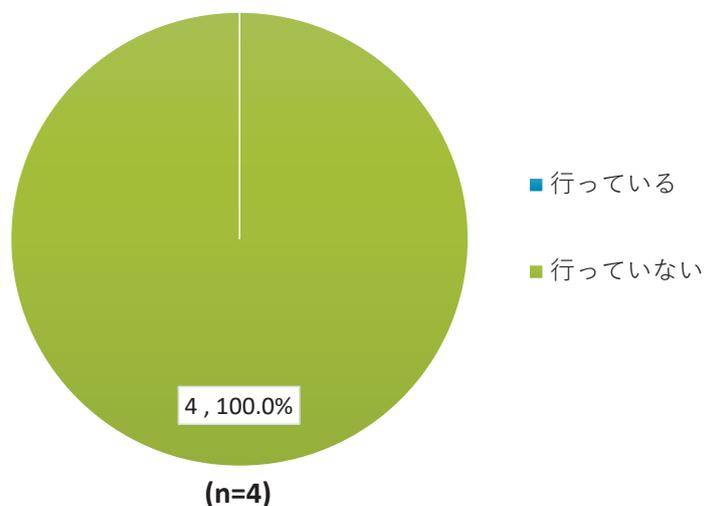


配置を予定している具体的な専門職については、回答がなかった。

■ひきこもり支援を行う職員への研修実施状況

- ✓ すべての自治体で研修は行われていない

図表 3-46 研修の実施状況【SA】

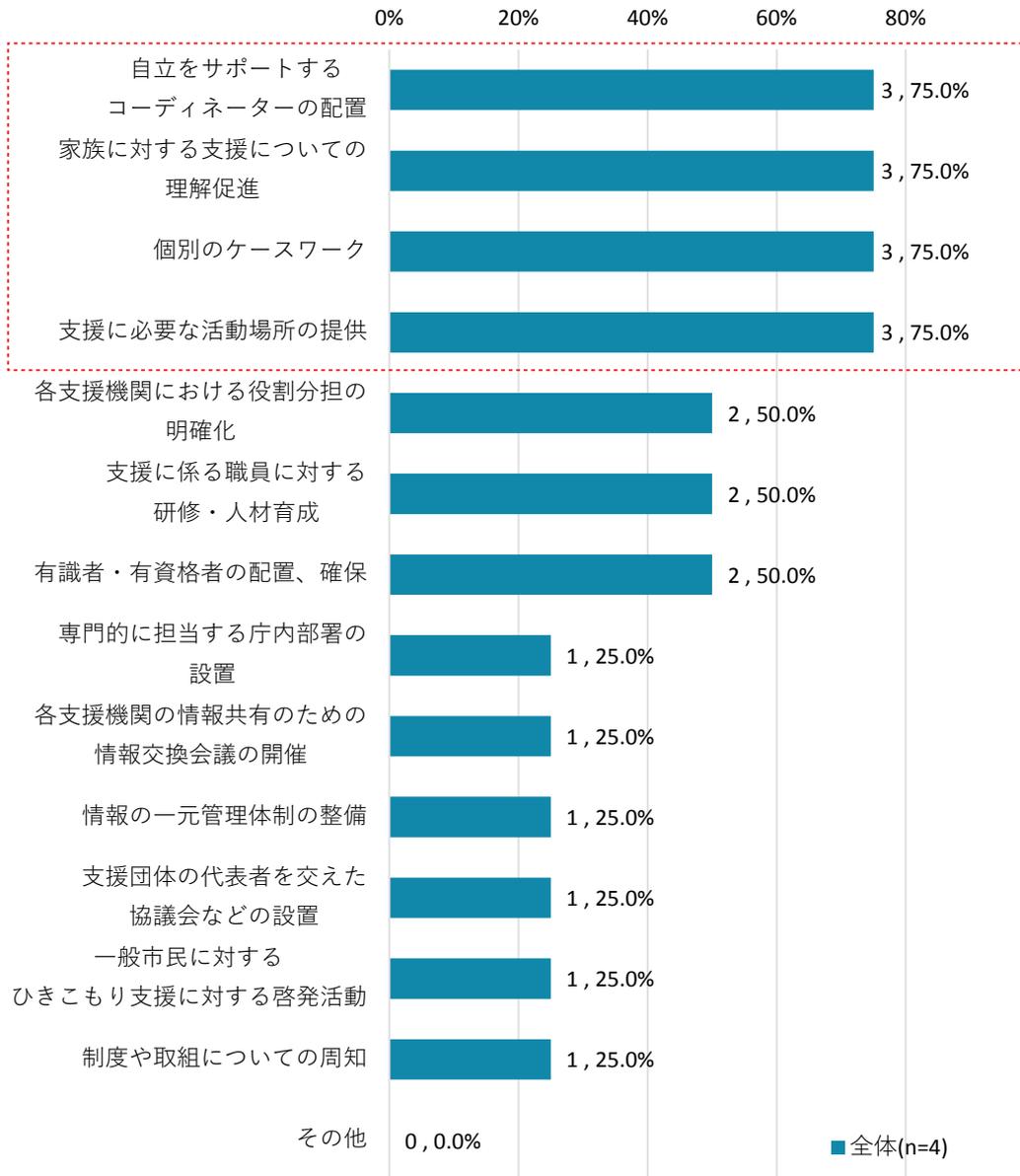


検討中の自治体の回答

■支援をさらに充実させるために必要なこと

✓ さらに支援を充実させるために必要なことは、「自立をサポートするコーディネーターの配置」、「家族に対する支援についての理解促進」、「個別のケースワーク」、「支援に必要な活動場所の提供」の回答の割合が7割を超えている

図表 3-47 支援を充実させるために必要なこと【MA】

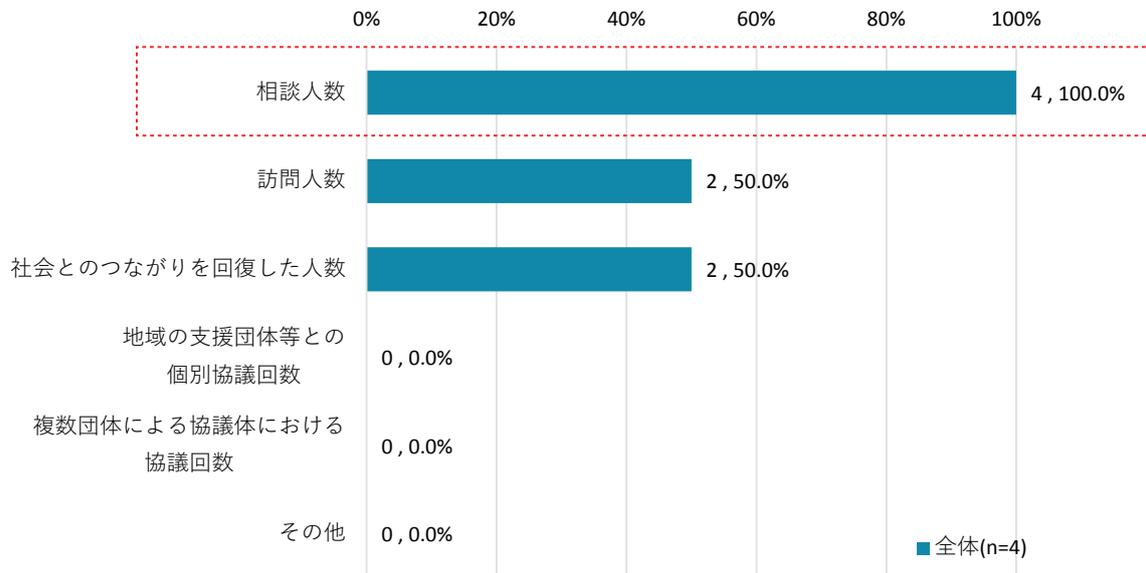


検討中の自治体の回答

■考えられる事業評価の指標

✓ すべての自治体が、「相談人数」を事業評価の指標と考えている

図表 3-48 支援に関する指標【MA】

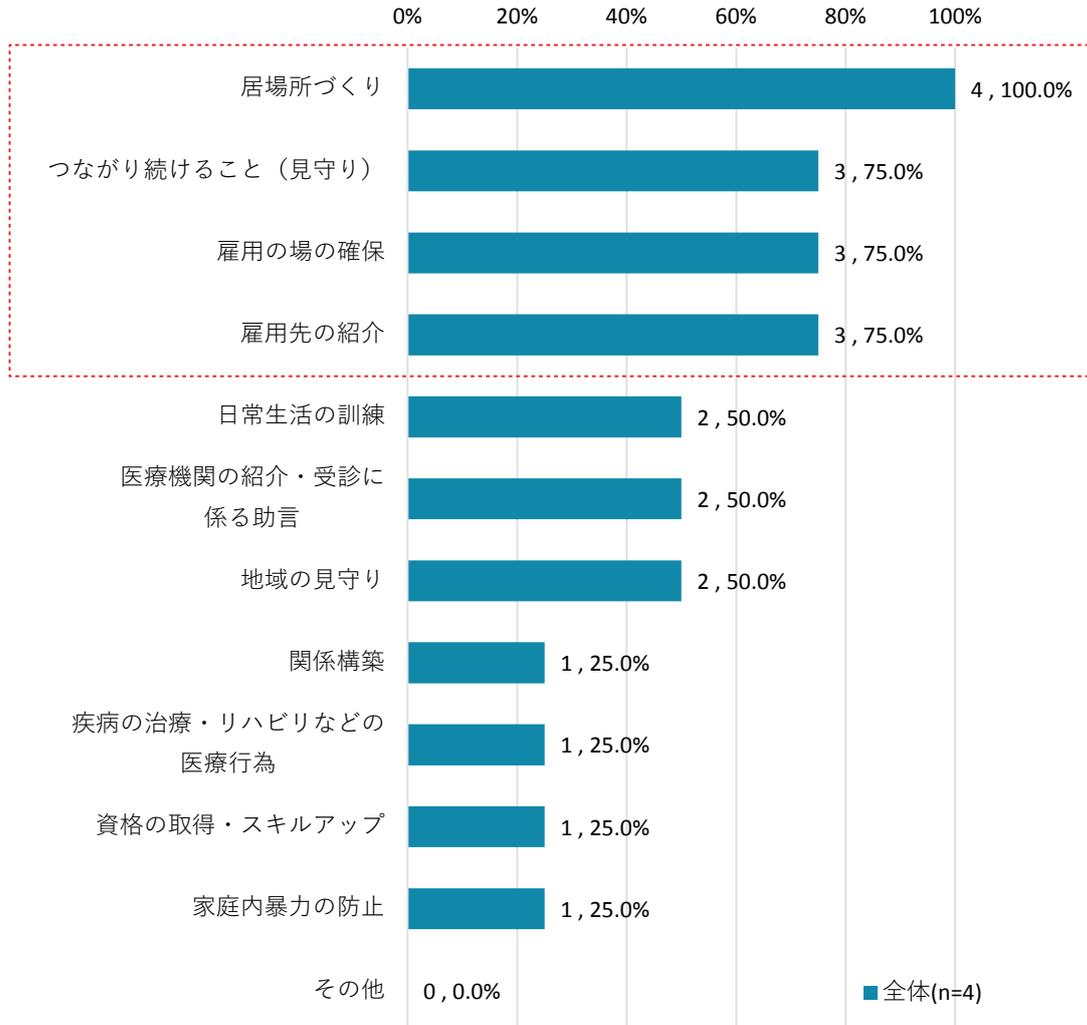


検討中の自治体の回答

■庁外の支援団体に期待すること

✓ 庁外支援団体に期待することは、「居場所づくり」、「つながり続けること（見守り）」、「雇用の場の確保」、「雇用先の紹介」が7割を超えている。

図表 3-49 支援団体に期待すること【MA】



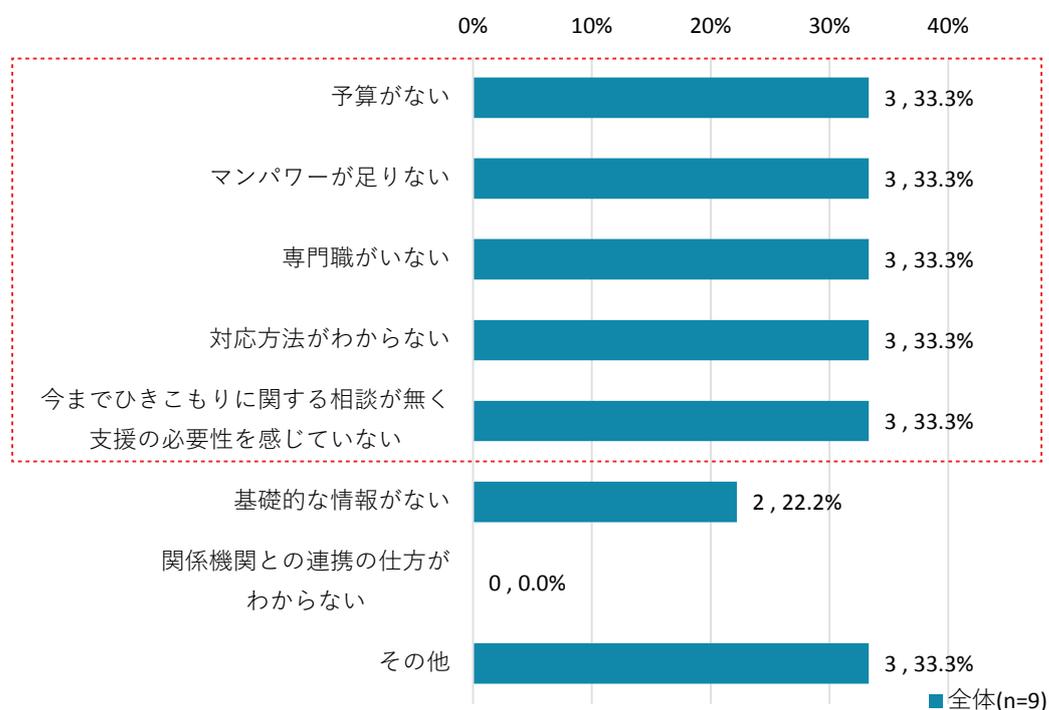
### 支援を実施していない自治体の回答

次に、P.32のひきこもり状態にある方への支援状況において、「支援を行っていない」と回答のあった自治体にその理由を確認した。

#### ■支援を行っていない理由

- ✓ 「予算がない」、「マンパワーが足りない」、「専門職がない」、「対応方法がわからない」、「今までひきこもりに関する相談が無く支援の必要性を感じていない」が挙げられている

図表 3-50 支援団体に期待すること【MA】



その他は、「窓口がない」、「ニーズが不明確で実施が難しい」、「相談実績がない」であった。

## ■課題など自由回答

課題等の自由記述から「支援の視点」、「取り組むべき施策・事業」、「連携のあり方」、「支援時の課題」などについて一部抜粋して整理した。

### ① 支援の視点

- ・ ひきこもりとなった事情が十人十色であるように、その支援の方法も千差万別である。
- ・ ひきこもり支援の方法をひとつのパターンにくくらないこと、ひきこもり状態にある方が望む支援を一緒に考えることが理想の支援であると思う。
- ・ ひきこもり本人が動き出す一歩目が仕事探しや就労だとハードルが高すぎる。
- ・ 次の場合は、直接的な支援が困難なこと・支援の長期化が課題となる。
  - 本人は困りごとがなく支援を希望していないが、家族が行政の強制的な介入を希望する場合。
  - 本人・家族は支援を希望しておらず、近隣や地域から介入を求められた場合。
- ・ ひきこもり相談の内容をかえりみると、積み重ねの結果起こっていることが多い。予防的観点で見ていくことが重要だと思う。
- ・ ひきこもりの状況は長期化していることが多く、背景もそれぞれであり、要因も複雑化している。複合化した支援が必要で、本人との信頼関係を築くこと、また関係機関との連携やネットワークを構築し自立に向けて長期的に支援していくことが重要となる。そのため、支援者の高いスキルが必要である。

### ② 取り組むべき施策・事業

- ・ ひきこもりを支援する専門窓口が現状ないため、「ひきこもりの相談先」として明確に示されるような体制づくりが必要であると考える。
- ・ 年齢や所得によって、担当部署が異なるため、関わり続けることが難しい。令和2年度から、社会福祉協議会に「地域福祉コーディネーター」を配置しており、全市民を対象とした、関わり続けるひきこもり支援が進むことを期待している。
- ・ 就労準備支援事業にてひきこもり状態にある方への訪問支援を行っているが、本人の状態によっては専門支援機関である東京都ひきこもりサポートネットによる訪問支援を利用したい場面もある。しかしながら、本人の同意がなければ訪問対象とならないという基準のため利用できないケースがある。他にも保健所との連携という選択肢もあるが、本人同意が無い中で行う訪問こそ専門支援機関の力を借りたい部分であり、東京都ひきこもりサポートネットがより利用しやすい要件となることを期待したい。
- ・ 社会参加＝外出、対面交流という概念で捉えられてしまう。家でも社会参加、収入取得できるような方向への支援体制も必要。
- ・ 経済的に困窮していることがあり、生活支援のほか資産管理・活用などへの対応も必要である。
- ・ 中高年のひきこもり状態の方の中には長期化しているケース、課題が複雑化しているケースも多い。包括的な支援体制の整備が重要である。
- ・ ひきこもりの対象者のみではなく、8050問題、ダブルケアなど世帯で多くの問題をかかえていることもあり、包括的に支援していく体制を構築することが重要である。
- ・ 当該自治体では生活困窮者自立支援法に基づくひきこもり・ニート事業の支援対象は、30歳未満までであるため、それ以上の年齢の場合には外部機関に引き継ぐしかなく、自治体としてどのような支援ができるか、国や都の動向も注視しながら検討していく必要がある。
- ・ 10年後20年後にひきこもりにならないための支援が必要（0歳からの育児負担、親の余裕のなさ、親の発達障害、子の発達障害への理解など）

## ③ 連携のあり方

- ・ 一口に「ひきこもり」といっても、不登校状態にある児童・生徒、就労していない未成年や若者、30代以上の大人と、支援対象者の幅が広く、また、困窮や家族間のトラブルなどひきこもり以外の課題を抱えているケースも多いため、庁内及び外部機関と今以上の連携関係を強化・構築することが必要である。

(庁内)

- ・ 担当部局をまたぐことから、部局の連携・個人情報のやりとりや当事者の年齢により、支援の方向性が大きく異なることが課題となっている。

(庁外)

- ・ 医療機関や保健所との連携強化を図る必要があると感じている。
- ・ 精神疾患、発達障害等の課題がある場合が多く、医療的な立場からの助言が必要である。
- ・ コロナ禍の状況をひきこもり支援の原点に帰るための機会ととらえ、関係機関・団体との連携再構築から始めたい。

## ④ 支援時の課題

- ・ 家族がひきこもり状態にある方とコミュニケーションを取れていない場合において、初回訪問の対応の難しさを感じている。
- ・ 家族からの相談の場合は、本人につながる前に支援が途切れてしまうことがある。
- ・ 本人からの聞き取りが難しく、家族の要望のみが相談対象となる。
- ・ さまざまな相談が寄せられたり、他機関から連絡が入ったりするが、その部署の職員では対応できない相談内容と支援の相談があったときに適したつなぎ場所を見つけられない。
- ・ 扶養者の喪失により SOS が出せないまま困窮状態が進んでいることが多く、発見時には早急な対応を迫られることがある。
- ・ 本人以外からの相談は、そのほとんどが、本人の意思確認がない状態で「直ちに〇〇ほしい」との要望が多く、対応が難しい。
- ・ 就労支援を行う場合、就労先の業種が限定されてしまう。

## ⑤ 新型コロナウイルスによる影響

- ・ ひきこもり状態にある方の支援の最大の問題として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本人・家族の相談希望の萎縮、コロナ禍による相談の急増による相談機関のひきこもり支援の萎縮、ひきこもり支援に不可欠となる支援機関・団体の活動の萎縮など、支援が全体的に萎縮してしまっている現状がある。
- ・ これまでひきこもり支援のために拡大してきた支援環境が大きく後退することとなり、再構築していく必要に迫られている。
- ・ ひきこもり支援の最大の方法はフェイス to フェイスによるもので、新型コロナウイルス感染症対策の前では最も実施しにくい支援でもある。

### 3 支援団体アンケート結果

#### (1) 調査結果のポイント

**【ポイント】**

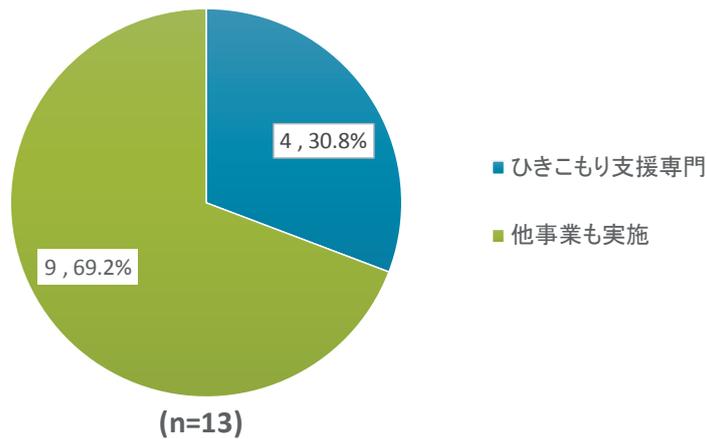
- ✓ 支援団体の支援対象地域は、多摩・島しょ地域全自治体をカバーしている
- ✓ 全世代を対象として支援を行っている団体の割合が高いものの、実際の支援対象者は39歳以下の若い世代に集中しており、その支援期間は、年単位の長期間にわたっている
- ✓ 支援内容は、ひきこもり状態にある方、家族・親族等とともにすべての支援団体で相談支援を行っている
- ✓ ほほすべての支援団体が、ひきこもり状態にある方が居住する自治体や保健所と連携している
- ✓ 基礎自治体に期待すること、拡充すべきことでは、活動場所の提供と連携への要望が高い
- ✓ ひきこもり支援は、「本人の意思にそぐわない支援」をしないこと、家族・親族等への支援が重要

#### (2) 調査結果

##### ■ 支援団体の事業内容

- ✓ ひきこもり状態にある方の支援を専門としている支援団体は約3割、残りの約7割は他の支援も行いながら、ひきこもり状態にある方の支援を行っている

図表 3-51 支援団体の事業内容【自由回答】



※ 事業内容の自由回答を分類した

■支援団体が対応できる東京都内の対象地域

✓ 23区と比較すると多摩・島しょ地域を活動範囲とする支援団体の割合は低いが、支援対象ではない市町村はなく、支援団体は広域的に支援していることが分かる

図表 3-52 支援団体が対応できる対象地域【MA】

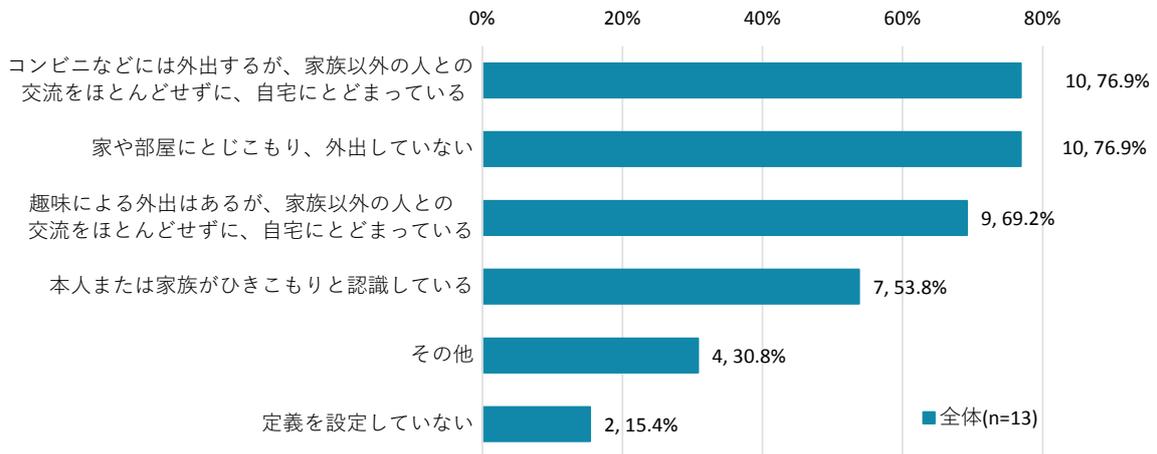
	実数	%		実数	%		実数	%
千代田区	10	76.9	八王子市	9	69.2	瑞穂町	6	46.2
中央区	10	76.9	立川市	9	69.2	日の出町	6	46.2
港区	10	76.9	武蔵野市	9	69.2	檜原村	6	46.2
新宿区	11	84.6	三鷹市	9	69.2	奥多摩町	5	38.5
文京区	10	76.9	青梅市	7	53.8	大島町	4	30.8
台東区	10	76.9	府中市	9	69.2	利島村	3	23.1
墨田区	11	84.6	昭島市	8	61.5	新島村	3	23.1
江東区	10	76.9	調布市	9	69.2	神津島村	3	23.1
品川区	11	84.6	町田市	8	61.5	三宅村	3	23.1
目黒区	11	84.6	小金井市	8	61.5	御蔵島村	3	23.1
大田区	12	92.3	小平市	8	61.5	八丈町	3	23.1
世田谷区	11	84.6	日野市	9	69.2	青ヶ島村	3	23.1
渋谷区	12	92.3	東村山市	9	69.2	小笠原村	3	23.1
中野区	10	76.9	国分寺市	9	69.2			
杉並区	10	76.9	国立市	9	69.2			
豊島区	10	76.9	福生市	7	53.8			
北区	10	76.9	狛江市	8	61.5			
荒川区	10	76.9	東大和市	9	69.2			
板橋区	10	76.9	清瀬市	9	69.2			
練馬区	10	76.9	東久留米市	8	61.5			
足立区	10	76.9	武蔵村山市	8	61.5			
葛飾区	10	76.9	多摩市	9	69.2			
江戸川区	10	76.9	稲城市	8	61.5			
			羽村市	7	53.8			
			あきる野市	8	61.5			
			西東京市	9	69.2			

(n=13)

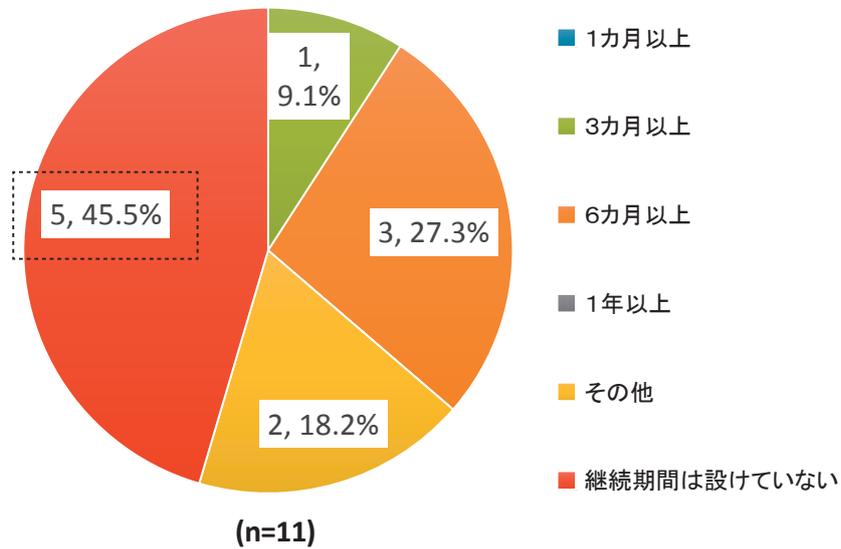
■ひきこもり状態にある方の定義

- ✓ ひきこもりの状態について、国の定義に準じている支援団体の割合が高い
- ✓ 継続期間については、定義を設けていない支援団体の割合が最も高く、継続期間ではなく状態に重きを置いて判断しているところが多いと考えられる

図表 3-53 ひきこもり状態にある方の定義【MA】



図表 3-54 ひきこもり状態にある方定義における継続期間【SA】



※ ひきこもり状態にある方の定義において「定義を設定していない」を除いた団体が回答。全体は11。

■支援する職員体制

- ✓ 支援団体の平均職員数は18.5人で、最小が3人、最大は131人であった
- ✓ 専門職種は、社会福祉が最も多く平均2.4人、次いでキャリアコンサルタントが2.3人であった

図表3-55 職員の人数【自由回答】

単位：(人)

	調査数	平均	最小値	最大値	中央値
職員数	13	18.5	3	131	5

※調査数は、回答した団体数。

図表3-56 専門職の人数(のべ)【自由回答】

単位：(人)

	調査数	平均	最小値	最大値	中央値
社会福祉士	5	2.4	1	7	1
精神保健福祉士	4	2.0	1	3	2
保健師	1	1.0	1	1	1
看護師	1	1.0	1	1	1
介護福祉士	1	1.0	1	1	1
作業療法士	-	-	-	-	-
理学療法士	-	-	-	-	-
公認心理士	6	1.7	1	4	1
キャリアコンサルタント	6	2.3	1	4	2
その他	9	3.0	1	6	2

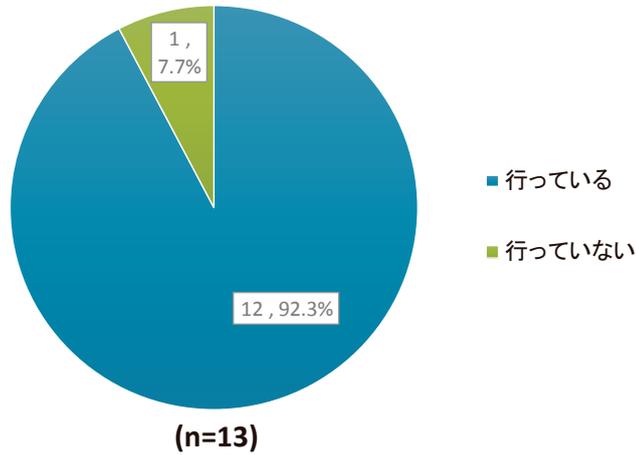
※調査数は、回答した団体数。

その他は、具体的な専門職の記入がないか、「教員免許」であった。

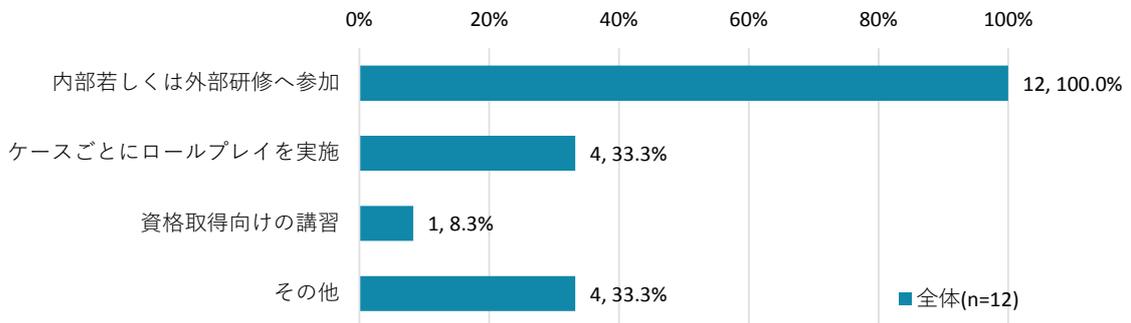
■職員教育

- ✓ 約9割の支援団体で、職員教育を行っている
- ✓ 内容は、研修への参加が最も高く100%であり、次いでケースごとのロールプレイであった

図表 3-57 職員教育の実施状況【SA】



図表 3-58 職員教育の内容【MA】



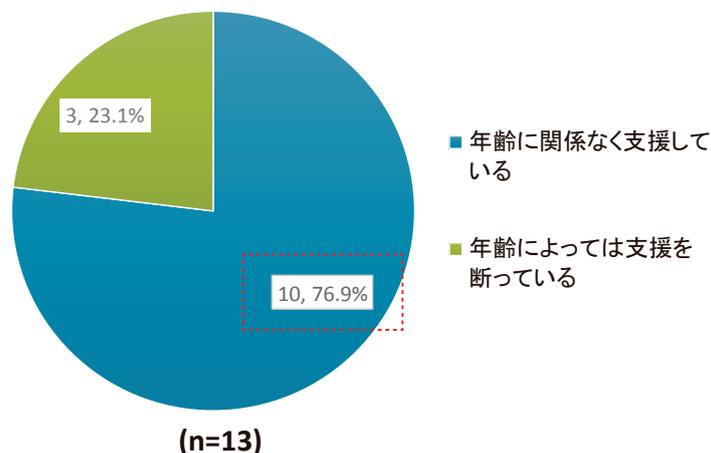
※ 職員教育の実施状況において「行っている」と回答した団体が回答。全体は12。

その他は、「事例検討会」や「ピアサポーター研修」等であった。

### ■支援対象の年齢制限、ひきこもり状態にある方の年齢別・性別の人数

- ✓ 年齢制限を設けることなく全世代の支援を行っている支援団体の割合が高い
- ✓ 現在、支援している人数は39歳以下の若い世代が多く、40歳以上になると少ない

図表 3-59 年齢制限【SA】



年齢制限がある団体が対象とする年齢層は

- ・ 15～50歳 1団体
- ・ 15～39歳 1団体
- ・ 18～40歳 1団体

図表 3-60 支援している人数（平均）【自由回答】

単位：（人）

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
男性	3.9	8.4	4.5	1.5	0.3	0.0	0.0	18.6
女性	2.3	3.5	1.6	0.5	0.1	0.0	0.0	8.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	6.2	11.9	6.1	2.0	0.4	0.0	0.0	26.6

※ 内訳に回答のあった団体のみ集計。全体は10。

### ■支援期間

- ✓ 支援団体における支援期間の平均は2年4カ月、最長支援期間の平均は8年11カ月であり、年単位の長期間にわたる支援が行われている

図表 3-61 支援期間【自由回答】

	調査数(団体)	平均	最短	最長	中央値
平均支援月数	10	2年4カ月	3カ月	5年	2年3カ月
最大支援月数	9	8年11カ月	2年4カ月	20年	7年

※調査数は、回答のあった団体数。

■支援につながったケースの情報提供者数

- ✓ 支援団体への情報提供者は、「本人」、「家族・親族」、「行政のひきこもり支援窓口」が多い一方で、「児童相談所」や「ケアマネジャーなどの高齢者福祉関係者」からの情報提供は少ない
- ✓ 最も多い情報提供者は、「家族・親族」であった

図表 3-62 情報提供者【MA】

	実数	%		実数	%
本人	13	100.0	精神保健福祉センター	5	38.5
家族・親族	13	100.0	民生委員・児童委員	5	38.5
行政のひきこもり支援窓口	10	76.9	住民	3	23.1
保健所	9	69.2	児童相談所	2	15.4
医療関係者	9	69.2	ケアマネジャーなど高齢者福祉関係者	2	15.4
社会福祉協議会	6	46.2	その他	4	30.8
ボランティア団体	6	46.2			

(n=13)

その他は、「教員」、「生活困窮者窓口」等であった。

図表 3-63 情報提供者のうち最も多い者【SA】

	実数	%		実数	%
家族・親族	8	61.5	精神保健福祉センター	-	-
本人	2	15.4	民生委員・児童委員	-	-
保健所	1	7.7	住民	-	-
行政のひきこもり支援窓口	-	-	児童相談所	-	-
医療関係者	-	-	ケアマネジャーなど高齢者福祉関係者	-	-
社会福祉協議会	-	-	その他	2	15.4
ボランティア団体	-	-			

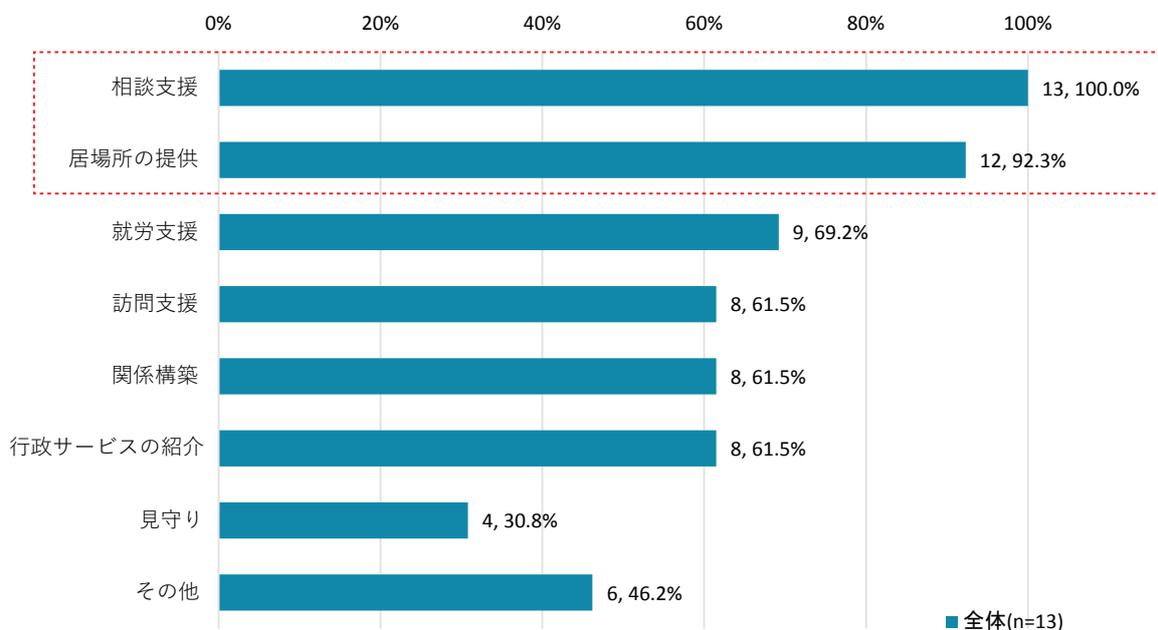
(n=13)

その他は、「本人」、「家族・親族」、「医療関係者」が同数であった。

■ひきこもり状態にある方への支援の内容

- ✓ ほぼすべての支援団体が、「相談支援」、「居場所の提供」を行っている
- ✓ 壮年期世代への支援としては、本人にあった支援を提供しているとの回答が多かった

図表 3-64 支援内容【MA】



その他は、「学習会」、「共同生活」、「外出同行」、「定着支援」であった。

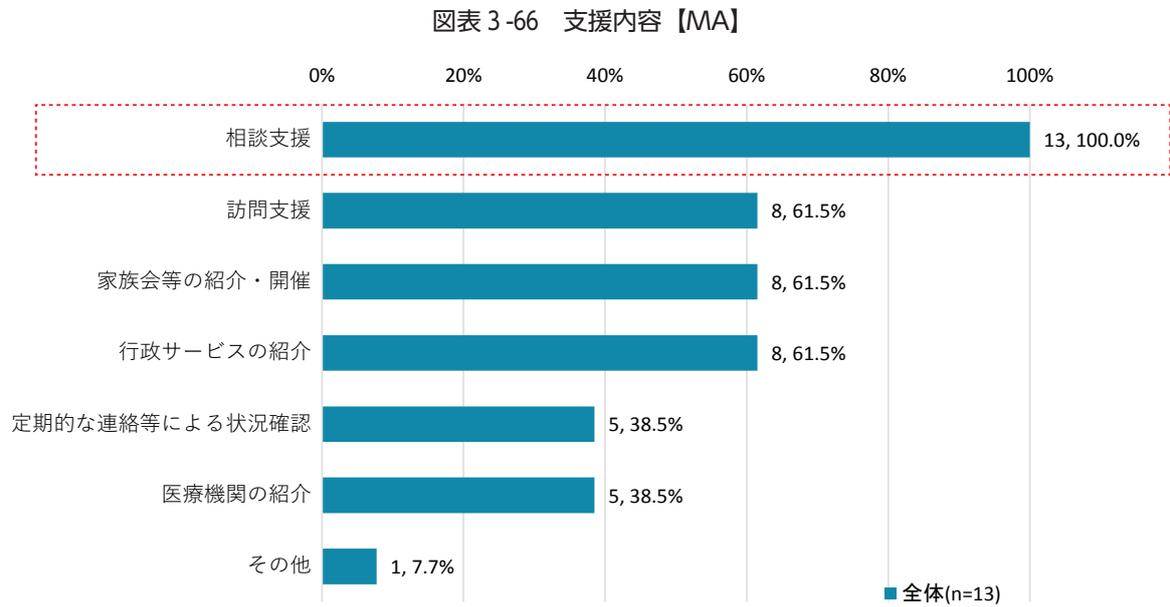
図表 3-65 壮年期世代への支援内容【自由回答】

壮年期支援内容	件数
本人にあった支援を提供	3
就労支援	2
世間話によるつながり続ける支援	1
グループ相談会の実施	1

※ 壮年期世代向け支援の自由回答を分類した。

■家族・親族等への支援の内容

✓ すべての支援団体が、「相談支援」を行っている



その他は、「居場所」、「同行支援」であった。

■支援における連携状況

- ✓ ほぼすべての支援団体が、「自治体（ひきこもり状態にある方が居住する）」や「保健所」と連携している
- ✓ 連携していないが連携が必要な団体には、「ボランティア団体」や「民間企業」の回答の割合が比較的高い

図表 3-67 支援にあたり連携している団体【MA】

	実数	%		実数	%
自治体(ひきこもり状態にある方が居住する)	12,	92.3	協議会(関係機関による連絡会等)	7,	53.8
保健所	12,	92.3	ボランティア団体	6,	46.2
社会福祉協議会	10,	76.9	民間企業	5,	38.5
医療機関	10,	76.9	民生委員・児童委員	4,	30.8
就労支援機関	9,	69.2	自治会	2,	15.4
当事者・家族会	8,	61.5	その他	3,	23.1
精神保健福祉センター	7,	53.8			

(n=13)

連携している団体のその他は、「地域包括支援センター」、「保護司」、「人権擁護員」、「全国の支援団体及び機関」であった。

図表 3-68 連携していないが連携が必要な団体【MA】

	実数	%		実数	%
ボランティア団体	3,	27.3	保健所	1,	9.1
民間企業	3,	27.3	当事者・家族会	1,	9.1
医療機関	2,	18.2	自治体(ひきこもり状態にある方が居住する)	-,	-
民生委員・児童委員	2,	18.2	社会福祉協議会	-,	-
自治会	2,	18.2	就労支援機関	-,	-
精神保健福祉センター	2,	18.2	その他	2,	18.2
協議会(関係機関による連絡会等)	1,	9.1			

(n=11)

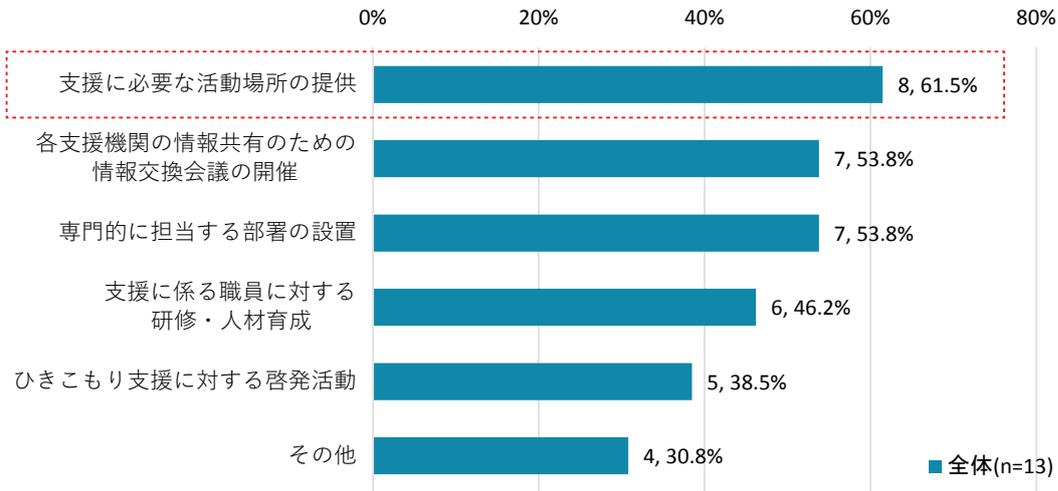
※ 2団体は無回答のため、全体は11。

その他は、「地域包括支援センター」、「地域の自治会」であった。

■自治体に期待すること・自治体が拡充すべき取組

- ✓ 基礎自治体に期待することとして、「支援に必要な活動場所の提供」が挙げられている
- ✓ 基礎自治体が拡充すべき取組では、「連携のためのプラットフォームの構築」が上位にあり、自治体に期待することでは「各支援機関の情報共有のための情報交換会議の開催」が求められていることから、連携への取組が期待されている

図表 3-69 自治体に期待すること【MA】



その他は、「ひきこもり支援に対する助成金の拡充」、「対象者の把握」である。

図表 3-70 自治体が拡充すべき取組【自由回答】

取組内容	件数
連携のためのプラットフォームの構築	4
アウトリーチ事業	4
居場所づくり	2
窓口の明確化・一本化	2
18歳以下への支援	1
実態把握	1
職場体験の受け入れ	1

※ 自治体が拡充すべき取組の自由回答を分類した。

■事業評価に用いている指標

- ✓ 事業評価の指標としては、定性的な評価指標が多く挙げられている

図表 3-71 事業評価の指標【自由回答】

指標	件数
ひきこもり状態にある方の変化(会話が増えたか、食事や睡眠がとれているか)	2
家族の行動変容	2
ひきこもり状態にある方と第三者との関わり	1
社会参加率	1

※ 事業評価指標の自由回答を分類した。

■実施したいができていない支援

- ✓ 実施したいができていない支援の理由として、マンパワー不足と経費不足が挙げられている

図表 3-72 実施したいができていない支援【自由回答】

支援内容	実施できていない理由
訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり状態にある方に出会う機会がない</li> <li>・マンパワー、スキルともに不足している</li> </ul>
学習会、親の会、本人の居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費(講師代、会場費)がかかるため</li> <li>・マンパワー不足</li> </ul>
協働で取り組む支援体制の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により延期となっている</li> </ul>
精神科医との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療支援が必要な時に連携する仕組みがない</li> <li>・保健所の対応も地域によって異なる</li> </ul>

※ 実施したいができていない支援の自由回答を整理した。

■好まれないひきこもり支援と支援の課題

✓ 好まれない支援では、「相談窓口でのたらい回し」や、「就労につなげようとする支援」や「支援者目線での押しつけ支援」などの本人の意思を無視した支援が多く挙げられている。

図表 3-73 好まれない支援【自由回答】

本人の意思を無視した支援

好まれない支援	件数
相談窓口でのたらい回し	2
就労につなげようとする支援	2
支援者目線での押しつけ支援	1
積極的に引きだそうとする働きかけ(精神的圧力)	1
強制的に家から出す支援	1
本人の望んでいないプログラムへの参加	1
しっかりとした見立てや対応ができていない	1
話を聴かない	1

※ 好まれない支援の自由回答を分類した。

✓ 支援における課題では、「家族・親族支援」が最も多い。この他には、「相談員の養成(不足)」、「ニーズに対応できない」などのサービス提供体制、「居場所の充実」、「状態を見立てることができる相談窓口」などの支援の内容、「支援対象者が把握できない」、「社会のひきこもり状態にある方の理解不足」などが挙げられている

図表 3-74 支援における課題【自由回答】

サービス提供体制の課題

サービス支援内容の課題

課題	件数
家族・親族支援	3
支援対象者が把握できない	1
相談員の養成(不足)	1
ニーズに対応できない(受け入れに上限がある)	1
有料サービスのため利用できない人がある	1
社会のひきこもり状態にある方の理解不足	1
居場所の充実	1
状態を見立てることができる相談窓口	1
孤立状態を解消するアウトリーチ	1
専門性を持った人材や団体の連携	1
働くことをゴールにしても解決できない	1

※ 支援における課題を分類した。

## 4 多摩・島しょ地域の支援等の現状

自治体アンケート、支援団体アンケートの結果から、多摩・島しょ地域の支援等の状況をまとめる。併せて有識者の見解を掲載する。

### (1) 自治体アンケート結果からみえる現状

#### ① ひきこもり支援の実施状況

多摩・島しょ地域におけるひきこもり支援には差があり、地域別では北多摩南・南多摩地域以外でまだ支援を実施していない自治体が見受けられた。特に検討予定のない基礎自治体からは、支援を実施しない理由として「予算がない」「マンパワーが足りない」「専門職がない」「対応方法が分からない」という回答に加え、「相談がなく支援の必要性を感じていない」との回答があった。

#### ② ひきこもり状態にある方の定義

多摩・島しょ地域においては、「ひきこもり状態にある方」の定義を設定していないことが多い。また、支援の際も国が示す定義より幅広く支援を行っている。

図表 3-75 ひきこもり状態にある方の定義に関する有識者の見解

有識者名	見解
中島 修 氏 文京学院大学人間学部 人間福祉学科教授	・国が示す「6カ月以上継続して、社会との関係性を持たない方」という定義と考えるが、6カ月を待たずして早期に支援が開始されることが望ましい。
境 泉洋 氏 特定非営利活動法人KHJ全国 ひきこもり家族会連合会副理事長	・「社会とのつながりが希薄な方」であることは意識しているが、継続期間が6カ月以上という点は意識していない。
佐藤 洋作 氏 認定特定非営利活動法人文化学習 協同ネットワーク代表理事	・社会との接続において、自信が持てず、不安を抱え、次の一歩を踏み出せないでいる方、コミュニティに参加するのに抵抗を感じている方と認識している。

## ③ 実態把握

多摩・島しょ地域におけるひきこもりの実態把握は、支援を実施している自治体の約4割で実施されていない。支援を実施している自治体のうち、実態把握を実施していない自治体の約8割が、今後実態把握予定がないと確認できた。

図表 3-76 ひきこもり状態にある方の実態把握に関する有識者の見解

有識者名	見解
中島 修 氏 文京学院大学人間学部 人間福祉学科教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりの人がどういった課題を抱えているか把握するために、実態調査が必要である。</li> <li>・調査方法は民生委員からの情報収集や、無作為抽出などの方法がある。</li> <li>・実数に近い数字は大規模調査が必要であるが、まずは内閣府調査結果の推計値から対象規模を把握してもよい。</li> </ul>

## ④ 庁内・庁外連携

ひきこもり支援を行っている自治体の支援体制は、「専門部署による支援を行っている」「専門部署はないが、各部署で支援を行っている」としており、自治体それぞれの状況に応じた対応がなされ、庁内連携や庁外連携として情報を共有している自治体が多くみられる。その一方で、「適したつなぎ場所が見つけれない」やひきこもり以外の課題を抱えるケースなどに対応するための包括的な支援体制が求められるなど、より一層の連携強化が望まれている。

図表 3-77 庁内・庁外連携に関する有識者の見解

有識者名	見解
中島 修 氏 文京学院大学人間学部 人間福祉学科教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体と社会資源との連携が広く充実しているところは、総じて支援についても積極的な傾向がある。</li> <li>・ひきこもり支援は民間の方がノウハウや実績がある点で先行しており、NPO法人との連携や情報共有のルールづくりができていない自治体は支援の幅が広がらない。</li> </ul>
境 泉洋 氏 特定非営利活動法人KHJ全国 ひきこもり家族会連合会副理事長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事例に関しては、見守りとして警察との連携が必要な場合がある。</li> <li>・家族会と連携が必要である。</li> <li>・ひきこもり状態にある方を理解し、「育てる」意識のある企業との連携が効果的である。</li> </ul>
佐藤 洋作 氏 認定特定非営利活動法人文化学習 協同ネットワーク代表理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とのつながりを回復するため、就労体験の受入れ先、就職先との連携に加え、地域の子ども支援ネットワークや当事者会等とも連携が必要である。</li> <li>・不登校からひきこもり状態になる方もいるため、義務教育課程からの連携が重要である。</li> </ul>

## ⑤ つながり続ける支援の手法

相談は、家族・親族等からが多く、必ずしも始めから、ひきこもり状態にある方と接点を持つことができるわけではない。その場合、ひきこもり状態にある方と連絡がとれるまで、家族・親族等と継続的に状況を確認しあうこと、また、ひきこもり状態にある方とつながるための方法を模索することになる。また、ひきこもり状態にある方とつながることができてからも、状態に応じてつながりを絶やさない取組が必要となる。つながり続ける支援手法は、電話、面接がともに65.4%と高いが、メールは23.1%、SNSは3.8%と充実していない。

図表 3-78 ツールに関する有識者の見解

有識者名	見解
中島 修 氏 文京学院大学人間学部 人間福祉学科教授	・これまでソーシャルワークの支援では、信頼関係ができるからこそ語れる環境になると考えられてきたが、今の若者は顔が分からない人・知らない人の方が相談しやすいという傾向がある。従来の自治体の対面での窓口対応だけでなく、新しい形を考えていかなければならず、SNS等による相談を今後強化すべき。

## ⑥ 居場所づくり

ひきこもり支援を実施している自治体のうち、「居場所づくりを行っている」と回答した自治体は26.9%と低い。一方で、自治体が支援団体に期待することでは、「居場所づくり」の回答割合が最も高いことから、居場所づくりの必要性を理解しているが、実施できていない状況がうかがえる。

図表 3-79 居場所づくりに関する有識者の見解

有識者名	見解
中島 修 氏 文京学院大学人間学部 人間福祉学科教授	・自信を失ってひきこもり状態になっている方が多いため、自分がこういうことを言っているのか、周りから責められたり非難されたりしないか、不安を感じている。安心できる居場所が重要である。
境 泉洋 氏 特定非営利活動法人KHJ全国 ひきこもり家族会連合会副理事長	・安心でき利用者同士の交流の場となる居場所が必要である。 ・ひきこもり状態であっても、早く支援者がアプローチした方が回復は早い。 ・居場所は少なくとも基礎自治体に1カ所あるとよい。
佐藤 洋作 氏 認定特定非営利活動法人文化学習 協同ネットワーク代表理事	・不登校で学校に通えないということは、学びの機会を逸している状態にあり、社会との関わりもない状態である。学校に通えていなくても、居場所に通ってもらえれば社会との関わりを保っている状態になる。

## ⑦ 情報発信

ひきこもり支援を充実させるために必要と考えられることでは、「制度や取組についての周知」の回答の割合が最も高く、自治体支援の取組がひきこもり状態にある方や家族・親族等に届いていないと考える自治体が多い。

## ⑧ 事業評価

支援を実施している自治体では、想定される事業評価の指標として、「社会とのつながりを回復した人数」や「相談人数」の回答割合が高く、定量的に事業を把握する姿勢がうかがえる。

## (2) 支援団体アンケート結果からみえる現状

## ① 支援対象地域

東京都若者社会参加応援事業に登録している団体の支援対象地域は多摩・島しょ地域全自治体をカバーしている。

## ② 支援期間

支援が始まってから社会との関わりを回復するまでに数年を要することが分かった。

図表 3-80 支援期間に関する有識者の見解

有識者名	見解
境 泉洋 氏  特定非営利活動法人KHJ全国 ひきこもり家族会連合会副理事長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を通じて、ひきこもり状態にあった方が社会とのつながりを持ち直し、今後には何らかの見通しが立つまでの期間は、5年程度を見ておいた方がいい。まず1年支援をして3年で目処がつく。支援の途中でひきこもり状態にある方が疲れて休憩、という場合もあるので、5年を想定しておくのがよい。</li> <li>・ ひきこもり支援に関わる基礎自治体として注意が必要なことは、担当者の「異動」である。ひきこもり状態にある方は警戒心が強く、担当者が変わることは緊張につながる。急な担当者の変更は避け、引継ぎ時には現担当者・後任担当者・ひきこもり状態にある方の3人で会うなどの対応が必要である。</li> </ul>

## ③ 壮年期支援

全世代を対象として支援を行っている団体の割合が高いものの、実際の支援対象者は39歳以下の若い世代に集中している。内閣府による試算では40歳以上のひきこもり状態にある方もいると推計されているが、壮年期世代で支援につながっている人はまだまだ少ないと想定される。

図表 3-81 壮年期支援に関する有識者の見解

有識者名	見解
中島 修 氏 文京学院大学人間学部 人間福祉学科教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壮年期でひきこもり状態にある方は、就労経験者が多く、就労したいという意思を持っている人が多い。</li> <li>・ ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある方の意思を尊重しつつ社会の中で役割を担うことで、自信を持ち社会とのつながりを回復していくことである。就労支援は若い世代向けが多いが、壮年期世代であっても一つの手段であると考えられる。</li> </ul>
境 泉洋 氏 特定非営利活動法人KHJ全国 ひきこもり家族会連合会副理事長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひきこもり相談に家族が来ることが多いが、ひきこもり状態にある方が壮年期の場合には家族も高齢になっており相談に訪れることができなくなっている。</li> <li>・ 高齢の親は家族自身の健康問題や配偶者の介護のため、ひきこもり相談が後回しとなっているという現状がある。</li> </ul>
佐藤 洋作 氏 認定特定非営利活動法人文化学習 協同ネットワーク代表理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの経験では、壮年期のひきこもり状態にある方は長期化している場合が多く、医療機関を含めさまざまなサービスが連携しないと対応できないケースが多い。基礎自治体に旗振りの役割を期待したい。</li> </ul>

## ④ 連携

支援団体のほぼすべてが、ひきこもり状態にある方が居住する基礎自治体や保健所と連携をとっている。一方で、自治体が拡充すべき取組として、「連携のためのプラットフォームの構築」が挙げられており、自治体と支援団体、また支援団体同士がそれぞれの強みを活かした支援を連携して実施することが望まれている。

## ⑤ 活動場所

基礎自治体に期待することでは、「支援に必要な活動場所の提供」と回答した割合が最も高く、活動場所の確保に苦慮している支援団体の状況がうかがえる。

## ⑥ 支援の視点

ひきこもり支援は、「ひきこもり状態にある方の希望に応じた支援」、「安心できる居場所の確保」、「家族・親族等への支援」が重要となっている。

また、相談支援においては「たらい回し」にしないことが重要である。

表3-82 支援の視点に関する有識者の見解

有識者名	見解
中島 修 氏 文京学院大学人間学部 人間福祉学科教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり状態にある方の意向に沿った支援は当然のこと、安心できる居場所の提供が大事である。</li> <li>・ひきこもり状態が継続すると、家族も自信を失っていく。家族が安心して話せる場所も必要である。</li> <li>・家族が相談をしようとしても、自治体のひきこもり相談窓口が分かりにくく、窓口にとどり着きづらい。</li> </ul>
境 泉洋 氏 特定非営利活動法人KHJ全国 ひきこもり家族会連合会副理事長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもること自体を否定してはいけない。ひきこもり状態にある方が、生活し辛い世の中とどのように付き合うかを一緒に考えることが必要である。</li> </ul>
佐藤 洋作 氏 認定特定非営利活動法人文化学習 協同ネットワーク代表理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり状態にある方は、「常識」や「普通」と今ある自分を比較し、そのギャップに苦しみ自信を持たずに社会との関係を構築できないことが多い。問題は本人にあるのではなく、社会的構造により不利な立場に追い込まれた場合もあり、社会との関係が回復しても安心して生活できる場所の確保が重要である。</li> </ul>

## ⑦ 事業評価

支援団体による事業評価の指標として考えられるものとしては、「ひきこもり状態にある方の変化（会話が増えたか、食事や睡眠がとれているか）」、「ひきこもり状態にある方と第三者との関わり」、「家族の行動変容があったか」等の定性的なものが多い。

## ◆ひきこもりを経験された方の体験談2

ひきこもりを経験された方やそのご家族に体験談を伺いました。2人目は、現在都内の支援団体に通う30代男性のお話です。

30代 男性

ひきこもり状態になったきっかけを教えてください。



合唱祭に行きたくなくて休みはじめたのがきっかけで、中学時代の3年間不登校になりました。通信制高校4年、浪人2年間を経て大学へ進学しました。大学には5年間在学しましたが、単位を落して卒業のタイミングを逃してしまい、就活をあきらめました。自己PRするエピソードもありませんでした。卒業後バイトをしましたが、人生へのあきらめとひきこもり状態への慣れもあって、そこから7、8年ひきこもり状態になりました。

ひきこもり状態の時はどのような生活を送っていましたか？



ひきこもりの間、昼夜逆転の生活でした。昼頃起きて昼食を取った後、自室にこもりテレビ、ゲーム、ネットサーフィン、時には古本屋巡り、図書館など、現実逃避のために時間をむさぼっていました。「あいついつまでひきこもりやってるんだよ」と言われると心に刺さりました。罪悪感と羞恥心に満たされ、話すこともないので友だちとの連絡も取りませんでした。

相談のきっかけを教えてください。



日々だらだら過ごしながら、何かを始めても長続きしない日々が過ぎていきました。どこにいても居場所がなく、どこにいても何をしていても心が休まることはありませんでした。そんな中、そろそろ脱出しなくてはと焦ってきました。第三者に入ってもらっているいろいろアドバイスや仲介をしてほしかったのかもしれませんが。

そんな時どこに相談しましたか？



就職先が見つからないので、とりあえずハローワークに行きました。若者向けの相談窓口に行くようになりましたが、求職活動には入れず足が遠のきました。そのような折り、母親が若者サポートステーションを見つけました。最初は関心はありませんでしたが、親が行きはじめると気になるようになり、親だけ行かせるのは申し訳なく、相談に行くようになりました。

30代 男性

支援で感じたことを教えてください。



最初に感じたのは、話ができる人がいる有難さ。自分にとっての嫌な話、自分のダメな部分、そういう部分をきちんと話して聞いてくれるというのは久しぶりでした。相談員の勧めにより若者サポートステーションで実施している軽作業などのプログラムに参加し、同じような悩みを抱える人たちと関わる中で、自分も含め一般の人たちと変わらないと感じ、今まで感じていた「他人から変に見られないかな」という不安は薄まりました。

支援を受けて得られたことを教えてください。



いろいろな活動に参加して行く中で、やってみると意外と楽しいという感覚が生まれました。人と話すこと、集団での作業、大変と感ずることも多いのですが、それはそれとして自分がいてもよい場所、安心していられる居場所ができました。また、人と一緒にやることは楽しい、楽しいからやる、という好循環が生まれ、仕事も意外と楽しいのではと思えるようになりました。自分と同じような体験をしてきた人が仕事体験など次のステップに行っている話を聞くことも刺激になりました。

現在はどのように過ごしていますか？



今はアルバイトをやりながら、若者サポートステーションで実施されているITを使った編集やデザインの職業訓練に参加しています。若者サポートステーション内のパソコン教室の講師も勤めています。「教えるのが好きかもしれない」と気づき、本格的にパソコン教室の講師に進むか、それとも一般企業でのさまざまな仕事体験を経てどこかに就労するか考えています。



## 第4章

---

# 先進事例におけるヒアリング調査

本章では、ひきこもり状態にある方への支援を積極的に実施している基礎自治体のヒアリング結果から、取組のポイントを示す。

まず、先進事例調査の概要を説明する。

次に、ヒアリング結果を整理する。

最後に、ヒアリングから得られたひきこもり状態にある方の支援に関する取組を整理する。

## 1 先進事例調査の概要

多摩・島しょ地域のひきこもり支援の視点、取り組むべき施策・事業、庁内外の連携のあり方等を提示することはもとより、未実施の自治体の参考となるよう、また既に体制を整備し、支援に取り組んでいる自治体が、現在の支援体制等の振り返りや支援内容の充実の一助となるよう、ひきこもり支援に先進的に取り組んでいる自治体、支援団体にヒアリングを実施した。

### (1) 自治体による支援

次の7自治体に対して、ヒアリングを行い、取組開始前の課題、導入時のプロセス、現在の状況、今後の展開等を把握した。

図表 4-1 自治体ヒアリング先

番号	自治体名及び担当部署	特色
1	東京都 江戸川区 福祉部 生活援護第一課	ひきこもり支援を行うにあたり、ひきこもり状態にある方が「どのような状況で何が必要か」を把握するため、2019年にオンライン調査を含む実態調査を実施した。
2	東京都 日野市 健康福祉部 セーフティネットコールセンター	ひきこもり支援事業を地域包括支援センターの受託者に依頼。市独自のひきこもり支援事業と国事業の生活困窮者自立支援事業で支援を展開している。
3	滋賀県 守山市 健康福祉部 健康福祉政策課 生活支援相談室	学校教育から切れ目のない支援を模索するとともに、支援カルテを活用した庁内連携を実施している。
4	岡山県 総社市 保健福祉部 福祉課	行政と社会福祉協議会との協働により、ひきこもり支援の専門的な機関であるひきこもり支援センターを指定都市以外の基礎自治体として初めて設置した。
5	東京都 文京区 福祉部 生活福祉課	2020年にひきこもり支援センターを基礎自治体内部に設置した。
6	鹿児島県 瀬戸内町 保健福祉課 地域支援係 (地域包括支援センター)	島しょ地域におけるひきこもり支援を地域住民と連携して行っている。民生委員への実態把握を行い、所管内における支援のあり方を検討している。
7	和歌山県 新宮・東牟婁圏域 (新宮市・那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村・串本町)	広域連携でひきこもり者社会参加支援センターを設置・運営している。

## (2) 支援団体による支援

ひきこもり支援を行う団体の中から、先進的な取組をしている3団体にヒアリングを実施し、支援内容、基礎自治体の関わり方、基礎自治体に求める役割、支援団体が必要とする支援等を把握した。

図表 4-2 支援団体ヒアリング先

番号	団体名	特色
1	認定特定非営利活動法人 育て上げネット	若者世代を中心に教育機関との連携を進め、社会とのつながりを継続する支援を行っている。
2	特定非営利活動法人 レター・ポスト・フレンド 相談ネットワーク	壮年期世代の居場所づくりを札幌市と官民連携で実施している。
3	一般社団法人 ひきこもりUX会議	ひきこもり・生きづらさの当事者・経験者支援を実施している。

## 2 自治体における支援の先進事例

自治体におけるヒアリング内容一覧と位置図は以下のとおりである。

図表 4-3 自治体のヒアリング内容一覧

	江戸川区	日野市	守山市	総社市	文京区	瀬戸内町	新宮・東牟婁圏域
専門部署の設置	○	○	○	○	○		
実態調査	○						
地域包括支援センター受託者への委託		○					
庁内・庁外連携		○	○	○	○	○	
広報		○	○	○	○		
島での取組						○	
広域連携							○

図表 4-4 自治体ヒアリング先と位置図



### 事例確認時の注意点

次ページ以降の各事例の冒頭における自治体の人口、面積の出典は以下のとおり。  
 人口：2020年1月の住民基本台帳から引用。単位は万人。小数点以下第2位を四捨五入。  
 面積：国土地理院から引用。単位はkm<sup>2</sup>。小数点以下第1位を四捨五入。

## 東京都 江戸川区

## ひきこもりに関する区の施策・仕組みを検討

専門部署の設置、実態調査

## 1. 事業概要

人口 面積	約70.0万人 約49km <sup>2</sup>
街の概要	江戸川区は東京23区の東端に位置する。鉄道5路線が乗り入れ、都心部まで30分程度とアクセスが良い上、親水公園の多さなどから子育てのしやすい街として発展している。
所管部署	福祉部 生活援護第一課
開始時期	2019年度
相談人数	68人（2020年4月から2021年1月までの累計）
運営形態	直営
事業内容	ひきこもりに関する区の施策・仕組みを検討するひきこもり施策担当係を配置した。現在施策を検討している段階であり、ひきこもり施策担当係が相談業務を行い、相談内容によっては各部署と連携し対応している。
ひきこもり 施策事業予算	約0万円/年度（補正予算24万9千円）
利用している 国庫補助 メニュー	ひきこもり支援推進事業申請中

## 2. 取組開始のきっかけ

ひきこもりに特化した部署ではなく介護・保健・生活支援・就労支援などセクションごとに専門性を高めてきたが、8050問題のような貧困・病気・家族関係・就労支援等の複数の課題が絡み合うひきこもりへの対応に課題があった。そのため、区職員・関係機関の職員・ひきこもり状態にある方（インターネットによる匿名回答）に、どのようなことで困っており、どのような支援を求めているかの調査を2019年度に実施した。その結果、きめ細やかな支援の要望、区としての明確な支援方法等が示されていないことへの戸惑いに加え、民間事業者からワンストップの支援を求める声が多くあがったため、区としてのひきこもりに関する施策・仕組み策定を目的に、2020年度に福祉部生活援護第一課内に「ひきこもり施策担当係」が設置された。

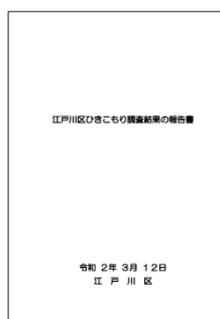
### 3. 実態調査のプロセス

「何をすべきか」の前に「どういう状況で何が必要なのか」という根本的な部分を区として把握する必要があったことから、区関係機関やひきこもり支援に取り組んでいる自治体、ひきこもり関連団体からヒアリングを実施。また、区ウェブサイトにはひきこもりに関する相談フォームを設置し、ひきこもり状態にある方やその家族等からの声を24時間体制で集め、必要に応じてケースワークを実施している。これらの現場で集めた声や経験を今後の施策策定に反映させている。

図表 4-5 江戸川区の2019年度の調査の留意点と所感

調査対象	・ひきこもり状態にある方	・区職員・関係機関の職員
手法	・インターネット調査	・郵送による調査
留意点	・ひきこもり状態にある方が回答しやすいよう、氏名や住所などの個人情報を探らず、 <b>匿名での回答</b> とした。	・多くの回答を得るため、 <b>担当課長が各関係機関に出向き</b> アンケートの説明を行った。
所感	・具体的に何に困っているか、どのようなことを感じているか、ひきこもりの実態を知ることができた。 ・複数の基礎自治体から問合せがあり、インターネットを活用した実態調査への関心がうかがえた。	・「対応方法を知りたい」「講演会に参加したい」など、ひきこもりへの関心の高さや「力になりたい」という意欲を把握することができた。

図表 4-6 区ウェブサイトの相談フォームとひきこもり支援調査結果報告書の表紙



出典：江戸川区ウェブサイト

(<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e042/kenko/fukushikaigo/hikikomori/soudan.html>) (2021年1月19日閲覧) より

### 4. 今後の展望

ひきこもり状態にある方への支援においては、複数の課題が絡み合っているため、一つ一つの課題に丁寧な対応をすることが必要となる。

複数の課題が生じている背景には、これまでの家庭内での問題や気持ちのすれ違いなどが積み重なり、家庭内だけでは修復が難しい状態に陥っている世帯が多い。そのような世帯に第三者が入り、ひきこもり状態にある方や家族が経験してきた辛さや苦労など人生に寄り添い、尊厳をもって接すること、具体的には「家族・親族等の話をよく聞くこと」、「否定しないこと」、「追い詰めないこと」が大切である。

今後はひきこもり状態にある方の潜在数を把握し、個別支援につなげるためのひきこもりの実態調査を検討している。

## 東京都 日野市

## 家族支援と本人支援の両輪を回す取組

専門部署の設置、地域包括支援センター受託者への委託、庁内・庁外連携、広報

## 1. 事業概要

人口 面積	約18.6万人 約28km <sup>2</sup>
街の概要	都心から西に35km、東京都のほぼ中心部に位置し、緑豊かな丘陵をもつ。昔から交通の要衝であり、甲州街道・川崎街道の二つの街道とJR中央線・京王線の二つの鉄道が走り、多摩モノレールも通っている。かつては農業中心の宿場町だったが、昭和の初めからは大企業の誘致により工業都市となった。戦後は、多摩平など大規模団地の進出があり、首都圏の住宅都市として今日に至っている。
所管部署	健康福祉部 セーフティネットコールセンター
開始時期	2012年度（内閣府事業の一環でフォーラムを開催）
相談件数	のべ66件／2019年度
運営形態	直営＋委託 直営部分：相談受付（セーフティネットコールセンター内） 委託部分：ひきこもり支援（地域包括支援センターの運営や日野市生活困窮者自立相談支援事業を委託している「社会福祉法人創隣会」に委託）
事業内容	相談窓口をセーフティネットコールセンターに置き、5名体制で「ひきこもり対策」「自殺対策」「孤独死・孤立死対策」「犯罪被害者支援」「低所得者・離職者対策（受験生チャレンジ支援事業：受験生のお子さんの補助・貸付）」「子どもの貧困対策」「フードパントリー運営補助」「（無料塾の）子どもの学習支援事業補助金」の業務を行っている。ひきこもり対策支援事業は、個別相談会、セミナー、家族のつどい等を実施している。
委託事業 予算	約97万円／年度（生活困窮者自立相談支援事業は約1,200万円）
利用している 国庫補助 メニュー	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金

## 2. 取組開始のきっかけ

2008年、「格差是正」を目的にセーフティネットコールセンターが設立され、よろず相談窓口としての機能を発揮していた。2012年に内閣府の事業として、ひきこもり状態にある方のフォーラムを市内で開催し、翌2013年には、市独自の取組である家族向けセミナー、個別相談会を開催した。

よろず相談内容に「ひきこもり」に関するものがあり、業務として位置づけられ現在に至る。セーフティネットコールセンターは、「ひとり親相談係」「自立支援係（生活困窮者自立支援法関連）」「セーフティネット係」の3係体制で、ひきこもり支援は「セーフティネット係」が担当している。

## 3. 現在の取組状況

## (1) ひきこもり対策支援事業

市独自の取組として、ひきこもり状態にある方が相談しやすい環境を整備するため、対面及びオンラインによる個別相談会を開催している。

また、家庭内で複合化した課題を抱えている場合も多いため、家族向けの支援も実施している。家族のつどいやひきこもりセミナーでは、家族の緊張をほぐす取組を行っている。

ひきこもりセミナーについては、市内在住者に限定することなく、他地域からの参加も可能としている。

ひきこもり状態の方、家族向けの相談支援の内容、頻度は下図のとおりである。

図表 4-7 日野市のひきこもり相談会、セミナー等の取組

名称	開催頻度	会場	対象者	予約	備考
個別相談会	月1回 (3回/日)	市役所	ひきこもり状態にある方・家族	必要	予約時に職員が簡単な聞き取りを行う／詳しい相談は当日に相談員が行う／ほとんどはご家族が来られている
オンライン個別相談会	月1回 (1回/日)	オンライン	ひきこもり状態にある方	必要	2020年8月よりスタート／Zoomにて実施／相談員は、市役所内情報システム課にある設備を使用する
ひきこもり・生活の悩み出張個別相談会	年4回 (3回/日)	福祉支援センター	生活の悩みを抱える方・ひきこもり状態にある方・家族	必要	市役所から遠い地域の方向け
家族のつどい	年4回	公共施設の集会室等	家族	必要	委託による。特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会に講師を1名依頼／定員10名／通常は2～3名が参加
ひきこもりセミナー	年2回 (例年は9月・1月)	公共施設のホール・オンライン	誰でも参加可能	不要	参加者を市民に限定することはない／2020年はオンライン開催／日野市のYouTubeで配信予定



#### (4) 広報活動

ひきこもり状態にある方の支援を行っていることをさまざまな媒体を通じて広報している。例えば、チラシは、各図書館・市内スーパーに設置している。その他にも、コミュニティバス内の広告掲載、プレスリリースで新聞に掲載しているほか、地域情報紙も活用している。

#### (5) 連携

生活困窮者自立支援制度における相談支援業務を委託している「社会福祉法人 創隣会」にひきこもり支援事業も委託している。「社会福祉法人 創隣会」は、日野市内に9カ所ある地域包括支援センターの1つ「あいりん」の運営も受託しており、その他8カ所の地域包括支援センターとも連携を図っている。

### 4. 今後の展開

個別相談を通じて感じるのは、高校中退でひきこもり状態にある方、小学校・中学校から不登校や断続的に休むということがあった方が就労などで社会に出た後、就職はしたけれどもすぐに退職してしまい、ひきこもり状態になっているケースが多いということである。ひきこもり状態にある方と早い段階からつながることができれば、生活困窮者支援制度等でさまざまな支援を行うことも可能であることから、義務教育の早い段階から情報を共有しサポートできる体制を整備することが必要である。

また、セーフティネットコールセンター内のひとり親相談係や自立支援係には、社会福祉士等の専門職が配置されているが、ひきこもり状態にある方を支援するセーフティネット係は、専門的な支援は委託をしており、啓発事業を主としていることから、事務職で構成されている。しかし、ひきこもり支援の入り口であり、相談の申込みを受ける際の聞き取りも行っていることから、今後は社会福祉士等の資格を有する専門職の配置も検討していく必要がある。

## 滋賀県 守山市

## 義務教育課程からの切れ目のない支援

専門部署の設置、庁内・庁外連携、広報

## 1. 事業概要

人口 面積	約8.4万人 約56km <sup>2</sup>
街の概要	県南西部、琵琶湖の東岸に位置し、野洲川の沖積平野で市域のほとんどが平地となっている。守山駅から京都市中心部まで約30分、大阪市中心部まで約60分と通勤圏内であり、鉄道のアクセスも良いことからベッドタウンとして発展している。
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課 生活支援相談室
開始時期	2013年度（ひきこもり支援協議会設置）
相談件数	のべ80件／2019年度
運営形態	直営
事業内容	生活支援相談室にて自立相談支援に加えて、ひきこもり状態にある方や家族・親族等からの相談を受け付けている。担当するひきこもり支援コーディネーターは1名で、自立相談支援員との兼任である。
生活困窮者 自立相談支援 事業予算	約1,400万円／年度（ひきこもり支援事業以外の自立相談支援事業等含む）
利用している 国庫補助 メニュー	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金

## 2. 取組開始のきっかけ

ひきこもりの状態にある方の中には、不登校から引き続いて「ひきこもり」になる方がいる。不登校については、教育委員会学校教育課やこども家庭局発達支援課が対応している。幼稚園・小中学校の児童生徒の状況までは把握できるが、中学校を卒業するとつながりが途切れて、不登校からひきこもり状態になるケースが把握できず、ひきこもり状態にある方にサービスを提供する部署への情報の引継ぎが上手くいっていなかった。

また、市民への情報発信が十分ではなく、ひきこもりが行政の支援対象であることが伝わっていなかった。

そうしたことから、庁内の連携強化と、支援していることを明確に住民に伝える取組を進める必要があった。

### 3. 現在の取組状況

#### (1) 庁内外会議体制

発達支援課が中心となり、ひきこもり支援に関係していると想定される機関を選定し、庁内の障害福祉課、すこやか生活課、教育研究所等に加え、庁外の関係機関である社会福祉協議会、りらく（障害者就業・生活支援センター）、中学校、高校の参加を得て「ひきこもり支援協議会」を発足した。

「ひきこもり支援協議会」は、生活困窮者自立支援法による協議体の設置により、2018年「生活困窮者等自立支援ネットワーク会議」に移行しており、「生活困窮者等自立支援庁内推進会議」、「生活困窮者等自立支援調整会議」の3層による包括的な支援体制を構築している。

#### 3層の会議体による包括的な支援体制

3層の会議体の役割は次のとおりである。

##### 【生活困窮者等自立支援ネットワーク会議】

生活困窮に関する情報交換、課題、支援活動、政策形成、啓発、研修などについて所掌する有識者を交えた会議

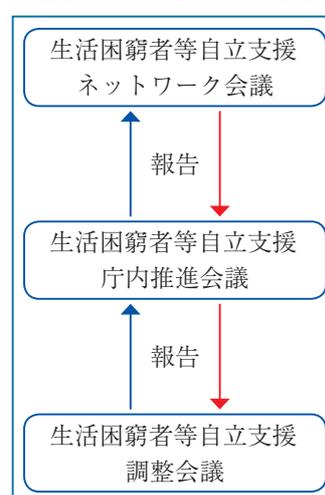
##### 【生活困窮者等自立支援庁内推進会議】

生活困窮者支援に関する情報収集分析、庁内機関の組織確立、事業内容推進について生活困窮者等自立支援ネットワーク会議に報告する庁内組織

##### 【生活困窮者等自立支援調整会議】

支援プランを検討して生活困窮者等自立支援庁内推進会議に諮り、結果を基にプランを更新する庁内組織

図表 4-9 会議体の構造



#### (2) ひきこもり支援カルテ

守山市では、義務教育終了時点で所管が変わる際の庁内の情報共有に課題があった。年齢に関わらず継続的な支援をするために、2017年に「ひきこもり支援カルテ」の運用を開始した。

「ひきこもり支援カルテ」は、相談者から聞き取った内容及び前回記載からの変化や課題を記載するものである。約半年に一度のペースで記入するほか、ひきこもり状態にある方に大きな変化があったときに記録している。ひきこもり支援担当の生活支援相談室が記入するほか、障害福祉課や発達支援課などが引き続き支援している方については、従前の部署が担当課となり記入している。

「ひきこもり支援カルテ」の特徴は、担当課が備えている逐次記載の個人記録とは異なり、前回記載からの変化や課題を記載する様式となっており、要点のみが確認できる点である。個人情報保護のため、課ごとに権限のある数名のみの閲覧としているが、「ひきこもり支援カルテ」を開始したことで相談内容や状況を共有できるようになったため、包括的な支援につなげることができている。

図表 4-10 ひきこもり支援カルテ

更新日		年 月 日		NO.	
<b>守山市 ひきこもり支援 カルテ</b>					
継続(本人・家族) / 中断・終結(理由: ) / 開接情報					
名前	生年月日	年 月 日生	性別		
連絡先	住所	守山市			
ひきこもりとなったきっかけ					
ひきこもり始めた時期・年齢	継続づけの有無	相談経路			
ひきこもり状態	状況				
問題行動	状況				
相談経路	相談機関				
発症・治療の経緯	医療機関 診断名 服薬				
生活状況	睡眠	食事	入浴		
	身だしなみ	生活技能			
記載できなかった状況、特記事項					
不登校経緯	いじめ				
最終学歴	状況				
就労経緯	状況				
本人の特性	障害	手帳	「 <input type="checkbox"/> 」「 <input type="checkbox"/> 」「 <input type="checkbox"/> 」		
	記載できなかった状況、特記事項				
家族構成			家族の特性		

名前	連絡先	連絡先	連絡先
初回作成日	本人・家族の状況および課題		今後の見通し 目標 次回 年 月 担当(作成者)
年 月 日			
モニタリング①	前回からの動き・課題		今後の見通し 次回 年 月
年 月 日	主担当: 課 ( ) 関係部署:		
モニタリング②	前回のモニタリングからの動き・課題		今後の見通し 次回 年 月
年 月 日	主担当: 課 ( ) 関係部署:		
モニタリング③	前回のモニタリングからの動き・課題		今後の見通し 次回 年 月
年 月 日	主担当: 課 ( ) 関係部署:		
モニタリング④	前回のモニタリングからの動き・課題		今後の見通し 次回 年 月
年 月 日	主担当: 課 ( ) 関係部署:		
モニタリング⑤	前回のモニタリングからの動き・課題		今後の見通し 次回 年 月
年 月 日	主担当: 課 ( ) 関係部署:		
モニタリング⑥	前回のモニタリングからの動き・課題		今後の見通し 次回 年 月
年 月 日	主担当: 課 ( ) 関係部署:		
モニタリング⑦	前回のモニタリングからの動き・課題		今後の見通し 次回 年 月
年 月 日	主担当: 課 ( ) 関係部署:		

出典：守山市提供資料（2020年）より

### (3) 義務教育修了後の支援

義務教育後のひきこもり支援は、生活困窮者自立支援制度の体制整備により発達支援課から生活支援相談室に一本化することとした。ひきこもり状態にある方、家族・親族等への面談、訪問、同行などの支援を行っている。

加えて、中学卒業以降も支援を続けていくため、年2回、中学校や発達支援課をはじめとする関係機関（学校教育課、青少年センター、教育研究所等）で中学3年の生徒の様子についての会議を実施している。1回目の8月は今後の進路がどのようになるか、2回目の3月は進路決定先の共有を行う。

また、本人や家族の了解を得られた場合は、進学先の高校（十数校）に発達支援課・生活支援相談室・青少年センターなどが訪問し、生徒の様子について情報交換を行っている。これによって、中学校卒業時に課題を抱える生徒の情報を共有することができる。現在は、高校中退者の情報把握に向け、県と市町による情報共有の場を令和3年度より運営すべく準備を進めている。

#### (4) 普及啓発

ひきこもり状態にある方やその家族が一人で悩まず、多くの支える人とつながる事を目的として、2017年に「ひきこもり支援ガイドブック」を発行し、ひきこもり支援を行っていることを周知した。

図表 4-11 ガイドブックの表紙



出典：守山市ウェブサイト ([http://www.city.moriyama.lg.jp/seikatusiensoudan/hatatsushien\\_40.html](http://www.city.moriyama.lg.jp/seikatusiensoudan/hatatsushien_40.html))  
(2021年1月19日閲覧) より

さらに、民生委員・児童委員研修会、ケアマネジャー研修会で、ひきこもりの相談窓口が生活支援相談室にあることを説明し協力を依頼している。

広報という観点では、市内住民の95%が自治会組織に加入しているため、自治会回覧による広報が最も市民に伝わると考えている。毎年度周知を行っており、2018年は不登校となりやすい夏休み明けの9月に、2019年はひきこもり関連のニュースが多く報じられた6月に周知を行った。

また、就労以外のつながりも必要ではあるが、就労も支援の一つの選択肢であることから、就労先の理解も必要である。商工観光課が市内企業を訪問する機会には、ひきこもり支援に関するチラシを持参してもらい、ひきこもり支援や協力についての啓発活動を行っている。

## 4. 今後の展開

ひきこもりは一般的にマイナスの先入観が強く、誰にでも起こりうるということが認識されていない。家族、特に親は「自分の育て方がいけなかった」「教育がいけなかった」と考え、相談に来ることもできていない。ひきこもりは誰にでも起こりうるという認識を広く社会が持ち、支援につなげていくことが必要と考える。そのためには、国や県なども含めたさまざまな主体による普及啓発活動が必要になる。

ひきこもり支援は、直営でも委託でもどのような形でも良いので、まずは相談に来てもらうことが重要である。相談回数が増えてきた段階では、長くつながるためにタイミングを図りながら、訪問の開始を検討していく必要があるが、本人の了解を得ることは難しい。本人との接点を持てるよう細く長くつながる方法を、各自治体の状況に合わせて考えていく必要がある。

## 岡山県 総社市

## 行政と社会福祉協議会の協働によりひきこもり支援の専門的な機関の設置

専門部署の設置、庁内・庁外連携、広報

## 1. 事業概要

人口 面積	約6.9万人 約212km <sup>2</sup>
街の概要	高度成長期の昭和40年代頃から、県南工業地帯の発展に伴い、内陸工業地帯として発展するとともに、宅地開発が進んだ。人口約70万人を有する岡山市と人口約50万人を有する倉敷市が近隣にあり、近年では、歴史に培われた吉備文化と、高梁川の恵みをはじめとする豊かな自然環境を背景に、ベッタタウンとしての性格も有し、住宅都市・学園都市としての発展をみせている。
所管部署	保健福祉部 福祉課
開始時期	2015年度（ひきこもり支援等検討委員会設置）
相談件数	のべ3,613件／2019年度
運営形態	委託（総社市社会福祉協議会）
事業内容	総社市ひきこもり支援センター「ワンタッチ」（総社市社会福祉協議会内）を設置し、専任職員2名（精神保健福祉士、社会福祉士）にて、電話、メール、訪問での相談支援を行っている。ひきこもり状態にある方に理解ある市民を増やすひきこもりサポーターの養成を行い、2018年には居場所を開設した。
ひきこもり支援センター事業 予算	約2,000万円／年度
利用している 国庫補助 メニュー	令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金／ ひきこもり支援推進事業

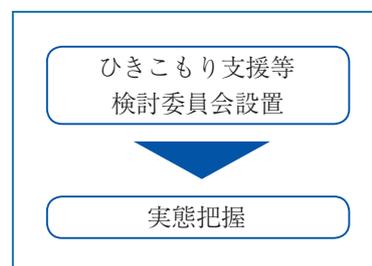
## 2. 取組開始のきっかけ

生活困窮支援や障害者支援を行っていく中で、これまで制度の狭間に置かれて支援が届いていなかった人達の存在が浮かび上がってきた。生活困窮者自立支援法においてもひきこもりは支援の対象とされているが、既存の生活困窮支援センターではひきこもり状態にある方やその家族に対して十分な支援ができる体制とはいえなかった。具体的にはひきこもりについてどこに相談すればよいか明確な相談窓口が身近になかった。自立相談機関が支援の一翼を担っていたが、生活困窮者を対象としており、ひきこもり状態にある方すべてに対する支援ではなかったため、行政と社会福祉協議会の協働によりひきこもり支援の専門的な機関の設置を目指すこととなった。

2015年度に「ひきこもり支援等検討委員会」を設置し、支援のための仕組みを構築することから始めた。この際に中心的役割を担ったのは生活困窮・障害者支援等の窓口となっている社会福祉協議会であり、まとめ役は総社市の福祉課であった。

2015～2016年度にかけては市内各地区で懇談会を行い、これまで実態がつかめていなかったひきこもり状態にある方々の把握を試みた。ひきこもり状態にある方やご家族から情報を得ることは難しいため、地域のことをよく知っている民生委員や福祉委員<sup>9</sup>を組織の一員として協力体制を取ることが鍵となった。

図表 4-12 支援準備のプロセス



### ひきこもり支援等検討委員会

ひきこもり支援等検討委員会は、市内の実態把握及び支援方策等の検討を実施している。

【構成員】 地域住民、地域自立支援協議会（障害者）、自立相談支援機関、民間支援団体、医師、行政担当部局、保健所、ハローワーク、社会福祉協議会、学識経験者

【開催頻度】 2020年度：年3回（予定）

※その他、課題別ワーキンググループを随時開催予定

【議題例】 ひきこもり支援事業計画、ひきこもり支援者の養成、社会参加（居場所の運営）等

図表 4-13 ひきこもり支援等検討委員会の様子



出典：社会福祉法人総社市社会福祉協議会ウェブサイト (<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/hikikomori.html>) (2021年1月19日閲覧) より

9 総社市内における地域福祉活動の推進に対する協力並びに地区内の福祉事業の円滑な実践活動を行うための「地域の見守り役」。

### 3. 現在の取組状況

ひきこもりは実態把握が難しく、状況も多岐にわたるため、それぞれに応じた支援を検討していく必要があり、次を重点的に取り組んでいる。

#### (1) 若年層支援

【課題】不登校や高校中退はひきこもりにつながることが多い

【対応】近隣の中学校・高校と連携し、義務教育終了後の支援体制の構築と定期的なアプローチを行うことで、ひきこもりを予防

#### (2) 壮年期支援

【課題】若者支援が多く、壮年期世代への支援がなかった

【対応】自立相談支援機関との連携による社会的自立や就労に向けた支援、生涯現役促進協議会<sup>10</sup>との連携による、退職者世代の就労等支援を実施している

#### (3) 長期の方の支援

【課題】支援が行き届かず、ひきこもり状態が長期化してしまう方がいた

【対応】地域と連携してひきこもり状態にある方や家族を支える支援

また、ひきこもり支援を実施する団体などがなかったため、地域住民にひきこもりについての理解を深め、理解者・支援者になってもらうべく、ひきこもりサポーター養成講座を実施した。

#### ひきこもりサポーター養成講座

居場所運営、イベントの企画・運営、体験する場や機会の提供など、市民にできることを一緒に考えることを目的として、ひきこもり状態にある方の理解と支援に関する講座を、有識者や支援団体職員を講師として招き開催している。

講座を実施した結果、毎年度40名程度が受講しサポーターとなっている。地域におけるひきこもりへの理解と関心が広がり、それがひきこもり支援センターの個別相談につながっている。

ひきこもり当事者等が利用する居場所の運営においても、当事者の話し相手や、行事・イベント等の開催について協力を得ることができた。

図表 4-14 ひきこもりサポーター養成テキストの表紙



出典：総社市提供資料（2021年）より

10 55歳以上の雇用機会を確保するため、市内関係機関から構成された協議会。2016年6月27日に設立。2016年度厚生労働省「生涯現役促進地域連携事業」へ事業構想を提案し、採択される。2020年3月、「生涯現役促進地域連携事業（令和2年度開始分）地域協働コース」へ事業構想を提案し、採択される。現在、事業採択を受け、高齢者に限定した就職面接会の開催、農業者育成研修、女性セミナーなど実施。

## 4. 今後の展開

ひきこもりを「社会全体の課題」にとらえ、ひきこもり状態にある方を変えようとするアプローチではなく、ひきこもりから抜け出しやすい地域や社会をつくっていくことを目指している。そのために求められているのは以下のような内容である。

- ① ひきこもりについての理解を深めるための広報活動
- ② 社会参加の選択肢を幅広く用意する
- ③ 地域とのつながりをつくる
- ④ 必要な支援に辿り着けるシステムをつくる

また、都道府県には、市町村への専門職の派遣等人的なサポートのほか、広域連携における要としての役割を期待している。

その他、総社市では、福祉施策に意欲的な首長の後押し、地域とのつながりを長年にわたり築き上げている社会福祉協議会、協力的な地域住民、また人口規模や地域性などから、前述のやり方で取り組んできたが、ひきこもりの状況が多岐にわたることからも分かるように、支援の統一的な「正解」はない。

他自治体においても、それぞれの特性に合わせたやり方で、事例等を参考にしながらも、支援方法を検討することが重要と言える。

## 東京都 文京区

区役所内に相談窓口と情報一元化を担うひきこもり支援センターを設置

専門部署の設置、庁内・庁外連携、広報

## 1. 事業概要

人口 面積	約22.6万人 約11km <sup>2</sup>
街の概要	江戸の面影を残す史跡や文化遺産の多い、歴史的なまちであり、また、伝統ある大学や多くの学校のある文教の地として知られている。また、小石川後樂園や六義園などの庭園など比較的大きな公園が多く、東京の都心に近接し集合住宅が多いながらも落ち着いた雰囲気のある緑豊かな都市環境を形成している。
所管部署	福祉部 生活福祉課
開始時期	2020年度（ひきこもり支援センター開設）
相談件数	のべ961件／2019年度（委託先支援団体における文京区在住の方の相談件数）
運営形態	直営＋委託 直営部分：ひきこもり支援センターを生活福祉課内に設置 委託部分：公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブに社会参加への一歩を支援する「STEP事業」の運営を委託
事業内容	ひきこもり支援センターを生活福祉課内に設置し、職員2名体制（自立支援担当兼務）で「相談窓口」と「情報の一元化」である連携の要としての機能を担っている。ひきこもり状態にある方や家族・親族等への支援は、1985年から支援実績のある公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブに委託しており、専門カウンセリング、居場所づくり、社会参加体験、就労・就学、定着化サポートなどさまざまな支援を準備している。
ひきこもり 支援関連予算	987万円／年度
利用している 国庫補助 メニュー	令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金／ ひきこもり支援推進事業

## 2. 取組開始のきっかけ

ひきこもり状態にある方の支援は、これまで教育推進部児童青少年課の所管であり、15～39歳までを対象として、支援を行ってきた。しかし、2017年頃から、支援現場において40歳以上が支援対象外であることへの課題意識が高まるとともに、これまでも課題として考えられていた8050問題に対する関心が高まっていた。

このような背景に加え、文京区は都心部に位置し、集合住宅が多く「隣近所に誰が住んでいるのか分からない」「関わり合いを持たない」という地域特性がある。そのため、支援を必要としている人がどこにいるのか把握するのが難しく、文京区独自の支援を実施しなければならないと考え、所管部署を福祉部生活福祉課に移管し、全世代を対象としたひきこもり支援センターの設置を目指すこととなった。

## 3. 現在の取組状況

### (1) ひきこもり支援センターの設置

区議会の委員会が行った先進自治体視察によって、ひきこもり状態にある方への支援の必要性が区全体で再認識され、2019年中にひきこもり支援センターの設置に関する協議を開始し、2020年4月に生活福祉課にひきこもり支援センターを開設した。

ひきこもり支援センター開設にあたっては、センターの機能を検討することが重要である。地域に信頼できる支援団体がいる場合に、連携に重点を置いたセンターとし、支援団体がいない場合や距離が遠い場合などは、相談から支援まで一カ所に専門職員を据えて対応できるワンストップ型のセンターとするか検討が必要である。区では信頼できる支援団体があったため、支援業務は茗荷谷クラブ等と連携し、支援状況の共有や庁内・庁外との連携に重点を置いたセンターとした。ただし、すべての相談を茗荷谷クラブにつなげるわけではなく、ひきこもり支援センターが相談・支援を継続することもあり、ケースごとに対応している。

#### ① ひきこもり支援センターの位置づけ

「ひきこもり支援センター」が担うことは以下5点である。

- ◇ 相談を受ける（相談窓口の設置・情報の一元化）
- ◇ 普及啓発（区民向け講演会、区報やSNSを活用した情報発信）
- ◇ ひきこもり等自立支援会議の運営（区内ひきこもり支援体制の整備・検討）
- ◇ 支援者支援
- ◇ 「STEP」事業の実施（委託事業）

ひきこもり状態にある方やその家族・親族等の支援については茗荷谷クラブに委託し協働することとした。

これにより、「ひきこもり支援センター」が庁内関係部署及び地域の支援関係機関の連携の軸となる機能を発揮できるよう位置づけた。

ひきこもり支援センターの役割の情報の一元化では、個人情報の取り扱いが重要である。これまでは個人情報の壁があり、本人の同意が得られないケースや同一世帯の様々な人が異なる課題を抱えるケースについて、情報共有できないことで支援機関が悩んでいた。生活困窮者自立支援法の第九条を活用し、本人同意のない個人情報について、共有が可能となった。ひきこもり支援センターの役割としては、会議の構成員に対する守秘義務を設けて支援会議を開くことによって、情報共有を適切に行うことである。



(2) 区報での周知

「文京区ひきこもり支援センター」の役割の一つとして、2020年度は「ひきこもりについての啓発活動・支援者支援」に重点を置いている。広く区民にひきこもり状態にある方の支援を行っていることを知ってもらうため、区報の1面で広報を行った。

図表 4-16 2020年7月10日の広報紙

**文京区版ひきこもり総合対策**  
 「ひきこもりのこと、どこに相談していいかわからない」そんな時は…  
**「文京区ひきこもり支援センター」へ**  
 生活福祉課 自立支援担当 ☎(5803)1917 月～金曜午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

ひきこもり：様々な要因の結果として、社会的参加(就学、就労、家庭外での交友など)を回避し、原則的には6か月以上わたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指します。(厚生労働省：ひきこもりガイドラインより)

**文京区ひきこもり支援ネットワーク**

**文京区ひきこもり支援センターの役割**

ひきこもり状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添いながら、「断れない」「ひきこもり当事者の小さな変化に気付きつながら続ける」相談支援を行っています。

**STEP～ひきこもり等自立支援事業～**  
 Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所  
 [STEP]は2年度より、義務教育終了後の全年齢の方に対象を拡大しました ☎茗荷谷クラブ ☎(3941)1613

**本人・家族が相談する**

**本人が一歩踏み出す**

**本人が社会に踏み出す**

**本人らしい次のステップへ**

**イベント情報：茶話会**  
 同7月25日出午前10時～正午区立保健センターひきこもりでお困りの家族同士の交流等ひきこもりでお困りの家族の方20人(申込順、区内在住者を優先) ☎無料 ☎電話又は☎に住所・氏名・連絡先を明記し、茗荷谷クラブ ☎(3941)1613 ☎(3947)0766へ

出典：文京区ウェブサイト  
 (https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/koho/koho/kuho/backnumber\_R2.html) (2021年1月19日閲覧) より

### (3) ひきこもり等自立支援会議

すべての機関を横断した課題などの共有と協議を行うため、庁内・庁外委員が参加する「ひきこもり等自立支援会議」を開催している。個別のケースについては、必要に応じて庁内・庁外の関係団体が集まり検討会議を開催している。「ひきこもり支援センター」が主催する場合もあれば、他部署が主催し「ひきこもり支援センター」も招集される場合もあるが、支援を必要とする方への適切なサービスについて連携する体制が整備されている。

#### ひきこもり等自立支援会議

ひきこもり等自立支援会議では、機関を横断した課題の共有や協議を行っている。

【構成員】社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、青少年委員会、障害者基幹相談支援センター、障害者就労支援センター、東京しごと財団、生活困窮者自立支援事業受託業者、ひきこもり支援事業受託事業者、庁内関係部署

【開催頻度】2020年度：2回

【所掌事務】ひきこもり等生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報交換に関すること、ひきこもり等生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に係る検討に関すること

※個別ケース検討会議も支援会議の中において実施している。

### (4) サポーター養成研修

自治会などでひきこもり状態にある方の話題があっても、ひきこもり状態にある方の基本的な知識がないことによって、正しい理解がされておらず課題となっている。まずは、支援意識を高めること、そして支援を根付かせる必要がある。そのため、ひきこもり支援に関わる可能性が高いであろう方に向けて「サポーター養成研修」を各地域で行う。当研修で、民生委員・児童委員、青少年委員<sup>11</sup>の方に、ひきこもり状態にある方の基礎知識・支援スキルを習得してもらうこととしている。

また、地域包括支援センターなどの高齢者支援に従事する職員からの要望もあるため、実施に向けた検討を行っている。高齢、障害、子どもなどさまざまな支援者は、専門分野の支援を積極的に実施する傍ら、その家庭の中にひきこもり状態にある方がいることを把握することがある。支援者へひきこもり状態にある方への支援を行う機関があることを周知し、意識することから支援者間の連携も生まれてきている。

11 青少年委員は、2年毎に各小・中学校より推薦され、教育委員会から委嘱された非常勤公務員のこと。学校支援を中心に、青少年健全育成の振興に努め、学校と地域のパイプ役やコーディネーターとしての役割を担っている。

### (5) ひきこもり等自立支援事業「STEP」

ひきこもり状態にある方を支援するためには本人の意思が重要であるため、本人がやってみたいと思うことをできる限り実現する取組を委託先である「茗荷谷クラブ」が行ってきた。現在はこれらのノウハウをSupport支援、Talk相談、Experience経験、Place居場所の頭文字から、「STEP」と称し、次のような支援を行っている。

- ① 相談 (Talk)  
臨床心理士、精神保健福祉士等によるカウンセリング
- ② 居場所 (Place)  
フリースペース、ステップUPプログラム、女性限定の女子会、40歳以上限定の「よつば庵」など多様な居場所の提供
- ③ 社会参加 (Experience)  
ボランティアや農作業体験、雑貨製作など地域交流体験
- ④ 就労・修学 (Support)  
ひきこもり状態を卒業した方向けの面談や交流会の開催、定着化サポート

図表 4-17 STEP事業

**「STEP」ひきこもり等自立支援事業もご利用ください**  
(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所) 【TEL】03-3941-1613

**令和2年4月より、義務教育終了後の全年齢の方に対象を拡大しました**

本人・家族が 相談する	本人が 一歩踏み出す	本人が 社会に踏み出す	本人らしい 次のステップへ
<p><b>ステージ1</b></p> <p>●ひきこもり相談 臨床心理士、精神保健福祉士等が助言、カウンセリングを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談=30分程度 (年間12回まで無料)</li> <li>・来所相談=50分程度 (年間15回まで無料)</li> <li>・訪問相談=50分程度 (年間12回まで無料)</li> <li>・メール相談 (1回のみ無料)</li> </ul>	<p><b>ステージ2</b></p> <p>●フリースペース 自宅以外の居場所ができます。 (開始3か月無料、以降月額12,000円。) また、参加者を限定した居場所も用意しており、単発での参加が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子会(女性限定) (参加費500円)</li> <li>・よつば庵(40才以上限定) (参加費1,000円程度)</li> </ul> <p>●ステップUPプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション編 コミュニケーション力を養成するプログラムやレクリエーション等、プログラムにも参加しながら、居場所活動にも参加できます。 (開始3か月無料、以降月額12,000円。)</li> </ul>	<p><b>ステージ3</b></p> <p>●ステップUPプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会貢献編 ボランティアなどの様々な活動を通じた体験のサポートを社会福祉協議会と連携して行います。</li> <li>・社会参加体験活動編 月1回程度の農業体験、雑貨制作や祭りへの出店を通して地域交流の体験をします。</li> <li>・社会参加準備編 年に数回、就労の準備に関する講座や座談会を行います。</li> </ul>	<p><b>ステージ4</b></p> <p>●就労・修学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョブコーチ ひきこもり状態から抜け出した後でも、面談や交流会を通して、就労や修学に関する不安や悩みなどの心身の負担を軽減します。</li> <li>・定着化サポート 就労、修学後も定期的に通える場を提供し、定着できるようにサポートします。 (月額6,000円)</li> </ul>

本事業は文京区から公益社団法人青少年健康センター「茗荷谷クラブ」に委託して実施しています。  
ご利用の場合、下記連絡先にお問い合わせください。  
茗荷谷クラブ【住所】文京区小日向4-5-8 三軒町ビル306  
【利用時間】月～土(祝日除く)午前10時～午後6時【HP】<http://myogadani-club.com/>  
【TEL】03-3941-1613 【FAX】03-3947-0766【Mail】[bunkyo@skc-net.or.jp](mailto:bunkyo@skc-net.or.jp)



出典：文京区ウェブサイト (<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev/0203/6016/omote.pdf>) (2021年1月19日閲覧) より

サービスを受けるひきこもり状態にある方には、一部費用を負担してもらっている。これは、サービスが生活の場ではなく、社会生活との中間の場であることを明確にし、利用者に主体性を持って参加してもらおう等の自立を促進する側面を考慮し、設定している。

## (6) 事業評価

ひきこもり支援センターや「STEP」事業は、区の最上位計画である「文の京」総合戦略の主要課題に設定されており、総合戦略に示した「4年後の目指す姿」を実現するため、毎年「戦略点検シート」により事業内容を点検・分析する等、評価を行っている。

## 4. 今後の展開

### (1) 体制整備

開設の決定から、ひきこもり支援センターの開設までが短時間であったため、事務的な手続きを整えることに注力しており、相談フローなども実施しながら作り上げている状態である。令和2年度に、ひきこもり支援従事者連絡会の開催を重ね、支援の考え方の根幹となる、文京区におけるひきこもりの定義や支援対象者などについて検討を行った。

また、区内支援関係機関がそれぞれ行っているひきこもり支援について、一元的に切れ目なく支援するための整理も行った。

### (2) 壮年期支援

65歳以上になれば高齢者を対象としたいろいろな支援を受けることができるが、40～64歳の支援が行き届いていない年齢層にどう切れ目なく支援をつなげられるかは、さまざまな機関・人と連携していくしかない。この年齢層に支援ができれば、8050問題の予防にもつながるのではないかと考える。ひきこもり状態にある方の年齢層に応じた居場所の展開については、今後さらなる検討が必要と考えている。

### (3) ひきこもり状態にある方への理解

民生委員・児童委員、青少年委員、町会関係者といった地域の方々に、ひきこもりの実情等正しく理解してもらい、支援につなげていくことが必要である。

### (4) 社会とのつながり

ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを回復するということは、ボランティアの参加でも良いし、居場所へ参加できるようになったということでも、職業訓練事業への参加でも良く、就労はその一つではある。「ひきこもり等自立支援会議」には、庁内の経済課も参加していることから、企業などへの理解促進に向け、取組を検討しているところである。

## 鹿児島県 瀬戸内町

## 地域住民との連携による取組

庁内・庁外連携、島での取組

## 1. 事業概要

人口 面積	約0.8万人 約234km <sup>2</sup>
街の概要	鹿児島市の南方約420kmの洋上に浮かぶ奄美大島の最南端に位置し、大島海峡を挟んで加計呂麻島、請島、与路島の有人3島を含む、総面積約240km <sup>2</sup> に及び行政区域を有している。 面積の約87%が山林で占められ、いずれも300～400mくらいの山岳地が連なり、急傾斜となって海岸に迫っている。沿岸には56の集落が点在している。
所管部署	保健福祉課 地域支援係（地域包括支援センター）
開始時期	2017年度
相談人数	6人／2019年度
運営形態	直営
事業内容	我が事・丸ごと支え愛推進事業の事務局が地域包括支援センターに設置されており、地域の民生委員や県担当部署等と密な連携を図り、支援（ひきこもり支援も含む）を実施している。
事業予算	約1,500万円／年度 (ひきこもり支援を含む地域共生社会モデル事業全体の予算)
利用している 国庫補助 メニュー	地域共生社会の実現に向けたモデル事業

## 2. 取組開始のきっかけ

近隣離島の徳之島町にて民生委員を対象に「支援が必要な人」に関する調査を行ったという情報を受け、瀬戸内町においても状況を確認する必要性を意識するようになった。また、同時期に、町内の保健師が高齢者宅を訪れた際、何十年間にわたってひきこもっている方がいるという事案があり、困りごとを抱えた家族・本人への対応が必要との認識に至った。

地域の事情に詳しい民生委員・児童委員に対し、ひきこもり状態にある方だけでなく、障害等も含めて、困っていそうな方、今後困りそうな世帯の調査を実施した。また、同時期に厚生労働省の地域共生社会のモデル事業に参画した。

### 3. 現在の取組状況

#### (1) 相談窓口の一本化

地域共生社会の実現のため、2017年から「チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業」を行っており、属性を問わず、困りごとの窓口を一本化する取組を行った。

我が事・丸ごと支え愛推進事業の事務局を地域包括支援センターに設置していることから、高齢者・障害者・子ども等の対象者を問わず「相談は地域包括支援センター」という仕組みを構築した。困りごとがあれば、住民や民生委員・児童委員もまずは地域包括支援センターの相談窓口に来てもらい、相談を受けた職員や「チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業」のスタッフ（“我が事・丸ごと”支え愛コーディネーター）が専門職につないだり、医療機関や関連機関等と連携したりするようにしている。

##### ① 相談は「町」で受ける

県が担当している生活保護であっても、相談はまず町で受けている。地域包括支援センターの支援対象は高齢者がメインではあるが、障害・生活困窮者にも対応できるよう、保健師だけでなく精神保健福祉士、社会福祉士といった専門職を配置している。障害福祉を専門とする係もあるため、そちらの方が良いと思えば地域包括支援センターから最適な係につないでいる。

生活困窮者であっても、生活保護につないで終わりという方はほとんどおらず、医療の相談であったり障害の相談であったり介護の相談もある。県に相談したケースでも町にも連絡が入っていることが多く、県とともに活動している。

##### ② 複合的課題への対応

地域包括支援センター以外の係に相談があったが、その係だけでは対応が困難なケース、世帯に複合的な課題がある場合には、専門外部分を地域包括支援センターに配置した“我が事・丸ごと”支え愛コーディネーターが、いろいろな機関と連携を取り対応している。

##### ③ 行動は複数機関とともに

訪問支援については、県のケースワーカーが担当する生活保護世帯で複合的な課題を持つ（高齢者・障害者・精神疾患・認知症など）事例へ同行することも多く、これまで培った連携により協働する事例は多い。連携の発端は、地域共生社会モデル事業への参画により県の支所の職員とのコミュニケーションが増したことで、各ケースについても連携する基礎ができ、今日まで継続している。

#### (2) 情報の集め方

民生委員への調査を実施した結果、ひきこもり状態にある方が行政の支援の対象であると認識され、民生委員などから自発的に心配なケースを自発的に相談されるようになった。相談があった場合は、次の手順を踏み、聞き取り等から考えられる生活困窮・障害等の状況を踏まえ、医療や関係機関・支援団体につなげている。

### ① 情報を集める

相談の対象者について次の内容を把握する。

- i. 家族構成
- ii. 近くに家族がいるか
- iii. お住まいの付近に支援してくれる人はいるかなど

### ② 訪問する

ひきこもり状態にある方に会えそうであれば、保健師が訪問して状況を確認する。

## (3) 情報共有シートの活用

地域共生社会の「チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業」において、地域包括支援センターでは情報共有シートを使用し、他部署とも情報共有をしている。

情報共有シートでは、以下の情報が1枚のシートにまとめられている。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 生年月日
- ④ 電話番号
- ⑤ 共有が必要となった理由（相談内容、訪問のケース記録等）
- ⑥ 情報共有に関する支援者本人の同意サイン

情報共有シートの活用の目的は、複合的な問題を抱えている方たちの情報を地域包括支援センターのコーディネーターが集約し、関係する係が共有できるようにするためである。

また、地域包括支援センターにひきこもり状態にある方から連絡や相談があったときにも、その方の担当がいなくても情報共有シートによって支援対象者の状況が分かるため、誰でも対応ができるようになっている。また、庁内他部署は、地域包括支援センターが保有している記録を確認してから支援することが多い。

## (4) 周知・啓発活動

地域包括支援センターは、困りごとの相談以外でも地域のサロン活動等で、民生委員・児童委員と顔を合わせることが多く、地域の状況について意見交換する頻度が高い。民生委員とのコミュニケーションの積み重ねによって、民生委員に「困ったことがあったら地域包括支援センターに連絡しなくては」と認識してもらえている。

## (5) 支え合いマップの作成

集落の中の近隣50世帯程度を対象にして、支援が必要な人の情報を集め、その情報を基に、支援が必要な人を誰が支援できるのかを確認する作業を行っている。地域住民が支え合うための一つの方法として、支え合いマップを作成している。

## 4. 今後の展望

### (1) 学校に通う世代の支援

不登校については、町で把握できていない児童・生徒が多いと思われる。義務教育期間中は地域包括支援センターに情報が入りづらい状況にあるため、学校・教育委員会との連携が今後の課題である。

### (2) 壮年期世代の支援方法

介護保険の対象である65歳以上の方が利用できるサービスと比較すると、40～65歳(障害サービスや介護サービスの制度が利用できない)までの制度の狭間におかれる方が利用できるサービスが少なく、壮年期世代の支援方法について模索が続いている。介護保険の対象となる年齢であればもっとスムーズに介護サービスの事業者などが関わることができるのだが、支援につなげられないもどかしさがある。地域における支援者とは、直接支援ができなくても地域包括支援センターからのアドバイスという形で、一緒に悩みながら解決に一步步近づきたいと考えている。

#### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された、身近な相談・支援者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて、住民の立場に立ち、相談や支援を行うなど、地域に根ざした福祉活動を行っている。相談、支援内容は、介護の悩み、子育ての不安、経済的困窮など子どもから高齢者まで幅広く応じている。

瀬戸内町では、集落に必ず一人民生委員・児童委員がいる。集落人口の高齢化に伴い、民生委員・児童委員も高齢化が進んでおり、さらに離島過疎から集落に若者がいないため、なり手がなかなか見つからないという現状はあるが、地域の困りごとの情報共有、連携、支援において、大きな役割を担っている。ひきこもり支援においても、重要な役割を担っていることが確認できた。

多摩・島しょ地域では、民生委員・児童委員の充足率は地域によって差があるものの、瀬戸内町にみられるように、ひきこもり支援においても地域における理解者という意味で重要な役割を担う存在である。

## 和歌山県 新宮・東牟婁圏域

## 市町村の広域連携によるひきこもり支援の実施

広域連携

## 1. 事業概要

人口 面積	約6.1万人（新宮市・那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村・串本町） 約923km <sup>2</sup>
街の概要	豊かな自然が地域色豊かな歴史文化と一体となって、特色ある熊野の自然環境を形づくっている地域である。 産業は、観光、商業、水産業が主力産業となっており、中でも商業中心の産業構造である。
所管部署	6市町村運営事務局（幹事は毎年持ち回りで担当）
開始時期	2016年度
相談件数	のべ258件／2019年度
運営形態	委託（認定特定非営利活動法人 ハートツリーに委託）
事業内容	新宮・東牟婁圏域では、継続的支援を行う「ひきこもり者社会参加支援センター」がなかったため、県主導により6市町村の共同運営によるセンター（あづまプラッツ）を開設した。
委託事業 運営費	約750万円／2020年度
利用している 国庫補助 メニュー	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（ひきこもり支援推進事業） 構成市町村で委託料を均等割（20％）・人口割（50％）・利用者割（30％）で按分し、各市町村それぞれに「ひきこもりサポート事業」の国庫補助を受ける。

## 2. 取組開始のきっかけ

県による調査が行われた結果、地理的・歴史的にもともと結びつきの強い新宮・東牟婁圏域において、内閣府の基準による準ひきこもり者を合わせると約600世帯のひきこもり者がいると推測され、公的な支援場所のなかった新宮・東牟婁圏域に継続的支援を行える居場所をつくる必要があった。

そうして、県主導のもと、新宮・東牟婁圏域への「ひきこもり者社会参加支援センター」設置が提案された。和歌山市を中心とする紀の川筋の圏域、田辺市を中心とする圏域でも共同設置があり、新宮・東牟婁圏域のみ未設置であった。

図表 4-18 支援内容



出典：認定特定非営利活動法人 ハートツリーウェブサイト（<http://jimotoryoku.jp/hearttree/activity.aduma.php>）  
（2021年1月28日閲覧）より

### 3. 現在の取組状況

#### (1) 庁外との連携

ひきこもり支援センターである「あづまプラッツ」の運営会議等には県職員（東牟婁振興局職員）も参加し、県・市町村の共通課題としてひきこもり支援事業の課題等を検討している。また、毎月の事業実施状況月報、年1回の実績報告により状況を把握している。また、6市町村の運営事務局幹事は、毎年度持ち回りとしている。

#### (2) 共同運営のメリット・デメリット

メリット・デメリットは以下のとおりである。

図表 4-19 共同運営のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
費用	委託金の按分等で費用負担を軽減できる	案件がない市町村にとっては委託金が負担となる
連携	圏域内の状況把握や連携はしやすい	広域のため、運営会議等の開催が負担になる

### 4. 今後の展開

和歌山県全体としてひきこもり支援体制のあり方、連携について考えていく必要がある。また、ひきこもり状態にある方の把握や民間支援団体を把握することで、支援の幅も広がると考えている。

あづまプラッツでは、相談しやすい環境づくりのため出張相談を行っているが、さらに利用しやすい環境づくり、社会体験の場の充実を進めていきたい。

### 3 NPO法人等における支援の先進事例

#### 認定特定非営利活動法人 育て上げネット



若者支援として教育機関との連携を構築

#### 1. 事業概要

団体概要	一般的な就職等による社会的な自立が困難であると予想される、又は現実に困難になっている青少年に対して、未就労状況からの脱却と就労の機会を与え、かつ、集団生活、共同作業等社会参加基礎訓練の場、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに関する事業を行い、青少年が各人の個性に応じた就労と社会的自立の機会を獲得することに寄与することを目的とする。
開始時期	2004年5月発足
所在地	東京都立川市
事業内容	独自の若者への就労支援、子どもの生活・学習支援、家族向け相談事業を実施。また、厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション <sup>12</sup> の運営を始め、基礎自治体から就労、教育支援の業務を受託するほか、企業連携による若者支援事業を展開している。 基礎自治体の委託事業には学習支援プログラムがあり、生活困窮する子どもや不登校の子どものうち、中2・中3を中心に学習支援を行っている。

#### 2. 団体設立の背景

団体代表の実家が自立支援の施設を家族運営しており、0歳の頃より困難を抱える方と一緒に生活をともししてきた。若者を支援する支援者/援助職が生活設計しづらい処遇待遇に課題を感じ、起業。

ひきこもり状態などに陥ると、若者は社会的な孤立状態になりやすい。社会的孤立状態にある若者に対して自己責任や家庭内の問題とする論調が根強い社会環境も影響して、新たに接点を持つことは容易でない現実がある。しかし、若者の長期的な孤立は労働力の損失であり、また社会保障費の増大に影響するため社会全体で解決すべき課題である。

社会的な所属及び社会的自立を達成することで社会保障費の抑制につながり、また、納税・消費行動による経済的なリターンが発生する。同団体では、これを「若者支援は社会投資」と捉え支援活動を開始した。

12 働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う厚生労働省認定事業。厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などが実施している(全国177カ所)。

### 3. 支援の工夫

#### (1) 悩みは共有する

受益者となる若者、家族、子どもは、他に相談できる人がおらず悩んでいることが多い。本団体はチーム支援を心がけ、多様な知見を使って本人に寄り添う支援を提供している。また、相談員だけでなく、同じような悩みを持つ人同士でお互いの今の状況や抱えている悩みを共有し、1人ではない・孤立していないことを感じられるようなコミュニケーションの機会を積極的に取り入れている。

#### (2) ニーズに合わせて相談手法を工夫する

対面での相談・支援プログラムに加え、近年はオンライン完結型の相談・支援も行っている。予約方法にオンラインが加わったことで、事業所が閉所する夜間に申込みができるようになった。また、相談場所を選ばないので、介護などで家から離れられないような方からのニーズにも応えることができる。困っている方がその日その時の気持ちや状況で、「今日は対面で相談したい」「今日はオンラインが良い」と選択できる工夫も行っている。

また、オンラインゲームの仮想空間上に「居場所」を作り当事者との交流を図っている。そこでは、地方の支援団体と連携をはかり、団体間交流を行えるようになった。

#### (3) 子どもとつながり続ける

子どもたちの自立支援の事業としていわゆる学習支援プログラムを実施している。独自拠点で学習支援機会を提供するだけでなく、教育機関と連携も行う。一部の高校に定期的に職員が通い、生徒と校内で対話することで「中退・進路未内定卒業等、孤立リスクが高い事象が起きて頼れる存在を知っていること」を目指した環境を作った。さまざまな変化があったとしても、切れ目のない支援を目指している。

#### (4) 困りごとを解決するための知識の教育をする

学校教育では学ぶ機会が少ない「お金と仕事」や「困ったときの公的機関の知識」をテーマにしたプログラムを主に高校に出張して提供している。多くの子供は困ったときに公的支援の存在を知らないので、現段階で、ゲーム形式で法テラスや総合労働相談センター、行政の相談窓口などに関する情報をインプットし、困っても相談先があることを伝えて孤立させない工夫を行っている。

#### (5) 収入を得るための選択肢を作る

自立のために、安定収入を得られる就職を希望する若者は多く、また、地域若者サポートステーションなど就労支援機関も一定以上の就労が求められる。しかし、いわゆる雇用される働き方や一般の就労環境に適応しにくい若者もいるため、それぞれの価値観に合わせ、収入を得る方法を検討している。

#### (6) 家族も支援する

ひきこもり状態など社会的に孤立する方の一番近い人の多くは、親や家族である。家族等を支えるために行っているのが「家族支援」であり、「子どもの将来相談窓口」などを開催している。

## 4. 自治体に求める役割

### (1) 支援対象者の情報提供

NPO法人では「支援を必要としている人」を見つけることが難しいため、自治体にはつなぎの役割を担っていただきたい。

例えば、税務部局と水道部局等の協力があれば、納税や利用量の変化から生活が苦しくなったかどうか等が分かるはずである。困っているひと、困りそうなひとを確実に把握できるのは行政であり、この部分を民間が担う、民間に期待するのは難しく、役割分担が必要である。

### (2) 信頼を活かした協働

自治体には住民からの「信頼」がある。支援を必要としている人のところに支援団体だけで行くのは信頼を得るまでに時間がかかり、それだけ支援にかかる時間が延びる懸念がある。役所の人と一緒にあれば相手が安心感を持ち、関係構築を進めることができる。その信頼度の高さを活かしてほしい。

### (3) 複数団体による事業受注について

いくつかの団体と一緒に事業を行う方が、それぞれの強みを発揮しやすく、地域のリソースも活かしやすい。しかし、自治体の事業を受注する場合、他団体の協力を得るためには、実費を支払うか、再委託とするかの選択肢しかなく、一般的な協業が成立しない。役務の提供であっても、複数の参加者が協働して事業を実施する方式で受注できれば、それぞれの強みを生かして問題解決にあたることもできる。

例えば、ひきこもり支援センターを作る場合、10の支援団体から人を出して運用を行うことで、支援も10の選択肢となり、問題解決力も上がり、個人情報共有もしやすくなるのではないか。

### (4) 広報

地域の全校に広報物を配布するなど大規模な広報活動は単独の支援団体では予算や能力に課題があり非常に難しい。立川市で市内の学校を通じて学習支援の案内のチラシや中学生向けに「LINE相談を始めました」のカードを配布したことがある。こうした取組は民間の力だけでは絶対にできない。自治体には、必要な情報を必要な人に届けられる力があるため、その特性を活かしてほしい。

## 特定非営利活動法人 レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク

特定非営利活動法人  
レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク



壮年期世代の居場所づくり

### 1. 事業概要

団体概要	外出が難しく一般就労が困難なひきこもり当事者、並びにその家族に対して相談支援活動事業を行うとともに、彼らの福祉を守り、新たな働き方を構築する取り組みを通して自己実現を図り、社会参加促進に寄与することを目的に活動している。
開始時期	1999年9月発足（2010年3月法人設立）
所在地	北海道札幌市
事業内容	「在宅活動」「居場所活動」「社会参画活動」の3つを柱とし、自分が家においてもできることを増やすということが経験値を増やすことにもつながるという考えのもと、同じようにひきこもっている当事者に手紙・絵葉書をさりげなく届ける活動から開始し、2007年には、35歳を基点にしたひきこもり当事者が集まる居場所「SANGOの会」を開設した。2018年から札幌市から居場所支援業務を受託し、ひきこもり当事者や家族の居場所（よりどころ）を運営している。居場所には、札幌市委託業務「札幌市ひきこもり地域支援センター事業」の受託団体から専門職を派遣して協働する体制をつくっている。

### 2. 団体設立の背景

代表者がひきこもり当事者であったことがきっかけに、似たような仲間とともに任意団体として立ち上げた。ひきこもり当事者・経験者の団体である。

### 3. 支援の工夫

#### （1）参加しやすい環境をつくる

初めて居場所に参加する人がその後も継続して参加しやすいように、入りづらい状況をなくすことが大事であり、参加費無料、予約不要、途中入退場自由としている。

例えば主に35歳を基点にしたひきこもり当事者が集まる「SANGOの会」は、初心者例会と通常例会にわけて開催している。両例会は35歳以上の当事者が参加しやすくしているが、年上の人の方が話しやすいという当事者もあり年齢に関係なく参加できる。初心者例会は初めて参加する人や緊張度・不安度の高い人向けのものとし、少人数制としている。通常例会は生活が昼夜逆転している人のために夜間開催としたり、遠方からの参加が難しい人のためにオンライン開催をしたりするなど、誰でも参加できるようアクセスのハードルを下げる工夫をしている。

## (2) 家でできることを増やす

当事者は、就労することも含めていろいろな面で不安が強い。そのため、まず自分が家にいてもできることを増やすということが経験値を増やすことにもつながると考える。

当団体においては、似たようなひきこもり状態にある人に届ける手紙・絵葉書の作成や会報づくりを当事者たちで行っている。体調や都合に合わせて在宅でもできる活動で、当事者の心身に負担を与えず返信を求めない緩やかな絵葉書によるピア・アウトリーチの手法も取り入れている。

## (3) 普通になれる場をつくる

当事者たちはどこかで「普通になりたい」と思っているが、そうなれていないと思う自分がいて苦しんでいる。多様な働きのある場を「居場所」の中につくることで、自己肯定感を高め安心して対等に働けるようになることも必要である。

# 4. 自治体に求める役割

## (1) 財政的なバックアップ

自治体の果たす役割として一番大きいのは、財政面の支援である。財政的なバックアップがあった上で、居場所の運営など安定的な支援を実施することができるようになる。

## (2) 会場の確保

都市部であると、居場所の会場確保が困難である。会場を恒常的に抑えることが難しいため、年間を通して場の確保を行うための支援が必要である。札幌市受託の居場所事業（よりどころ）は、毎週実施しており、札幌市が行うことで場所の確保がしやすい。

## (3) 行政とともに支援する

行政もパートナーとしてひきこもり支援の中に入ること、お金だけを出してすべてを丸投げするのではなく常に行政も一緒に支援をするスタンスが大事だと考える。

当団体では、週に2～3回、メールや電話で札幌市と連絡調整を行っている。毎回「よりどころ（居場所）」には行政の担当者が必ず来る。そういう意見を交わし顔が見える関係性が大事だと考える。

## (4) 広報による周知

市民にとって、行政が発信する情報は信頼性が高く、行政が出しているものであれば間違いないと安心して居場所などに足を向けやすくなる。民間の情報の場合、「怪しいのではないか」「お金儲けばかりするところではないか」と、市民は色々な不安を抱く。安心感や信頼を与え、支援につなげるために、行政が情報発信をすることが大切となる。

## (5) 希望を持たせる施策の展開

壮年期の支援をしている団体が少ないのは、これまで制度上位置づけられていなかったことが大きい。特に40歳代や50歳代のひきこもり状態の人は、「もう手遅れだ」「人生は終わった」と考えている。「そうではない」「まだ可能性はある」ということを行政や支援者が伝えていくことが重要である。

## 一般社団法人 ひきこもり UX 会議



ひきこもり・生きづらさの当事者・経験者支援

## 1. 事業概要

団体概要	不登校、ひきこもり、発達障がい、セクシュアル・マイノリティの当事者・経験者らで立ち上げた団体。「支援」とは一線を画したさまざまなイベント、調査、制作物やメディアを通じて、当事者視点による知見を発信・表現し、一人ひとりが自分の人生を自分でデザインできる社会を目指して活動している。
開始時期	2014年発足、2017年一般社団法人化
所在地	東京都品川区
事業内容	個々人の背景からくる生きづらさを抱えた当事者・経験者同士、家族や支援に携わる人や企業など、立場や背景を超えて交わることのできる場づくり＝イベント運営を主に行っている。 「ひきこもりUX <sup>13</sup> フェス」「おしゃれカフェ」「ひきこもりUX女子会」「ひきこもりUXママ会」といった、ひきこもり当事者・経験者や関わる人たちが安心安全に集まれる場を開催するほか、社会のなかに家庭や学校・職場ではないサード・プレイスを増やせるよう、「安心安全な居場所」運営HowToを開発しオープンソース化。書籍販売やレクチャーワークショップ「ひきこもり女子会の作り方」「ひきこもりUX DAYCAMP」なども行う。

## 2. 団体設立の背景

国や自治体が行う「ひきこもり支援」の方向性に、ひきこもり当事者・経験者の声が反映されていないのではないかという思いから、2014年にひきこもり経験のある当事者たちで「私たちの生存戦略」というテーマのイベントを開催。300名を超える来場があり、ひきこもり経験がある人の視点やひきこもっていた時の経験が、多様なバックグラウンドをもつ人が生きられる社会を考える上で価値があると考えられるようになった。以来、当事者視点による知見を発信・表現し、一人ひとりが自分の人生を自分でデザインできる社会を目指して活動している。

13 「Unique eXperience (ユニーク・エクスペリエンス=固有の体験)」の略。ひきこもりをはじめ、人とかかわる困難さ、居場所のなさ、“ふつう”や“こうあるべき”と違うこと——さまざまな背景に起因する「生きづらさ」。そのすべてを「Unique eXperience」と捉え、他者と共有しあうことでこれまでとはちがった価値を帯び、本人や誰かの生き方をポジティブに変えたり、こわばっていた思いや考え方をやさしく氷解させてくれる可能性に満ちているものと考えている。

### 3. 支援の工夫

#### (1) 安心して参加できる場を提供する

参加者が安心してできるようにあらゆる視点を持って、安心の確保に努めている。

ひとつは、当事者会の場合は対象を「ひきこもり/生きづらさ」とセグメントすることである。「自分と同じような状態の人に出会う」という点は安心感を抱いてもらいやすい。ただし、セグメント分けしすぎると自由度が低くなり逆に窮屈さも感じさせる要因にもなるため「当事者（現在、ひきこもり状態にある方）」に限定せずに「経験者」の参加も可としている。

「ひきこもりUX女子会」は、男性に苦手意識を感じているひきこもり状態にある当事者・経験者たちが安心して集まれる場とするため、「ひきこもり/生きづらさ/女性自認」でセグメントをしている。その他、「ひきこもり/生きづらさ/セクシュアル・マイノリティ」などでセグメントを行う場合もある。

#### (2) 地域を限定しない

イベント参加者の事情はさまざまで、「生活困窮状態にあるため、電車賃を捻出できない」「パニック障害があり公共交通機関を使うことができない」などの事情により、居住地の近くでの開催を望む方もいれば、「地元の人に、ひきこもりだとバレたくない」「知り合いに合うかもしれなくて怖い」などの理由により居住地からある程度離れて開催されるイベントに足を運ぶ方もいる。ひきこもりUX会議では、当事者会などを実施する際に地域を限定せずに開催したり、多方面にアクセスの良い場所を選定し開催するように努めている。また、複数の自治体と連携し、広域で事業を開催する場合もある（本報告書P.123参照）。

#### (3) 予約制にしない

ひきこもりUX会議が実施している多くのイベントは、事前予約は不要としている。体調面や心理面に不安を抱える方も少なくないため、「予約しても参加できなくて迷惑をかけてしまうかもしれない」という心境にかられプレッシャーとなりやすい背景がある。また、予約の際に電話やメールなどで連絡をとるとするのは、そもそもかなりハードルが高い行為である。

コロナ禍においては、出席者にはイベント受付時に連絡先の届け出をお願いすることで感染拡大防止対策を行っている。

#### (4) 参加費は低価格にする

前述したとおり、ひきこもり状態にある人の背景として生活困窮状態にある人も少なくないため、無料や安価な参加費（500円以下）で参加できるものが望ましい。参加費が下がることで、参加のハードル自体も下げやすく、生活困窮状態にあったり、精神的・体力的にしんどい状態にある人も参加しやすくなる。

ただし、運営団体として健全に成り立つことも継続的な活動には必要条件なので、必要な場合は参加費を設定するが、参加費だけで運営を賄うのは非常に厳しいため、行政との連携や助成金の活用が重要になっている。

## 4. 自治体との連携

大阪府と連携し、2019年（大阪府吹田市、豊中市、枚方市、大阪市平野区、能勢町、茨木市）、2020年（大阪市中央区、枚方市、吹田市、豊中市、松原市、堺市）、広域連携でひきこもりUX女子会を「6カ月続けて、近隣での連続開催」を行っている。

また、東京都多摩地域では国立市と清瀬市の広域連携により、「ひきこもりUX女子会&ママ会」を開催している。

内閣府調査では男性のひきこもり率が高かったことに対し、大阪府豊中市が2017年に独自で行った「若い世代の生活に関する調査」では、女性が54.2%と男性のひきこもり状態にある方よりも高いことが判明した。ひきこもり状態にある方への支援の拡充を検討している段階で、ひきこもり状態にある方・女性自認の方を対象とした場づくりの支援を行っていた当団体とつながることで連携開催につながった。自治体とともにイベント開催をする場合、事業計画立案・予算は自治体が受け持ち、企画・制作・運営は当団体、広報は両者が行うという棲み分けをしている。最近では、当初は当団体が赴いてひきこもりUX女子会を開催していたところでも、運営方法を理解した市職員・ひきこもり女子会に参加していた当事者のみで開催をしているところもある。当団体がここまで活動をできているのも、「当事者がやっている団体だから安心して参加できるのではないか」という印象を持たれていることが理由である。自治体が新たに事業を立ち上げる場合、一から自治体で立ち上げるのではなく、既に支援を行っておりノウハウを持っている当事者団体に積極的に声を掛けて、自治体と団体等が一緒になって支援していくのがよいと思う。

## 5. 自治体に求める役割

### (1) 窓口の明確化・職員の育成

「ひきこもり」といっても、その背景はさまざまである。相談窓口では、年齢等の条件を定めず広く受け止めて欲しい。また、必死の思いで相談窓口にたどり着いても、そこで叱責される、理解してもらえない等の理由で傷ついた経験をもつ当事者の声も多い。ひきこもり当事者理解に努め、その上で、適宜必要な担当課につないでいくという仕組みが良い。

### (2) 広報

相談窓口が分からない方、ひきこもりについて行政に相談できると思っていない方が圧倒的に多い。ひきこもり状態にある方やその家族にとって、さまざまな窓口があることが市民に伝わること、選択肢があることを情報として伝えることが重要である。

### (3) 支援団体への資金的な支援

支援事業においては、当事者会などのイベントを開催する団体・個人に対価が支払われる仕組みが必要である。ひきこもり状態を経験した方が、何か役に立ちたいとイベントの開催を企画、実施する活動が広がってきている。居場所を確保するため、場所の使用料とメインのスタッフの交通費程度として、1～2万円程度という少額の助成で、かつ手続きが簡略化されたものであることが望ましい。

### (4) マイノリティへの配慮

行政の支援としては男性と女性の差別はあってはならないが、男性に恐怖心を持っている女性もいるため、女性に特化した支援や性的マイノリティへの配慮が必要である。

## 4 ひきこもり支援における先進事例のまとめ

### (1) 先進自治体のまとめ

#### ① 取組開始のきっかけ

取組開始のきっかけは基礎自治体ごとに異なるが、まとめると次のとおりである。多摩・島しょ地域においても同様の事象があると考えられる。

- ・ひきこもり状態にある方の相談があり、各部署で実施されていたが、40歳以上の支援メニューがない等、制度の狭間において支援を受けられない人がいた
- ・庁内の各部署で支援を行っていたが、ライフステージにより支援担当が変わった際に情報が共有されていなかった
- ・実態調査によって、ひきこもり状態にある方の存在が顕在化した
- ・貧困・病気・家族関係・就労など複雑に絡み合った案件へ対応する必要があった

#### ② 先進自治体の現在の取組状況

先進自治体の現在の取組状況は以下のとおりである。

- ・専門部署の設置
- ・協議会を設置し、ひきこもり支援を検討
- ・実態調査の実施
- ・家族や協力者向けの講演会などのイベントの開催
- ・協議会等の開催や福祉事務所との協働により、連携を強化
- ・住民向け、民生委員、地域包括支援センター向けの講座実施により理解者を拡大
- ・情報共有シートや支援カルテ等による情報共有
- ・近隣市町村との連携による広域支援の実施

### (2) 先進支援団体のまとめ

先進支援団体では、各団体の強みを活かし、安心して参加できる環境の整備やオンラインを利用した相談手法を導入するなど工夫をこらしながら、ひきこもり状態にある方への支援を実施していた。

#### ○支援団体が自治体に求めること

支援団体が基礎自治体に求めていることは次のとおりである。

- ・相談窓口を明確化する
- ・支援対象者がどこにいるのかを把握し、支援につなげる
- ・行政がひきこもりの相談受付をしていることが住民に伝わっていないため、ひきこもり支援を行っていることを広報する
- ・事業受注にあたって、複数の業者がそれぞれの強みを発揮できるよう、複数事業者による協働が可能となるような柔軟な契約の設計
- ・単発のイベント等に対し、少額の助成でかつ簡易に申請できる仕組みを構築する
- ・マイノリティへ配慮する

◆家族の体験談

ひきこもりを経験された方やそのご家族に体験談を伺いました。3人目は、ひきこもりを経験された息子さん（30歳代）のお母さまのお話です。

30代男性の母

息子さんがひきこもり状態になったきっかけを教えてください。



高校に入学してすぐ不登校になったので、高校生活に適応できなかったのではないかと思います。中学の時に離婚し、父親と暮らしていましたが、高校進学と同時に本人の希望で私と同居しました。さまざまな環境の変化も要因の一つになったのかもしれない。時折、中学時代の友達と交流はあったのですが、部屋にひきこもり、ゲームをする毎日でした。私との会話を拒んでいたため、コミュニケーションの手段は手紙のみ。本人が読んだかどうかはわかりません。7年ほど家にひきこもっていました。

ひきこもり状態の時はどのような生活を送っていましたか？



昼夜逆転の生活でした。ゲームの日々でどんどん体重が増え肥満体質になりました。外出は、時折コンビニに買い物に行く程度でしたが、食事は一緒にとっていました。

ご家族はどのようなお気持ちでしたか？



私の育て方や離婚など、親の都合で息子にしわ寄せがいき、ひきこもりになったのではないかと申し訳ない気持ちでした。「暴言、暴力もなく、自分の殻に閉じこもってどんなにか辛いだろう。母親に胸の内をぶつけてもいいのに。息子は何を考えているのだろう？どうしたいのだろう？何とかしてあげたい。親ができる事は何だろう？」といつも思っていました。

相談のきっかけを教えてください。



どこかに相談したいと悩んでいた時に、同じように息子さんがひきこもっていた友人に、カウンセリングの先生を紹介してもらいました。また、別の友人に、家族会・支援団体を紹介してもらいました。

30代男性の母

どのような支援を受けたか教えてください。



支援団体は、本人が心も体も安心できる居場所でした。何か行動を起こすと、認め誉めてくださり、役割を与えスモールステップを繰り返すことで、少しずつ自信をつけさせてくれました。そして、本人の様子を見ながら就労へと繋げてくれました  
親はさまざまな情報を得ることも大切ですが、本人を変えようとするのではなく、ひきこもりは、子どもの問題と捉え、親自身が生き生きとした生活を送ることが大切であるという事に気づくことができました。支援団体は、親も癒される楽しい学びの場でした。

支援を受けてどのような変化がありましたか？



表情、言葉使い、食事、服装など生活全般が変わっていきました。自己否定ばかりしていたのですが、前向きになり新しい事に挑戦する意欲が出てきたようです。高校卒業認定試験に合格し、調理師免許を取得することも出来ました。メンタル面では相変わらず弱いところがあるのですが、筋トレをしながら自分で体調管理をしています。

現在の状況を教えてください。



病院で調理師として働き、一人暮らしをしています。支援団体では、すべて受け入れ認めてもらえましたが、一般社会は厳しいので、続けられるか心配でした。全く違う環境に順応していくのはかなり負担がかかるに違いありません。辞めたいと言っていた時期もありましたが、時々仕事帰りに、支援団体に寄って、愚痴を聞いてもらい、また若者たちと交流を持つことで活力を得ているようです。何もしなかった息子がお弁当を作って早朝に出勤しており、褒めてあげたいと思います。そうした生活が3年過ぎたのでこのまま頑張っていけるだろう、と本人を信じています。今の私にできることは、たまに家に呼んで、息子の好きな手料理を作ってあげる事ぐらいだと思っています。  
息子がこのように自立できたのは、支援団体との出会いです。親だけでは何もできない。心より感謝しています。

## 第5章

---

# 多摩・島しょ地域のひきこもり支援の提言

本章では、多摩・島しょ地域のひきこもり支援について提言する。

まず、ひきこもり状態にある方の支援について、基礎自治体を実施する理由を改めて説明する。

次に、第2～4章で得られたひきこもり支援に関する視点を整理する。

最後に、支援にあたっての具体的な仕組みを提示する。

## 1 基礎自治体におけるひきこもり支援

これまで記載してきたひきこもり支援について、基礎自治体が実施すべき理由を整理する。

### (1) 広域支援からより身近な支援へ

行政によるひきこもり支援は、都道府県・指定都市レベルの広域支援から開始された。広域支援では、ひきこもり状態にある方や家族・親族等からの相談を受け止め、必要に応じて基礎自治体と連携し、訪問支援を行ってきた。

しかし近年、長期にわたりひきこもり状態にある方が親の年金で暮らし生活の維持が困難になる、いわゆる8050問題が高齢者支援の過程で確認されている。また、ひきこもり状態にある方の支援においては、本人だけでなく家族全体で課題を抱えているケースが顕在化している。そのため、ひきこもり支援においては、家庭の状況に応じて介護保険も含めた高齢者支援、生活困窮に対応する福祉的な支援、障害者支援等といったさまざまな支援を総合的に提供することが効果的であり、身近なサービスを提供する基礎自治体が支援の中心を担うことが期待されている。

### (2) 個人の問題から社会の問題へ

ひきこもり状態になる原因は、必ずしも本人に起因したものではなく、就職氷河期世代に代表されるように、正社員として働きたくても就職先がなかったなど、環境に起因してひきこもり状態になった方がいる。「いじめ」によりひきこもり状態になった方などもその原因は、環境、すなわち社会構造によるものと考えられ、誰もが何かをきっかけとして、ひきこもり状態になり得る。

また、厚生労働省のガイドラインでは、「ひきこもり」はあくまでも状態であるとされ、ひきこもり状態にある方の中に精神疾患を抱えている人がいることに留意するよう記載されている。精神疾患を抱えている方を医療につなげることも必要ではあるが、治療的な側面だけの支援では自立が困難であり、ひきこもり状態にある方の状況や希望に応じた福祉的な支援も必要である。

## 2 ひきこもり支援の具体的取組

これまで記載してきたひきこもり状態にある方の支援対象と具体的な取組を整理する。

### (1) 支援対象

#### ① 支援の範囲

厚生労働省や内閣府では、以下の状態にある方をひきこもり状態として定義している。

- 趣味による外出はあるが、家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にとどまっている
  - コンビニなどには外出するが、家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にとどまっている
  - 家や部屋にとじこもり、外出していない
- 上記期間が6カ月以上継続している状態にある方。

ただし、状態が6カ月継続していなくても、断続的に上記の状態を繰り返す方、自身がひきこもりと認識しており社会通念とのギャップに苦しみ生きづらさを感じている方、社会とのつながりが希薄な状況が続いている方がいることにも留意が必要であり、上記定義に限らず幅広く相談を受けて支援する姿勢が求められている。

また、相談は家族・親族から寄せられることが多く、ひきこもり状態にある方と直接会うことや連絡をとることができない期間が長期間にわたることもある。これまで、ひきこもり状態にある方と直接会えなければ、支援できないといったことが見られたが、家族・親族は最も身近なところでひきこもり状態にある方の状態を憂慮し孤立しがちであることから、家族・親族も支援の対象とする必要がある。

② 世代による傾向

ひきこもり状態にある方の要因はさまざまであり、全世代に幅広く存在していることが分かっている。ひきこもり状態にある方は、年代別で概ね次の傾向と支援イメージがあると考えられる。

図表5-1 世代による傾向・支援イメージ



## (2) 支援の前提

支援にあたり、支援する側の不適切な対応が回復の妨げとなることがある。支援の前提として、以下のことに注意する必要がある。

### ① ひきこもることを否定しない

ひきこもることを否定すると、ひきこもり状態にある方は自身が否定をされたように感じてしまう。ひきこもり支援の基本的なスタンスは、ひきこもり状態にある方を責めることでも、ひきこもり状態にある方を説き伏せることでもなく、ひきこもり状態にある方が生活しづらい世の中とどのように付き合うかを一緒に考えることである。

### ② ひきこもり状態にある方の希望に沿った支援をする

ひきこもり状態にある方への支援は、本人の意思を尊重したうえで希望に沿った支援が不可欠である。支援者目線での押しつける支援や本人の意思とは異なるタイミングでの支援の開始等は、ひきこもり状態にある方を精神的に追い込んでしまうなどのマイナスの影響につながる。

### ③ 支援期間は数年単位を想定する

ひきこもり状態にある方の支援は、支援が始まってから社会とのつながりを回復するまでに数年かかる傾向にあり、長期的・継続的な支援が必要とされている。また、本人の意思を伺えるようになるまでも長期間かかることもあることから、つながり続けることが重要となる。

### ④ 全世代を対象に支援する

ひきこもり状態にある方は、若年層から壮年期、高齢者まで全世代に存在し、年齢に関係なく支援が必要である。ただし、すべての年代を通して画一的な支援を行うのではなく、年齢やライフステージ、ひきこもりになった背景、家庭状況、本人の希望等に応じた支援が求められる。

### ⑤ ひきこもり状態にある方は多様である

内閣府実施の調査では、ひきこもり状態は男性が多いとの結果であるが、決して男性だけではなく、性差に関係なく支援する必要がある。一方で、支援にあたっては、ひきこもり状態にある方の状態に合わせた一定の配慮が必要であることに留意したい。例えば、男性とのコミュニケーションを苦手とする女性、働いていないことで自信喪失した壮年期世代の方、社会に理解されずに苦しんできたセクシャルマイノリティの方などがいる。それぞれ多様な事情を抱えているため、個別の事情に応じた配慮が求められる。

### ⑥ 就労をゴールとしない

支援にあたっては、ゴールを設定しがちである。特に、就労は社会とのつながりの回復がわかりやすいため、支援の目標となりやすい。しかし、ひきこもり状態にある方にとって就労は遠い先の目標である場合もあることから、就労を押し進めることは精神的に追い込みかねない。小さな前進をしていることや後退していないことに光を当てて、就労ありきとした支援にしないことが必要である。

⑦ 家族・親族も支援する

自治体アンケートの結果にもあるとおり、ひきこもり状態にある方の相談は家族・親族等から寄せられることが最も多い。そして、ひきこもり状態にある方が支援につながるまでに長期間を要する場合もある。その間は、家族が孤立することがないように家族・親族をケアしつつ、継続してつながり続けることが必要である。家族・親族への支援もひきこもり状態にある方への支援と同様に重要である。

⑧ 安心できる環境をつくる

ひきこもり状態にある時は、エネルギーを溜めることを優先すべき時期と言える。家以外に「安心できる場所」「何かあってもなくても行くことができる場所」として、精神的にも物理的にも拠り所となる居場所が必要である。また、ひきこもり状態にある方が家の外へ一歩出るためのきっかけになると考えられる。

### (3) 支援の具体的な内容

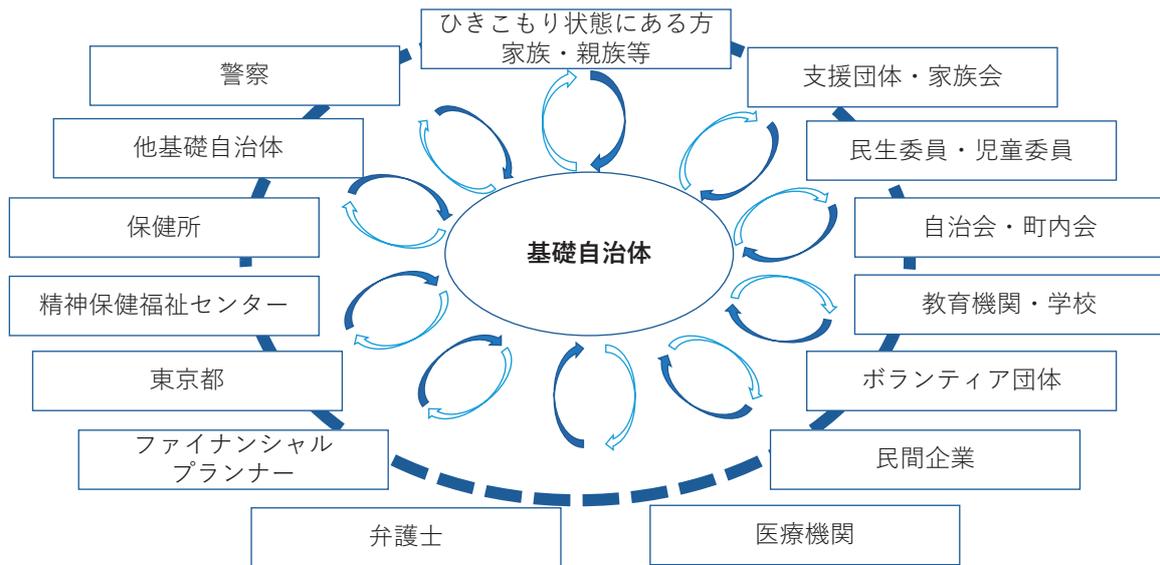
第2～4章までに得られた情報をもとに、多摩・島しょ地域の基礎自治体におけるひきこもり支援の具体的な内容について提言する。

ひきこもり状態にある方は、対象年齢も幅広く、その要因や経済状態もそれぞれで異なっていることから、従来からある行政内部での役割分担では対応しづらい面があった。一方で、支援団体アンケートからは好ましくない支援としてたらい回しが挙げられていることから、まず自治体として受け止めることが重要となる。

ひきこもり状態にある方の支援にあたっては、多様な支援の選択肢があることが望ましく、家族・親族等への支援も必要とされている。一つの自治体のみで網羅的に実施することは困難な場合も多いため、必要に応じて近隣自治体やさまざまな団体と連携し、支援していくことが求められる。

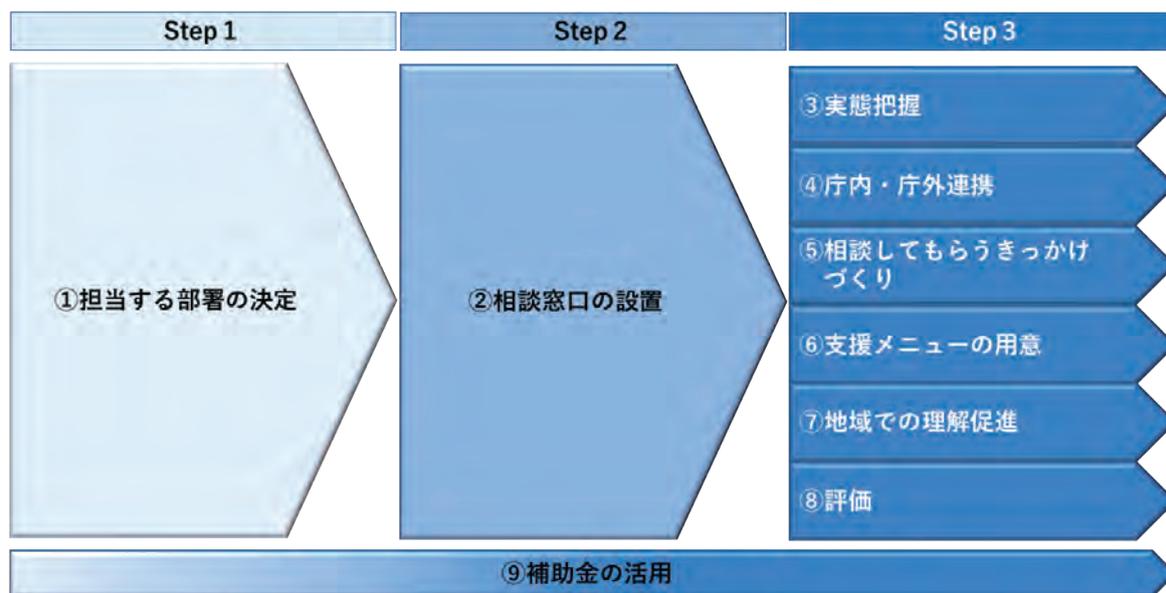
基礎自治体は、住民からの信頼感、住民への影響力、ハード・ソフトのあらゆる資源を活かし、情報集積地（ハブ的機能）の役割を担うことが期待される。

図表 5-2 情報集積地のイメージ



本調査研究では、多摩・島しょ地域の自治体におけるひきこもり状態にある方の支援の進捗状況に差異があることが確認された。相談を受け止め、ハブとしての機能を発揮するため、ひきこもり状態にある方の具体的な支援について、未実施自治体や既に取り組を開始している自治体でも活用できる段階的な取組方法を示すこととする。取組の順序イメージは以下のとおりである。

図表 5-3 取組の順序イメージ



ひきこもり状態にある方の支援をより一層推進してにあたり、③から⑨は並行して取り組み振り返りを行い、必要に応じて実施内容を修正することが必要となる。

## Step 1

### ① 担当する部署の決定

現在の庁内の所管事務の中に、全世代に対応できる「ひきこもり支援」が含まれていなければ、どの部署も支援の手をさしのべることができない状態、いわゆる「制度の狭間」に陥ってしまう。

基礎自治体がまず何よりも先に実施すべきことは、所管部署を決定することである。自治体アンケートの結果からも、担当する部署が決定しないと具体的な支援も進んでいない傾向が見てとれる。そのため、まずはひきこもり支援を担当する部署を決定し、その後の具体的な支援につなぐきっかけを作る必要がある。

自治体の規模や地域における社会資源の程度により、どの程度の役割を自治体が果たすべきかも決まってくる。地域に支援団体・支援者がいる場合、具体的な支援はその方々に任せることができるので、自治体はその団体や人との連携に重点を置ける。一方で、支援を望める団体などがいない場合には、支援方法の検討や庁内の連携を工夫するなどし、役所で支援できる体制を組んでいくことが必要である。自治体アンケートの結果から、ひきこもり支援を実施していると回答した自治体であっても、専門部署で支援しているのは4割程度に留まっている。ひきこもり支援に関する情報を一元管理するためにも、担当する部署の決定が望まれる。

## Step 2

### ② 相談窓口の設置

支援団体のアンケートやヒアリング結果からも、「たらい回しにされた」「窓口が細分化されすぎて支援窓口に行きつかない」「相談窓口がわからない」といった意見が見られる。多摩・島しょ地域の自治体アンケートにおいて、ひきこもり支援を専門的に実施していると回答した基礎自治体は10自治体であり、残りの自治体は各部署での支援としているか支援の検討中・未実施の状態にある。そのため、相談窓口を明確にし、内外に広く周知することが重要となる。

相談窓口の設置についても、Step1で述べたとおり地域における支援団体・支援者の有無に応じて庁内・庁外の設置、既存機能に窓口業務を上乗せするのか、新規に開設するのかという検討をすることが必要である。

図表 5-4 先進自治体の相談窓口の設置状況

	既存	新規
庁内	セーフティネットコールセンター（日野市、P.91参照） 生活支援相談室（守山市、P.95参照） 生活福祉課（文京区、P.103参照） 地域包括支援センター（瀬戸内町、P.110参照）	—
庁外	ひきこもり支援センター（総社市・社協に設置、P.99参照）	あづまプラッツ（新宮東牟婁圏域、P.114参照）

詳細は第4章「先進事例におけるヒアリング調査」を参照。

## Step 3

Step3は、同時並行で進めていくものであるが、支援未実施の自治体においては、まず実態把握を行い、ニーズや地域資源を調査し、どのような支援が望まれているのかを検討する必要がある。

既に支援を開始している自治体においても、これまでの支援内容の改善のための実態把握や、これまでに寄せられた相談内容からどのような支援が望まれているのか振り返りを行うことが重要である。

### ③ 実態把握

ひきこもり状態にある方が何人いて、どのようなニーズがあるか、どのような支援ができるかを検討するために、人数調査・ニーズ調査や地域資源の把握をする。

#### i. 人数調査

##### a. 内閣府調査を基に推計

内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」(2016年)(対象15～39歳)、「生活状況に関する調査」(2019年)(対象40～64歳)における出現率を基に、推計する。これによって、自治体内にひきこもり状態にある方がどれくらいいるのか、概算を出すことができる。(詳細は本報告書P.12、25、26を参照)

##### b. 実数の積み上げ

ひきこもり状態にある方の実態把握をしている自治体は非常に少ない。自治体アンケートの結果からも、支援を実施している26自治体の中でも「把握していない」が11自治体、「各部署で把握しているが全体をとりまとめていない」が10自治体であった。各部署で把握している場合には、庁内照会により対象者を積み上げることで実数を把握することができる。この手法であれば、庁内のみでまずは調査することができ、各課が抱えている事例の共有にも役立つ。

#### ii. ニーズ調査

ひきこもり状態にある方の支援として、地域でどのような支援が望まれているのか把握する。調査は、福祉関係機関の職員や庁内職員に実施することが考えられる。

ひきこもり状態にある方や家族・親族等に直接調査を行うことができれば、より地域のニーズを把握できると考えられるが、所在を把握できないこと、調査への協力自体がひきこもり状態にある方や家族・親族等の重荷となってしまう可能性があることなどを考慮すれば、まず関係者への調査を行い把握することが妥当であると考えられる。

ただし、ひきこもり状態にある方や家族・親族等への調査を妨げるものではなく、既に支援を実施している基礎自治体においては、ひきこもりの経験者やその家族・親族等に対して調査を行うことで、地域のニーズをさらに把握することが可能と考えられる。また、これまでの支援内容を分析し、不足している支援等を明らかにする方法や、支援が途切れてしまった理由を基に改善点を検討することも必要である。

図表 5-5 想定される調査対象と調査項目

調査対象	調査項目
福祉関係機関等の関係者 (民生委員・児童委員、高齢者支援団体職員、 障害者支援団体職員、庁内関係部署職員)	・状態（ひきこもりの原因と状態） ・支援内容、変化の状況 ・現在の状態、課題等

iii. 地域資源の把握

a. 支援機関、家族会、協力機関の有無等の確認

ひきこもり状態にある方の支援は、決して基礎自治体だけでできるものではなく、さまざまな機関と連携を行うことで、本人の希望に応じた支援につなげられる。相談支援を継続する過程で、相談内容に応じた支援機関があるかどうか、信頼できる協力機関をあらかじめ把握しておくことも必要である。

図表 5-6 把握すべき地域資源

地域の資源	把握方法・ポイント
<b>【支援機関】</b> ◇ひきこもり状態にある方の支援機関 ◇当事者会（自助・互助団体） ◇家族会	・福祉関係機関等の関係者へのヒアリングやアンケート ・東京都ひきこもりサポートネットや他自治体との情報交換 ・特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会のウェブサイト 等  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #ffffcc; padding: 10px;"> <b>【ポイント】</b>                          ●支援団体の多くは支援対象地域が広いことから、自治体内に限らず、幅広く調査を行い、把握することが重要                          ●当事者会や家族会が発足準備中等の場合には、インターネット上に情報を公開していない場合もあるので、福祉関係職員等からの情報収集を行う                     </div>
<b>【協力機関】</b> ◇ボランティア団体 ◇職業訓練を受け入れている企業	・社会福祉協議会等へのヒアリング ・福祉的就労施設へのヒアリング 等  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #ffffcc; padding: 10px;"> <b>【ポイント】</b>                          ●ひきこもり状態にある方へ理解ある団体・経営者であるかどうか、協力を依頼できるかの見極めも重要                     </div>

「引き出し屋」を巡るトラブル

●引き出し屋のトラブル

ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の契約・利用をめぐる、法外な報酬を要求されたり契約と異なる暴力的支援が行われたりするトラブルが発生している。家庭内にひきこもり状態にある子を抱える親が、自身の老いを感じて現在の状態に焦った結果、現状を打開するために藁をもすがる想いで悪質な民間業者（いわゆる引き出し屋）に頼ってしまう。

●国の注意喚起

この状況を受け、消費者庁がウェブサイトで注意を呼びかけている。

図表 5-7 消費者庁による注意喚起



出典：消費者庁ウェブサイト ([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_009/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_009/)) (2021年1月19日閲覧) より

●支援団体を吟味

こうしたトラブルにひきこもり状態にある方や家族が巻き込まれないようにするためにも、基礎自治体による支援体制を整備し、住民に安心を提供することが大切である。

基礎自治体は既存の支援団体と協力して支援していくことも多くなるが、支援団体と長期的な協力関係を築くためにも、慎重に団体の特性を吟味する必要がある。これまでの実績や関係機関等から得られる口コミも参考に、必要に応じて支援機関を訪問し、支援内容や支援の考え方を伺い、トラブルを招きかねない団体と協働関係にならないよう留意する必要がある。

## b. ひきこもり支援で利用できる会場の確認

居場所や普及促進事業を展開するため、講演会などのイベントや居場所の充実に利用できる場所を把握しておくことが重要である。会場は行政財産と民間の双方を確認しておくことが望ましい。

## ◇行政財産

自治体の事業であれば、施設使用料が減免になることがあるため、情報を整理する。

## ◇民間

公共性の高い利用にあたっては、低額での利用が可能な場合がある。

また、感染症対策によりこれまでの集合型のイベント開催が難しくなる可能性を考えれば、オンラインによるイベントの開催について、庁内のノウハウ等についても事前に把握することが望ましい。

## ④ 庁内・庁外連携

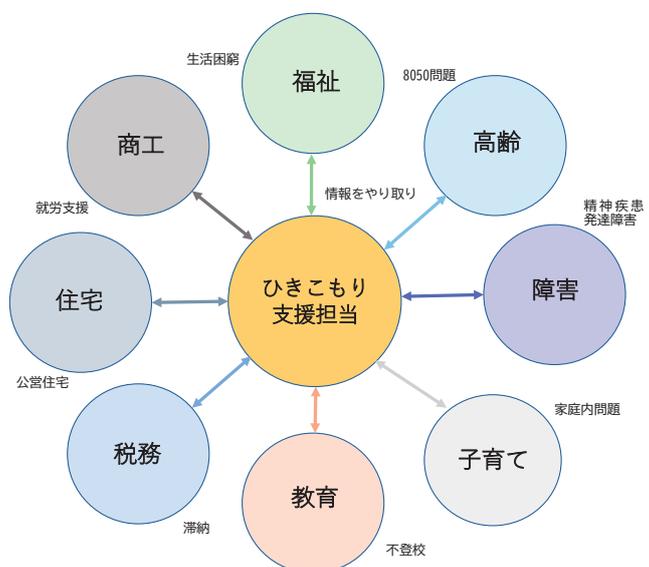
ひきこもり状態にある方の支援においては、本人や家庭の様々な事情があると考えられることから、一部署のみで対応できない場合に備え、庁内でも日頃から相談し合える関係性を構築することが重要である。

また、さまざまな機関の連携が相乗効果を生み支援の幅を広げることとも関係していると言われており、協力関係を維持・拡大していくことが重要となる。

## i. 庁内連携

ひきこもり支援担当に情報が一元的に集約され、ひきこもり担当から各部署に連携がとれる体制が必要と考えられる。また、すでに総合窓口等に情報が集約されている場合は、情報集約している部署とひきこもり支援担当が連携する必要がある。庁内連携のイメージは以下のとおりである。

図表 5-8 庁内連携のイメージ



図表 5-9 庁内の連携先の例と連携の必要性

連携先	連携の必要性
福祉関係所管部署	生活困窮など全般での連携が必要になる
高齢関係所管部署	8050問題のように親の高齢化に伴い、ひきこもり状態の子が発見されることがある
障害関係所管部署	精神疾患や発達障害の場合など医療機関とつながることができる
子育て関係所管部署	親がひきこもり状態になっている場合などでは、子どもへの支援も必要となる
教育関係所管部署	不登校からひきこもりになる方がいる
税務関係所管部署	滞納などにより生活の困窮や変化について知り得ることができ、早期支援につながる可能性がある
住宅関係所管部署	家族の関係性に問題がある場合、ひきこもり状態の方を家族から一時的に離すことも必要であり、長期の場合は住宅が必要となる
商工関係所管部署	就労を希望された場合、地域での就労先として企業との連携が必要となる

## ii. 庁外連携

ひきこもり状態にある方が、社会とのつながりを回復するには、基礎自治体が提供するサービスのみで完結することは決してなく、理解ある地域の中でこそ回復していくことができるものと考えられる。連携の幅が支援の多様性にも関わってくるため、自治体は庁外に必要な応じた連携先を多く持つことが大切である。庁外で想定される連携機関は以下のとおりである。

図表 5-10 庁外の連携先の例と連携で期待できること

連携先	連携により期待できること
支援団体（当事者団体）	ひきこもり状態にある方、家族・親族等への具体的支援
家族会	ひきこもり状態にある方、家族・親族等への具体的支援
民生委員・児童委員	相談支援や行政との連携
自治会・町内会	地域住民の理解
教育機関・学校	不登校からひきこもり状態になる方への切れ目のない支援
ボランティア団体	社会とのつながりの回復の際の活動協力
民間企業	就労体験・職業訓練の機会や就労の場の提供
弁護士	ひきこもり状態にある方の権利を擁護
ファイナンシャルプランナー	親世代が今持っている資産を子どもにどのように残していくか、資産管理・活用などでの支援
東京都	ひきこもり状態にある方への相談支援、訪問支援、就労支援普及啓発などの広域的な支援
医療機関	精神疾患を抱える方への治療
精神保健福祉センター	ひきこもり状態にある方の中で精神疾患を抱える方への支援
保健所	相談支援
近隣自治体	広域での支援
警察	家庭内暴力等への対応

### iii. 庁内・庁外を超えての連携

先進事例調査では、定期的開催する協議体を設け、連携を強化する事例が見られた。協議体では、ひきこもり支援のあり方や支援の方向性を検討するなどしており、ひきこもり状態にある方へ向けての支援の機運を醸成させ、連携強化につなげている（第4章の総社市、文京区、守山市を参照）。また、ケースごとに必要に応じて会議を開催し、連携していくことが考えられる。

#### a. 基礎自治体全体の支援のあり方等の検討（各関係機関の代表者の参加）

協議会を設置するなどし、基礎自治体全体の支援内容、計画、普及啓発など支援のあり方等全体を検討する。

協議会の構成員としては、ひきこもり当事者・経験者の団体、家族会、民間支援機関、自立相談支援機関、民生委員・児童委員、医師会、保健所、教育関係者、就労支援団体、基礎自治体の関係部署等の代表者の参加が考えられる。

#### b. 課題・情報共有（庁内関係部署の参加）

ひきこもり支援では幅広い支援が求められているため、庁内関係部署で課題・情報を共有し相談できる体制整備が必要である。

構成員としては、福祉、高齢、障害、子育て、教育、税務、住宅、商工等といった、支援に関係する庁内関係部署の管理職が考えられる。

ひきこもり状態になった場合には、税の納付や年金の保険料の支払いが滞るなど、税務部門などがいち早く状態の変化に気づきやすい。個人情報取り扱いが難しい場合には、滞納状況等の情報を共有することで、困りごとを抱えた方がどの程度いるのか共有することも大切である。また、ひきこもり状態にある方の中には、家族との関係が悪化し、家から距離を置くことが望ましいと考えられる場合にあっても住宅を借りられず、家族との距離を置くことができない場合もあるため、住宅担当部署も含めて課題を共有し、解決策を検討する必要がある。

#### c. ケースごとの支援検討（各担当者の参加）

実務者レベルでケースごとの支援を検討する。ひきこもり状態にある方のみならず、家族で複数の課題を抱えている場合など、関係機関と連携して支援内容を検討し、どのような支援が望まれるのか、何が今できるのか等を検討することが必要である。

会議の開催が必要なケースの判断は、ひきこもり所管部署等の行政が中心となり、情報を吟味した上で行う。会議の構成員は、民間支援団体、社会福祉協議会、庁内関係部署等、ひきこもり所管部署がケースごとに必要と判断した団体等とする。開催や参加者の判断は、行政が主導することが望ましい。

会議の開催においては、既存の会議の中で参加者を追加し、ひきこもり支援についても検討するという手法も考えられる。既存会議としては、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、介護保険法に基づく地域ケア会議等が考えられるが、基礎自治体の実情やそのケースに合わせて設定されることが望ましい。また、重層的支援体制整備事業を実施する基礎自治体においては、社会福祉法に基づく支援会議も考えられる。

ひきこもり状態にある方の個人情報の共有に関しては、現行法に基づき厳格な運用が必要となる。

本人同意のない情報の共有について

生活困窮者自立支援法第九条、社会福祉法第百六条の六（2021年4月施行）における支援会議では、本人同意のない場合も含めて円滑に支援に取り組めるよう、構成員同士の情報共有の仕組みを構築している。

これは、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきたためである。

ひきこもり支援においても、これらの仕組みを活用するための体制を整え、円滑な情報共有を行うことが大切である。

一方、本人の知り得ないところで情報が共有されていることに不信感を持つ方もいるため、すべてのケースを対象とするということではなく、必要に応じて実施することが重要と考えられる。

図表 5-11 支援会議のイメージ



出典：厚生労働省「生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の概要」（2018年10月）より

## ⑤ 相談してもらおうきっかけづくり

行政でひきこもり支援をしていると標榜していても、ひきこもり状態にある方や家族から相談してもらえないと個別の支援につなげることは難しい。また、ひきこもり状態にある方の中には、外部との情報手段を持たず情報弱者になっている方もいる。基礎自治体がひきこもり状態にある方の支援を行っていることを周知し、相談に来てもらうためのきっかけづくりが重要である。

## i. 広報

広報にあたって、さまざまな手段を用いて行政がひきこもり支援をしていることを住民に知ってもらうことが望ましい。想定される手法は以下のとおり。

図表 5-12 広報媒体と活用例

媒体	活用例
チラシ	・ 公共施設等に設置し、相談窓口や支援を行っていることを周知する。 ・ 自治会・町内会の回覧板などを活用して周知する。
行政広報紙	・ ひきこもり支援を実施していることを掲載する。
ウェブサイト	・ イベントを実施する場合などには特集を組み、支援実施をアピールする。
SNS	・ 登録者にイベント等のお知らせを発信する。
新聞	・ 新聞の地域版にイベント等について掲載してもらえよう、情報提供する。
地域情報紙	・ イベント情報等で特集を掲載してもらえよう、情報提供する。

## ii. イベントの開催

ひきこもり状態にある方、また家族・親族に対し、相談してもらおうためのきっかけづくりのため、イベントや講習会を開くことも重要である。基礎自治体が主体となって行うことで、行政が支援していることを周知するとともに、イベント会場にさまざまなチラシを配置し、支援内容を知ってもらうことが重要である。

ひきこもり状態にある方向けのイベントとしては、ひきこもり経験者による当事者会が考えられ、次の点に留意が必要である。

- ◇ 当日体調が悪くなったときにキャンセルをしなければならないこと、行けなかったことに対する罪悪感を覚えてしまうことなど、心理的負担となってしまう場合があるため、参加時の予約や氏名等の個人情報の登録を必須としないことも検討する。
- ◇ 昼夜逆転している人もいるため、午後からの開催にするなど、ニーズを把握しながら開催を検討する。

家族・親族等向けでは次の点に留意が必要である。

- ◇ 家族・親族等の中には、ひきこもり状態にある方がいることを自らの「教育の誤り」や「恥」と考えている方もおり、記名型のイベントへの参加を躊躇される方がいる。参加の心理的負担を減らすためにも、当事者向けのイベントと同様に予約や氏名等の登録を必須としないことが求められる。

◇地域の知り合いに会うことを恐れ、イベントへの参加を躊躇する方もいる。そのため、参加者を在住者限定としないといった工夫によって、より参加しやすいものとするができる。沿線自治体による共同開催等もその手法のひとつと言える。

## ⑥ 支援メニューの用意

ひきこもり状態にある方の希望に応じられるよう、多様な支援があることが望ましい。すべてを基礎自治体が用意することは困難であるため、地域資源を考慮しつつ、基礎自治体がすべきことを見極め、各団体と連携し、また相談窓口で聞き取った内容やニーズ調査で得られた結果を基に、必要と考えられる支援を用意する。支援メニューを用意する際は、支援団体の有無など地域の実情に応じて判断する。

### i. 相談支援

ひきこもり状態にある方、家族・親族等からの相談を受け付ける。たらい回しを避け相談を受け止めるために、相談窓口を明確にし、一本に集約することが望ましい。ひきこもり状態にある方が相談しやすいように、電話、メール、SNSといったさまざまな媒体を相談手法として用意することが望まれる。

また、特に若年層においては電話を苦手とする人もいるため、双方向でやり取りのできるSNSも窓口として設定することが望ましい。

### ii. 訪問支援

ひきこもり状態にある方の意向を伺うために、自宅等を訪問する。訪問支援においては、外出が難しいなど本人希望により実施する場合や、本人と会えないために行われる場合などさまざまであるが、本人の意図しない訪問などは本人の感情に大きな負荷をかける可能性もあるため、本人や家族と検討を重ねた上で実施することが望ましい。

### iii. 家族・親族等支援

ひきこもり状態にある方に会えない場合には、家族・親族等が孤立しないよう、つながり続けることが肝心である。定期的な家族への連絡、イベントへの参加勧奨など、家族とのつながりを継続し、ひきこもり状態にある方の経過を確認していくことが必要となる。

### iv. 居場所の提供

家以外に安心して過ごすことができる「居場所」を用意する。家以外に安心できる場所があり、何かあってもなくても行ける場所があるという安心感が、ひきこもり状態にある方や家族の気持ちの面での安定につながっていく。居場所は対面に限らず、オンライン居場所などの事例も見られる。居場所の運営にあたり、参加者の世代やライフステージに合わせた工夫も求められる。20歳代が多く集まる居場所に40歳代のひきこもり状態にある方が参加しても、話題が合わず疎外感を感じてまた足が遠のいてしまうことがある。参加者が安心感を持てる場となるような働きかけが、運営側には求められている。

v. 学習支援

不登校からひきこもり状態になった場合には、学習の機会を逸していることが多い。その児童・生徒なりの人生を歩んでいくためにも、学習支援や意思決定支援・コミュニケーションの支援などをひきこもり状態にある方の希望に応じて実施する必要がある。

vi. 社会体験

居場所などへの参加で家庭以外の人とのつながりができつつある人に、他に他者と関わる機会を用意するため、地域活動やボランティアなどへの参加など、さまざまな社会参加プログラムを用意する。

vii. 就労支援

就労を希望する方には、既存の就労支援等を紹介するだけでなく、職業訓練や面接支援等を総合的に実施していくことが重要である。

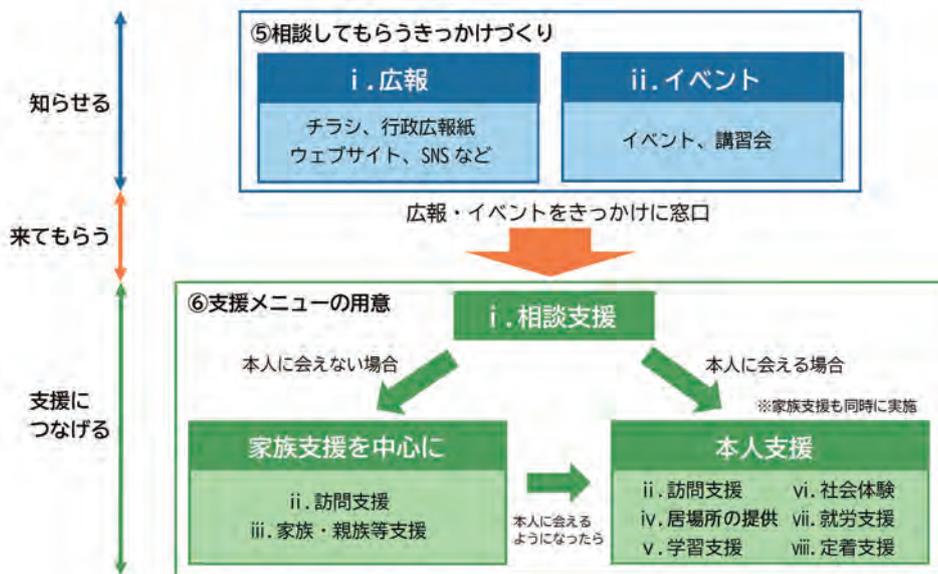
viii. 定着支援

就労が決定した場合、そこで支援を終えるのではなく継続的に働いているかどうかを把握し、必要に応じて支援を行うことが重要である。自治体と関係のある就労先であれば、自治体や支援団体が雇用主と労働者の間に入り、ケアをすることも有益な支援となる。

ix. ひきこもり支援団体の支援

民間団体が支援メニューを用意しても、場所の確保や活動経費がネックになることがある。場所については、公共施設の行政使用での提供、使用料の助成・減免などを検討する。また、経費については、支援者の交通費補助など必要経費を自治体が負担するといった支援の仕方でもよい。

図表 5-13 相談してもらいきっかけづくりから支援メニューの用意まで（イメージ）



## ⑦ 地域での理解促進

ひきこもり状態にある方は「怠けているだけ」「甘えているだけ」「親の育て方が悪かった」と誤解されることが多く、本人や家族がより孤立する要因となっている。家庭内で抱え込むのではなく外に相談しやすい雰囲気を作るためにも、社会全体の理解を促進する必要がある。そのため、基礎自治体が普及啓発の中心的な役割を担い、広く一般に向けて正しい理解を促すための取組が必要となる。

普及啓発を効率的・効果的に進めるために、まず福祉機関等の関係者、地域に密着した支援を実施する民生委員・児童委員、次いで自治会・町内会といった地域の団体に対象を絞り、講習会などを通じてゆるやかに裾野を広げていくことも考えられる。

また、「ひきこもり・生きづらさについての実態調査2019報告書・総合 問23（一般社団法人 ひきこもりUX会議）」では、ひきこもり状態にある方の約6割が就労を望んでいるという結果もある。新たな就労先を開拓するにあたり、理解ある地域の企業や経営者を増やす取組も重要となる。

基礎自治体の中には、ひきこもり支援サポーター制度を作り、講習会の受講者をサポーターとして認定する仕組みを作り、普及促進を展開する工夫を行っているところもある。

普及啓発をより効果的に実施するためには、各自治体による活動とともに、広域での取組も重要となる。他の基礎自治体と連携することも検討する必要がある。

図表 5-14 対象と普及啓発手法

対象	普及啓発手法
◇福祉関係機関等の関係者 ◇民生委員・児童委員 ◇自治会・町内会	イベント・講習会の開催
◇企業	企業に接点のある商工関係所管部署などを介して、地元企業にひきこもり状態にある方の就労についての理解促進・説明

ソーシャルファームについて

ソーシャルファームは1970年代にイタリアではじまった制度で、就労に困難を抱える方が、自律的な経済活動をしなが、必要なサポートを受け、他の従業員とともに働いている社会的企業のことを指す。日本においては、理解や支援がないために、就労を希望しながらも職に就けていない方や就労の継続が困難な方がいる。

東京都は2019年12月に「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定し、ソーシャルファームに関心のある事業者や創設を検討している事業者に対して、認証基準及び支援策等に関する情報提供等を行うほか、就労困難者と認められる方の雇用ノウハウを提供するための相談対応等を行うこととした。

また、予備認証を受けたソーシャルファームに対しては、創設に係る支援として、事業所の改築・改修費や備品購入・設備導入費等の補助、資金調達の支援等を行うこととした。

さらに、認証ソーシャルファームに対しては、運営に係る支援として、就労困難者と認められる方の雇用に係る人件費・就労支援に係る経費等の補助、事業所の賃借料等の経営の支援に係る経費の補助、経営や就労困難者と認められる方の雇用に係る相談・助言等の支援を行こととしている。

条例の中で、「区市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性等に応じた就労の支援に取り組むとともに、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めるものとする。」とされており、市町村の担当者も理解を深める必要がある。

図表 5-15 条例の概要

**条例のポイント**

- 1 「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って就労を希望する全ての都民を支援します。  
条例では「ソーシャル・インクルージョン」を、専ら障別、事業内容が相違し理解を深め、社会の一員として共に活躍しながら支えあうこととしています。
- 2 就労に困難を抱える方に対して、その方の配慮すべき実情等に応じた支援を行います。  
都は、就労を希望する都民に対して、就労に関する相談、情報提供、職業能力開発等の支援を実施します。様々な理由から就労に困難を抱える方に対しては、それぞれの実情等を的確に把握し、それに応じた支援を行います。
- 3 事業者に対して、事業者が従業員の雇用及びその継続等を実施するに当たり、就労に困難を抱える方の配慮すべき実情等に配慮して行われるよう支援します。  
都は、事業者に対して、雇用とその継続に関する補助、賃金保証、労働環境整備等の支援を実施します。さらに、就労に困難を抱える方の雇用とその継続が、それぞれの実情等に配慮して行われるよう事業者を支援していきます。
- 4 就労に困難を抱える方が働く新たな枠組みである「ソーシャルファーム」の創設や活動を促進することを通じて、就労支援を効果的に実施します。  
都は、ソーシャルファームの創設や活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証します。このため、今後、情報収集や支援策をとりまとめ、継続して実施していきます。

**ソーシャルファーム**

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。今後都は、ソーシャルファームの創設や活動を促進していきます。

就労に困難を抱える方を多く受け入れる社会企業「ソーシャルファーム」は、1970年代にイタリアで誕生しました。海外には、「ソーシャルファーム」と呼ばれる社会的企業が多数存在しています。現在では、ドイツ、イギリス、フランスなどに広がり、ヨーロッパ全体で約10,000に、また、韓国でも約2,000社が存在します。主として障害のある方など、就労に困難を抱える方が、他の従業員と一緒に仕事をするとして活躍しています。

**条例において、ソーシャルファームは、以下の事項を満たす社会的企業と規定しています。**

- ① 事業からの収入を主たる利益源として確保していること
- ② 就労に困難を抱える方を主として雇用していること
- ③ 職域において、就労に困難を抱える方が他の従業員と共に働いていること

都が支援対象として認定するソーシャルファームの認証基準は、つぎを定する付録においてとりまとめます。

**その他条例に規定していること**

- ① 都民、事業者、関係団体の協働について規定しています。
- ② 都民や事業者は、条例の基本理念に建ち支え、区市町村は、地域の特性等に合わせた施策の策定に取り組む。あわせて、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めることとしています。
- ③ 計画の策定や進捗の検証について規定しています。

都は、就労の支援に関する種別等を精選するため、本条例の対象を限定します。また、都は、市町村の計画に基づく就労支援策の状況と公表するとともに、関係機関間の協力を推進しながら統一的な取組を進め、効果的に実施するよう努めることとしています。

出典：東京都ウェブサイト

([https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/koyou/jourei/shurou\\_shien/](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/koyou/jourei/shurou_shien/))  
(2021年1月19日閲覧) より

### ⑧ 評価

基礎自治体がひきこもり支援を実施するにあたり、庁内で事業評価を求められることもあるが、支援期間が数年単位になることやゴールがひとりひとり異なるといったひきこもり支援の特性上、「社会とのつながりを回復した人数」といった定量的な指標だけではなく、「居場所に参加する方の安心感を高める」といった定性的な指標も含めて検討する必要がある。

### ⑨ 補助金の活用

限られた予算の中で支援をするためには、補助金の活用は欠かせない。

国の補助金では、2020年現在、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（ひきこもり対策推進事業、厚生労働省）、地域就職氷河期世代支援加速化交付金（内閣府）、2021年度からは新たに重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）を基礎自治体は活用できる。現時点で支援を検討していない自治体のうち、「予算がない」という理由を挙げている自治体もあるが、こうした補助金の活用も有益である。補助金に関する情報を積極的に集め、支援の幅を広げる工夫が望まれる。

補助金の制度は新規創設や変更が多いため、東京都の動向を含め最新情報に留意したい。

### 3 おわりに

今回の調査で、ひきこもり状態にある方はすべての世代に存在し、社会とのつながりを回復するには支援を始めてから数年かかることが判明した。ひきこもり状態になる要因はさまざまであり、誰もがなり得るものである。住民がひきこもり状態になったとしても、社会とのつながりを回復できる仕組みを作っていくよう、継続的な支援が自治体には求められている。

現在、ひきこもり支援は自治体によって取組に差がある。今後、地域でひきこもり状態にある方を支えるためには、自治体の中の多くの部署が連携していくこと、地域の支援団体をはじめとした多くの人々が連携・協力することが必要である。提言にもあるとおり、広域での支援もひきこもり支援では有用と言える。

また、ひきこもり支援が広がりつつあるとはいえ、行政で把握しているのは氷山の一角で、ひきこもり状態にある方の全容をわかりきっていないのも実情である。今後は、住民の実態を詳しく把握し、試行を繰り返していくことでより実態に即した支援につなげ、人生に希望を持てるようなまちづくりに取り組む必要がある。

本報告書が、基礎自治体におけるひきこもり支援の一助となれば幸いである。

# 資料編

---

1

自治体アンケート調査票

1 真自治体について

■ 同一回答の説明です。フリガナから漢字読みを導き出して表示してください。  
 ■ 複数回答の説明です。最初の回答のみではまる箇所○を指示してください。  
 ■ 複数選択は自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

真自治体についてお答えください。  
 F1 自治体名 (フリガナ入力) \_\_\_\_\_

本アンケートの取りまとめご担当者についてお答えください。  
 F2 部署名 (フリガナ入力) \_\_\_\_\_

F3 ご担当者氏名 (フリガナ入力) \_\_\_\_\_

F4 電話番号 (フリガナ入力) \_\_\_\_\_

F5 メールアドレス (フリガナ入力) \_\_\_\_\_

【26市の方にのみ】生活困難支援窓口の設置部署はどこになりますか。  
 (フリガナ入力) \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 係 \_\_\_\_\_

次のシートにお進みください →

ひきこもり支援に関するアンケート

【公益財団法人 東京市町村自治調査会 基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する調査】

- 提出方法
- 記入した調査票は、下記のアドレスまでメールに添付して提出してください。
  - 2020年3月27日（木）の17時までのご提出をお願いします。

提出・照会先：基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する調査 事務局  
 株式会社日本能率協会総合研究所 メール： [yu\\_nokamura@jmarco.jp](mailto:yu_nokamura@jmarco.jp)  
 (中村、笠原、田中)

■ 調査目的

本調査は、基礎自治体のひきこもり状態にある方（家族・親族等）への支援状況を把握し、多摩・葛しよ地域市町村におけるひきこもり状態にある方の支援の方向性（支援の重点、取り組むべき施策、事業、行内外の連携のあり方等）を検討するための基礎資料とすることを目的に実施します。

■ 調査対象の対象

- 多摩・葛しよ地域市町村

■ 記入時のお問い合わせ

- 他部署の状況などを把握しない記載できない場合には、お手紙ではございますが、とりまめてご記入ください。説明によって、事業委託先が回答した方が好ましいと考えられる場合など、必要に応じて委託先に確認の上、回答をお願いします。
- 2020年4月1日現在の状況でご回答ください。

■ 調査票の取り扱いについて

- 取りまとめた調査結果は、東京市町村自治調査会が報告書で公開します。
- 本アンケート調査の回答内容について、自治体名が分かる形で公表することはありません。
- アンケート調査の締約後、先進的な取り組み事例についてアテリング調査のご協力をお願いします。

次のシートにお進みください →

2 貴自治体における支援の状況について

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択内容を選んで表示させていただきます。  
 ■ 複数回答の設問です。真横の選択内容にはある箇所に表示させていただきます。  
 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答は文字数の制限はございません。

Q1 貴自治体では、ひきこもり状態にある方の支援を行っていますか。  
 (東京都ひきこもりサポートネットワーク事業における市町村の訪問相談窓口を除く)

- 1 行っている
- 2 検討中
- 3 行っていない

- 1 を選択した方はQ2～Q28までお答えください。⇒
- 2 を選択した方はQ29～Q54までお答えください。⇒
- 3 を選択した方はQ55をお答えください。⇒

回答欄
1 行っている
2 検討中
3 行っていない

3 貴自治体における支援の状況について  
 ※ひきこもり状態にある方の支援について伺います。

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択内容を選んで表示させていただきます。  
 ■ 複数回答の設問です。真横の選択内容にはある箇所に表示させていただきます。  
 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答は文字数の制限はございません。

以下の質問は、Q1で「1. 行っている」と回答した自治体のみ回答してください。

Q2 貴自治体ひきこもり状態にある方の支援を始めたきっかけをお答えください。

- 1 ひきこもりに関する相談件数の増加(担当からのポトムアップ)
  - 2 市民のトップダウン
  - 3 生活困窮者自立支援法により、担当の設置の必要があったから
  - 4 その他
- ↓
- 4その他を選んだ方は、支援を始めたきっかけをお答えください。

回答欄
-----

Q3 貴自治体が高齢者の支援は何かに基づき実施されていますか。(複数回答可)

- 1 生活困窮者自立支援法
- 2 自治体独自の条例
- 3 自治体独自の要綱
- 4 自治体の計画
- 5 その他

回答欄
⇒ 条例名
⇒ 要綱名
⇒ 計画名
⇒ 具体的に

Q4 「ひきこもり状態にある方」の定義について伺います。

貴自治体が高齢者の「ひきこもり状態にある方」の定義として該当するものをお答えください。(複数回答可)

- 1 本人または家族がひきこもりと認識している
  - 2 趣味による外出はあるが、家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にとどまっている
  - 3 コンビニなどには外出するが、家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にとどまっている
  - 4 家や部屋にとじこもり、外出していない
  - 5 定義を設定していない
  - 6 その他
- ↓
- 6その他を選んだ方は、定義をお答えください。

回答欄

Q5 Q4で1～4、6と回答した方について伺います。貴自治体が高齢者の「ひきこもり状態にある方」の定義における継続期間をお答えください。

- 1 1か月以上
  - 2 3か月以上
  - 3 6か月以上
  - 4 1年以上
  - 5 継続期間は設けていない
  - 6 その他
- ↓
- 6その他を選んだ方は、継続期間をお答えください。

回答欄
-----



Q13 貴自治体でひきこもり支援につながるケースの情報提供者をお答えください。

1 本人	回答欄
2 家族・親族	
3 保健所	
4 精神保健福祉センター	
5 東京都ひきこもりサポートネットワーク	
6 児童相談所	
7 社会福祉協議会	
8 NPO・ボランティア団体	
9 ひきこもり支援団体	
10 民生委員・児童委員	
11 ケアマネジャーなど高齢者福祉関係者	
12 医療関係者	
13 住民	
14 庁内他部署（生活保護所等部署）	
15 庁内他部署（障害福祉所等部署）	
16 庁内他部署（商工労働所等部署）	
17 庁内他部署（高齢者福祉所等部署）	
18 庁内他部署（税関係部署）	
19 庁内他部署（児童福祉所等部署）	
20 庁内他部署（軟委委員会）	
21 その他	
22 その他を選んだ方は、具体的な情報提供者をお答えください。	

(複数回答可)

Q17 貴自治体におけるひきこもり状態にある方への支援体制をお答えください。

1 専門部署で支援している	回答欄
2 専門とする部署はないが、各部署で支援を行っている	
⇒ 部署名を記入してください	
3 その他	
↓	
3その他を選んだ方は、具体的な支援体制をお答えください。	

Q18 Q17で1と回答した自治体に伺います。

(1) 貴自治体におけるひきこもり状態にある方への支援の運営形態（直営、委託、直営+委託）をお答えください。

1 直営	回答欄
2 委託	
3 直営+委託	

(2) 貴自治体におけるひきこもり状態にある方を支援する部署は年齢に関係なく対応しますか。

1 年齢に関係なく一元的に対応する	回答欄	
2 年齢によっては他の部署を案内する		
↓		
2年齢によっては他の部署を案内する	歳～	案内する部署
↓	歳～	案内する部署
2年齢によっては他の部署を案内する	歳～	案内する部署
↓	歳～	案内する部署

Q19 Q17で2と回答した自治体に伺います。

(1) 貴自治体におけるひきこもり状態にある方への支援の運営形態（直営、2委託、3直営+委託）をお答えください。

(1)回答欄	1直営	回答欄
	2委託	
	3直営+委託	
支援する部署名	歳～	歳
0	歳～	歳

(2) 回答欄  
1年齢により異なる」選択された方は、部署ごとの対応年齢を記入してください。

支援する部署名	歳～	歳
0	歳～	歳

(2) 貴自治体におけるひきこもり状態にある方を支援する部署は年齢に関係なく対応しますか。

1 年齢により異なる	回答欄
2 年齢によるのではなく、支援内容によって部署が異なる	
3 その他	
↓	
3その他を選んだ方は、何を区分として対応する部署が異なるかをお答えください。	

1を選択した場合は、(1)の回答の右に対応する年齢を記入してください。

Q14 貴自治体が実施するひきこもり状態にある方への支援として該当するものをお答えください。

1 相談窓口の設置	回答欄
2 訪問支援（アウトリーチによる支援）	
3 居場所づくり	
4 就労支援	
5 その他（自由記述）	

⇒ 具体的に  
⇒ 具体的に  
⇒ 具体的に  
⇒ 具体的に

Q15 貴自治体が実施するひきこもり状態にある方の家族・関係者への支援方法として該当するものをお答えください。

1 相談窓口の設置	回答欄
2 家族同士の交流の場づくり	
3 その他（自由記述）	

⇒ 具体的に  
⇒ 具体的に

Q16 ひきこもり支援では、継続的な支援が重要と書かれています。

貴自治体では、ひきこもりの状態にある方への「つながり続ける支援」をどのように実施していますか？（複数回答可）

1 電話	回答欄
2 面談	
3 メール	
4 SNS	
5 その他	
6 実施していない	

⇒ 回数頻度など  
⇒ 回数頻度など  
⇒ 回数頻度など  
⇒ 回数頻度など  
⇒ 回数頻度など  
⇒ 具体的に

Q20 貴自治体におけるひきこもり状態の方を支援する部署の人数をお答えください。

合計  人

Q21 貴自治体におけるひきこもり状態にある方を支援する部署に専門職は配置されていますか。

回答欄

- 1 配置されている
- 2 配置されていない

Q22 Q21で1と回答した自治体に伺います。

配置されている専門職をお答えください。（複数回答可）

回答欄

- 1 社会福祉士
- 2 精神保健福祉士（精神保健福祉法領域のソーシャルワーカーの国家資格）
- 3 保健師
- 4 看護師
- 5 介護福祉士
- 6 作業療法士（作業・工作を専門とするリハビリテーション職の国家資格）
- 7 理学療法士（運動機能回復を専門とするリハビリテーション職の国家資格）
- 8 公認心理士（心理学の専門知識・技術をもって支援を行う者の国家資格）
- 9 キャリアコンサルタント（職業の選択等を支援する者の国家資格）
- 10 その他

↓  
10その他を選んだ方は、具体的な専門職種をお答えください。

Q23 貴自治体では、ひきこもり状態にある方への理解を深め、支援へつなげるため、担当者向けの研修を行っていますか。

回答欄

- 1 行っている
- 2 行っていない

Q24 Q23で1と回答した自治体に伺います。具体的な担当者向けの研修をお答えください。（複数回答可）

回答欄

- 1 内部研修（座学）
- 2 庁内でケースごとにロールプレイを実施
- 3 庁外も含むケースについてロールプレイを実施
- 4 その他

↓  
4その他を選んだ方は、具体的な研修内容をお答えください。

Q25 さらに支援を充実するため、必要だと思われることをお答えください。（複数回答可）

回答欄

- 1 自立をサポートするコーディネーターの配置
- 2 専門的に担当する庁内部署の設置
- 3 本支援期間における役割分担の明確化
- 4 弊棟に対する支援についての理解促進
- 5 各支援機関の情報共有のための情報交換会議の開催
- 6 個別のケースワーク
- 7 支障に必要な活動場所の提供
- 8 支障に係る職員に対する研修・人材育成
- 9 併働の一方管理体制の整備
- 10 有識者、有資格者の配置、確保
- 11 支援団体の代表者と交えた協議会などの設置
- 12 一般市民に対するひきこもり支援に対する啓発活動
- 13 制度や取組についての周知
- 14 その他

↓  
14その他を選んだ方は、必要だと思われるものを具体的に教えてください。

Q26 貴自治体におけるひきこもり状態にある方への支援に関する措置を促進とした場合、想定されるものをお答えください。（複数回答可）

回答欄

- 1 地域の支援団体等との個別協議回数
- 2 複数団体による協議体における協議回数
- 3 相談人数
- 4 訪問人数
- 5 社会とのつながりを回復した人数
- 6 その他

↓  
6その他を選んだ方は、具体的に教えてください。



Q33 貴自治体では、どのような方法でひきこもり状態にある方の実数（人数）を把握しているかお答えください。（複数回答可）

1 町本調査	回答欄
2 全戸調査	回答欄
3 保健師・NPO・事業者へのアンケートまたは聞き取り	回答欄
4 ひきこもり状態にある方へのアンケートまたは聞き取り（家族・親族を含む）	回答欄
5 東京都ひきこもりサポートネットワーク事業における訪問支援窓口の件数の把握	回答欄
6 庁内の相談件数、支援件数を把握	回答欄
7 民生委員・児童委員へのアンケートまたは聞き取り	回答欄
8 各部署で把握しているが、全体をとりまとめていない	回答欄
9 把握していない	回答欄

Q34 Q33で1～7と回答した方に伺います。把握している人数を性別別、性別を年齢別、性別を合計のみ記載してください。わからない場合は合計のみ記載してください。

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	小計
男性								0
女性								0
その他								0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0

合計  人

Q35 Q33で8、9と回答した方に伺います。今後ひきこもり状態にある方の実数（人数）を把握する予定はありますか。

1 ある  
2 ない  
↓  
2ないを選んだ方は、理由をお答えください。

回答欄

Q36 貴自治体では、ひきこもり状態にある方への支援に当たり、庁内の関連する部署との情報共有で予定していることをお答えください。

- 1 受けたい相談内容を関連部署へ提供  
2 相談案件について担当者によるケース検討会議を開催  
3 相談案件について関連部署で報告の開催や対応方法を検討  
4 特に相談案件について情報交換を行う予定はない

回答欄

Q37 Q36で1～3と回答した方に伺います。情報共有を予定している部署をお答えください。（複数回答可）

1 生活保護所管部署  
2 障害福祉所管部署  
3 雇工労働所管部署  
4 高齢者福祉所管部署  
5 児童福祉所管部署  
6 教育委員会  
7 その他  
↓  
7その他を選んだ方は、情報共有を予定している部署をお答えください。

回答欄

Q38 貴自治体では、ひきこもり状態にある方を支援する地域周辺の支援団体を把握していますか。

1 把握しており、支援団体がある  
2 把握しているが、支援団体が無い  
3 把握できていない

回答欄

Q39 貴自治体では、ひきこもり状態にある方への支援に当たり、連携を予定している庁外の機関をお答えください。（複数回答可）

- 1 保健所  
2 精神保健福祉センター  
3 社会福祉協議会  
4 民生委員・児童委員  
5 就労支援機関  
6 ひきこもり支援団体  
7 当事者・家族会  
8 NPO・ボランティア団体  
9 自治会  
10 民間企業  
11 医療機関  
12 協議体を設置し、会議を開催  
13 その他  
↓  
13その他を選んだ方は、連携している庁外の機関をお答えください。

回答欄

Q40 貴自治体がひきこもり状態にある方への支援として予定しているものをお答えください。（複数回答可）

- 1 相談窓口の設置  
2 訪問支援（アウトリーチによる支援）  
3 居場所づくり  
4 就労支援  
5 その他（自由記述）  
↓  
具体的な

回答欄

Q41 貴自治体がひきこもり状態にある方の家族・親族等への支援として予定しているものをお答えください。（複数回答可）

- 1 相談窓口の設置  
2 家族間士の交流の場づくり  
3 その他（自由記述）  
↓  
具体的な

回答欄







## 支援団体アンケート調査票

<貴団体について伺います>

問1. 貴団体の名、アンケート回答者についてお答えください。

貴団体の名	
回答者の所属部署名	
回答者名	
電話番号	
メールアドレス	

問2. 貴団体の主な事業内容をお答えください。

--

問3. 貴団体が対応できる東京都内の地理的な範囲をお答えください。(あてはまるものすべてに)

1. 千代田区	20. 練馬区	24. 八王子市	43. 東久留米市	50. 瑞穂町
2. 中央区	21. 足立区	25. 立川市	44. 武蔵村山市	51. 日の出町
3. 港区	22. 豊島区	26. 武蔵野市	45. 多摩市	52. 檜原村
4. 新宿区	23. 江戸川区	27. 三鷹市	46. 稲城市	53. 奥多摩町
5. 文京区		28. 青梅市	47. 羽村市	54. 大島町
6. 台東区		29. 府中市	48. あきる野市	55. 利島村
7. 墨田区		30. 昭島市	49. 西東京市	56. 新島村
8. 江東区		31. 調布市		57. 神津島村
9. 品川区		32. 町田市		58. 三宅村
10. 目黒区		33. 小金井市		59. 御蔵島村
11. 大田区		34. 小平市		60. 八丈町
12. 世田谷区		35. 日野市		61. 青ヶ島村
13. 渋谷区		36. 栗村山		62. 小笠原村
14. 中野区		37. 国分寺市		
15. 杉並区		38. 国立市		
16. 豊島区		39. 福生市		
17. 北区		40. 狛江市		
18. 荒川区		41. 東大和市		
19. 板橋区		42. 清瀬市		

2020年8月

## ひきこもり支援に関するアンケート調査

【公益財団法人 東京市町村自治協議会 基礎団体ににおけるひきこもりの支援に関する調査】

### 【本調査の目的】

本調査は、ひきこもり支援団体の支援体制を把握し、多摩・島しょ(相模市町村)におけるひきこもりの状態にある方の支援の方向性(支援の拠点、取り組むべき施策・事業、庁内外の連携のあり方等)を検討するための基礎資料とすることを目的に実施します。

### 【本調査の対象】

ひきこもり状態にある方を支援する団体

### 【ご回答にあたりまして】

2020年4月1日現在の状態で回答ください。

### 【回答期限】

**8月28日(金)までに** 同封した返信用封筒を用いて返函してください。

### 【本調査の取扱いに関しまして】

ご回答いただきました内容につきましては、次のように取扱いします。  
 ・取りまとめた調査結果は、東京市町村自治協議会の報告書で公表します。  
 ・本アンケート調査の回答内容について、団体の名前が分かる形で公表することはありません。  
 ・調査への協力に感謝し、一部の調査項目への回答集が当ホームページに掲載されています。  
 ・アンケート調査の結果は、先制的な取組事例についてヒアリング調査のご協力をお願ひすることがあります。

### 【本調査に関する問合せ先】

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本車庫株式会社5階  
 株式会社日本車庫株式会社調査研究部 福祉・医療・労働政策研究部  
 担当：中村 愛原 甲申  
 TEL：03-6430-6910 (平日 10:00~17:00) FAX：03-6432-1897  
 Mail：bu\_nokamura@jkc.co.jp

※郵送部対応のためお返事を遅延しております。  
 恐れ入りますが、メールでお問い合わせください。

＜貴団体における支援体制・支援内容等ついて伺います＞

問4. 貴団体が考える「ひきこもり状態にある方」の定義として該当するものをお答えください。  
 い。(あてはまるものすべてに○。その他は自由記述)

1. 本人または家族がひきこもりと認識している
  2. 趣味による外出はあるが、親戚以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にとどまっている
  3. コーヒーなどには外出するが、駅以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にとどまっている
  4. 駅や部屋にとじこもり、外出していない
  5. その他
  6. 定義を成型していない
- (具体的に ) )

＜問5は問4で「1.」～「5.」を選出した団体に伺います＞

問5. 貴団体が考える「ひきこもり状態にある方」の定義における問4の状態の継続期間をお答えください。  
 (いずれかひとつに○。その他は自由記述)

1. 1か月以上
  2. 3か月以上
  3. 6か月以上
  4. 1年以上
  5. その他
  6. 継続期間は決けていない
- (具体的に ) )

問6. 貴団体のひきこもり状態にある方(家族・親族等を含む)を支援する職員数をお答えください。  
 (自由記述)

合計(専任職員含む) ( )人

問7. ひきこもり状態にある方(家族・親族等を含む)を支援する職員のうち、専門職の資格をお持ちの方をお答えください(のべ人数)。(自由記述)

専門職名	のべ人数	専門職名	のべ人数
社会福祉士	( )人	作業療法士	( )人
精神保健福祉士	( )人	理学療法士	( )人
保健師	( )人	公認心理師	( )人
看護師	( )人	キャリアコンサルタント	( )人
介護福祉士	( )人	その他	( )人

問8. 貴団体ではひきこもり状態にある方への理解を深め、支援につなげるため、職員教育を行っていますか。(いずれかひとつに○)

1. 行っている
2. 行っていない

＜問9は問8で「1.」を選出した団体に伺います＞

問9. 具体的な職員教育をお答えください。(あてはまるものすべてに○。その他は自由記述)

1. 内閣府しくは外部研修へ参加
2. コースごとにロールプレイを実施
3. 資格取得向けの講座  
(取得する資格を具体的に: )
4. その他  
(具体的に: )

問10. 貴団体が支援するひきこもり状態にある方について、年齢別、性別ごとに人数をお答えください。該当者がいない場合は空白で結構です。

単位: (人)

	19~	20~	30~	40~	50~	60~	65歳以上	合計
男性								
女性								
その他								
合計								

問11. 貴団体ではひきこもり状態にある方の年齢に関係なく支援を行いますか。(いずれかひとつに○)

1. 年齢に関係なく支援している
2. 年齢によっては支援を断っている  
→対象年齢をお答えください。 歳~ 歳

問12. 貴団体におけるひきこもり状態にある方への平均支援月数と最长支援月数をお答えください。

平均支援月数 年 月 日

最长支援月数 年 月 日

問 13. 貴団体の支援につながったケースについて情報提供者をお答えください。(あてはまるものすべてに○。その他は自由記述)

1. 本人
  2. 家族・親族
  3. 保健所
  4. 精神保健福祉センター
  5. 児童相談所
  6. 社会福祉協議会
  7. ボランティア団体
  8. 民生委員・児童委員
  9. ケアマネジャーなど高齢者福祉関係者
  10. 医療関係者
  11. 住民
  12. 行政のひきこもり支援窓口
  13. その他
- 具体的に ( )

問 14. 問 13 の情報提供者のうち、貴団体の支援につながったケースとしてもっとも多い提供者をお答えください。(いずれかひとつに○。その他は自由記述)

1. 本人
  2. 家族・親族
  3. 保健所
  4. 精神保健福祉センター
  5. 児童相談所
  6. 社会福祉協議会
  7. ボランティア団体
  8. 民生委員・児童委員
  9. ケアマネジャーなど高齢者福祉関係者
  10. 医療関係者
  11. 住民
  12. 行政のひきこもり支援窓口
  13. その他
- 具体的に ( )

問 15. 貴団体が実施するひきこもり状態にある方への支援として該当するものをお答えください。(あてはまるものすべてに○。その他は自由記述)

1. 相談支援
  2. 訪問支援
  3. 関係構築
  4. 見守り
  5. 居場所の提供
  6. 行政サービス紹介
  7. 就労支援
  8. その他
- 具体的に ( )

問 16. 貴団体が実施するひきこもり状態にある方への支援のうち、40歳以上の壮年期の方を対象として実施している支援があれば教えてください。(自由記述)

問 17. 貴団体が実施するひきこもり状態にある方の家族・親族等への支援方法として該当するものをお答えください。(あてはまるものすべてに○。その他は自由記述)

1. 相談支援
  2. 訪問支援
  3. 定期的な連絡等による状況確認
  4. 家族会等の紹介・開催
  5. 行政サービス紹介
  6. 医療機関の紹介
  7. その他
- 具体的に ( )

問 18. 貴団体では、ひきこもり状態にある方への支援にあたり、どのような団体と連携していますか。(あてはまるものすべてに○。その他は自由記述)

1. 自治体
  2. 保健所
  3. 精神保健福祉センター
  4. 社会福祉協議会
  5. 民生委員・児童委員
  6. 就労支援機関
  7. 当事者・家族会
  8. ボランティア団体
  9. 民間企業
  10. 医療機関
  11. 協議会 (関係機関による連絡会等)
  12. 自治会
  13. その他
- 具体的に ( )

問 19. 現在は連携していないが、連携が必要と考える団体をお答えください。(あてはまるものすべてに○。その他は自由記述)

1. 自治体
  2. 保健所
  3. 精神保健福祉センター
  4. 社会福祉協議会
  5. 民生委員・児童委員
  6. 就労支援機関
  7. 当事者・家族会
  8. ボランティア団体
  9. 民間企業
  10. 医療機関
  11. 協議会 (関係機関による連絡会等)
  12. 自治会
  13. その他
- 具体的に ( )

問 20. ひきこもり状態にある方への支援で自治体に期待することをお答えください。(あてはまるものすべてに○。その他は自由記述)

1. 各支援機関の情報共有のための情報交換会議の開催
  2. 専門的に担当する部署の設置
  3. 支援に必要な活動場所の提供
  4. 支援に係る職員に対する研修・人材育成
  5. ひきこもり支援に対する啓発活動
  6. その他
- 具体的に ( )

問2.1. 自治体が用意しているひきこもりの状態にある方への支援事業のうち、拡充すべき取組があれば教えてください。(自由記述)

--

問2.2. ひきこもりの状態にある方への支援事業のうち、自治体を実施するものもきめ込まれない支援があれば教えてください。(自由記述)

--

問2.3. 貴団体がひきこもり支援の事業評価を行うにあたり、現在用いている指標があれば教えてください。(自由記述)

--

7

問2.4. ひきこもりの状態にある方(家族・親族等を含む)を支援するにあたり、実施したいができていない支援があれば教えてください。(自由記述)

支援内容:	
実施できない理由:	
支援内容:	
実施できない理由:	

問2.5. ひきこもりの状態にある方を支援するにあたり、課題や困難していること・ご意見について自由にご記入ください。(自由記述)

--

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

8

## 公益財団法人 東京市町村自治調査会

1986（昭和61）年10月に、市町村の自治の振興を図ることを目的に東京都全市町村の総意により設立された行政シンクタンクです。

多摩・島しょ地域の広域的課題や共通課題に関する調査研究・普及啓発のほか、市町村共同事業、広域的市民活動への支援等を行っています。

本書は、公益財団法人東京市町村自治調査会及び株式会社日本能率協会総合研究所による共同調査方式で作成しました。

（公財）東京市町村自治調査会

永尾 昌文 調査部長（東京都派遣）  
小野 友弘 主任研究員（東京都派遣）  
齋藤 彬子 研究員（小金井市派遣）  
上原 唯 研究員（多摩市派遣）  
目崎 絢 研究員（稲城市派遣）

株式会社日本能率協会総合研究所

川村 静香 福祉・医療・労働政策研究部長  
田中 元 主任研究員  
中村 友 研究員  
笠原 絵人 研究員

2021年3月発行

## 基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する 調査研究報告書

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会  
〒183-0052  
東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内  
TEL：042-382-7722 FAX：042-384-6057  
URL：https://www.tama-100.or.jp

発行責任者 小暮 実

調査委託 株式会社 日本能率協会総合研究所  
〒105-0011  
東京都港区芝公園 3-1-22  
TEL：03-6435-6616 FAX：03-3432-1837  
URL：http://www.jmar.co.jp/

印刷 プリンティングイン株式会社  
〒180-0012  
東京都武蔵野市緑町 1-5-1 東海グリーンパークビル 2F  
TEL：0422-54-0051 FAX：0422-54-2951



# 基礎自治体における ひきこもりの支援に関する調査研究報告書



再生紙を使用しています